



DIAM外国株式インデックスファンド ＜DC年金＞

追加型投信／海外／株式（インデックス型）

- この目論見書により行う「DIAM外国株式インデックスファンド＜DC年金＞」の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により、有価証券届出書を2024年11月15日に関東財務局長に提出しており、2024年11月16日にその効力が生じております。
- 「DIAM外国株式インデックスファンド＜DC年金＞」の基準価額は、ファンドに組入れられる有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資家のみなさまに帰属します。したがって、ファンドは、元本が保証されているものではありません。

アセットマネジメントOne株式会社

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
ファンドは、課税上「株式投資信託」として取り扱われます。

■委託会社への照会先

【コールセンター】 **0120-104-694**（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

【ホームページアドレス】 <https://www.am-one.co.jp/>

発行者名	アセットマネジメントOne株式会社
代表者の役職氏名	取締役社長 杉原 規之
本店の所在の場所	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません。

目 次

第一部【証券情報】	1
第二部【ファンド情報】	4
第1【ファンドの状況】	4
第2【管理及び運営】	40
第3【ファンドの経理状況】	46
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	107
第三部【委託会社等の情報】	109
第1【委託会社等の概況】	109
約款	138

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

D I AM外国株式インデックスファンド<DC年金>

(以下「ファンド」または「当ファンド」といいます。)

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権（以下「受益権」といいます。）

信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関等（後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含めます。）をいいます。以下同じ。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社（以下、「委託会社」といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

お申込日の翌営業日の基準価額※とします。

※収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

※「基準価額」とは、純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。（ただし、便宜上1万口当りに換算した基準価額で表示することがあります。）

<基準価額の照会方法等>

基準価額は、当ファンドの委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

※当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

(5) 【申込手数料】

ありません。

(6) 【申込単位】

1円以上1円単位（当初元本1口＝1円）

※収益分配金を再投資する場合は、1口単位となります。

(7) 【申込期間】

継続申込期間：2024年11月16日から2025年5月16日

※お申込みの取扱いは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。なお、ニューヨーク証券取引所、またはロンドン証券取引所の休業日に該当する日（以下「海外休業日」という場合があります。）には、お申込みの受付は行いません。

※継続申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

当ファンドのお申込みにかかる取扱い等は販売会社が行います。

※販売会社は、以下の方法でご確認ください。

・委託会社への照会

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

(9) 【払込期日】

取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに買付代金を販売会社に支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

取得申込者は、販売会社の定める方法により、販売会社を買付代金を支払うものとします。

※払込取扱場所についてご不明な点は、以下の方法でご確認ください。

・委託会社への照会

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権にかかる振替機関は以下の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

お申込みの方法

お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

当ファンドは、原則として確定拠出年金制度によるお申込みのみの取扱いとなります。ただし、委託会社または販売会社が取得する場合はこの限りではありません。

当ファンドは、収益の分配が行われた場合、収益分配金を無手数料で再投資する「累積投資（自動けいぞく投資）」専用ファンドです。このためお申込みの際、受益権の取得申込者は販売会社との間で、「累積投資約款」にしたがって分配金累積投資に関する契約を締結します。

なお、販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

お申込みは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時30分までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

また、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付を取り消すことができます。

※受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

○振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、解約代金は、社振法および上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

◆投資信託振替制度

投資信託振替制度とは、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するものです。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

- ①当ファンドは、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。
- ②当ファンドの信託金の限度額は、1兆円とします。ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

＜ファンドの特色＞

1 主に外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンドに投資を行い、「MSCIコクサイ・インデックス(円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)」に連動する投資成果をめざして運用を行います。

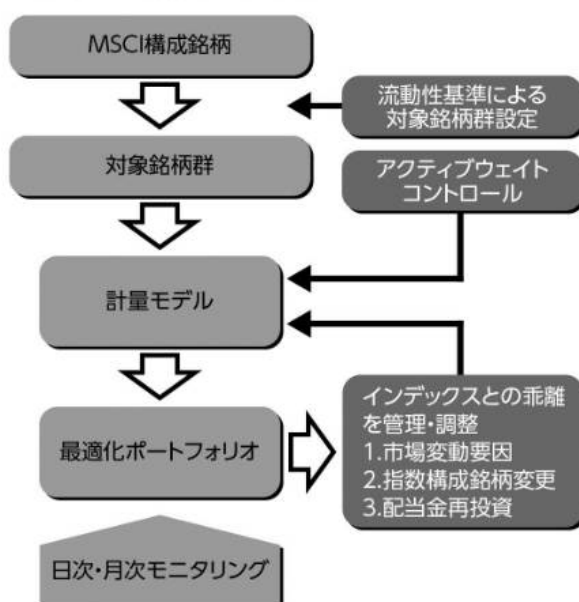
※本ファンドは、MSCI Inc.（以下、「MSCI」といいます。）、MSCI の関連会社、情報提供者その他MSCI指数の編集、計算または作成に関与または関係した第三者（以下、総称して「MSCI関係者」といいます。）によって保証、推奨、販売、または宣伝されるものではありません。MSCI指数は、MSCIの独占的財産です。MSCIおよびMSCI指数の名称は、MSCIまたはその関連会社のサービスマークであり、委託会社による特定の目的のために使用が許諾されています。MSCI関係者は、本ファンドの発行者もしくは所有者、またはその他の者もしくは団体に対して、ファンド全般もしくは本ファンド自体への投資に関する適否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスをトラッキングするMSCI 指数の能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行いません。MSCIまたはその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマークおよびトレードネーム、ならびに、本ファンドまたは本ファンドの発行会社、所有者、その他の者もしくは団体に関りなくMSCIが決定、編集、計算するMSCI指数のライセンス所有者です。いかなるMSCI関係者も、MSCI指数の決定、編集または計算にあたり、本ファンドの発行会社もしくは所有者、またはその他の者もしくは団体の要望を考慮する義務を負いません。いかなるMSCI関係者も、本ファンドの発行時期、発行価格もしくは発行数量の決定、または、本ファンドを換金する方程式もしくは本ファンドの換算対価の決定もしくは計算について責任を負うものではなく、また、関与もしていません。また、MSCI関係者は、本ファンドの発行会社もしくは所有者、またはその他の者もしくは団体に対して、本ファンドの管理、マーケティングまたは募集に関するいかなる義務または責任も負いません。

MSCIは、自らが信頼できると考える情報源からMSCI指数の計算に算入または使用するための情報を入手しますが、いかなるMSCI関係者も、MSCI指数またはそれに含まれるデータの独創性、正確性および／または完全性について保証するものではありません。いかなるMSCI関係者も、明示的か黙示的かを問わず、本ファンドの発行会社もしくは所有者、またはその他の者もしくは団体が、MSCI指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について保証を行いません。いかなるMSCI関係者も、MSCI指数またはそれに含まれるデータの、またはそれらに関連する過誤、脱漏または中断について責任を負いません。また、MSCI指数およびそれに含まれるデータの各々に関し、いかなるMSCI関係者も明示的または黙示的な保証を行うものではなく、かつMSCI関係者は、それらに関する特定目的に対する市場性および適合性に係る一切の保証を明示

的に否認します。前記事項を制限することなく、直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、結果的損害その他あらゆる損害（逸失利益を含む。）については、その可能性について告知されていたとしても、MSCI関係者は、かかる損害について責任を負いません。

本証券、本商品もしくは本ファンドの購入者、販売者もしくは所有者、またはその他いかなる者もしくは団体も、MSCIの承認が必要か否かの確認を事前にMSCIに求めることなく、本証券を保証、推奨、販売、または宣伝するためにMSCIのトレードネーム、トレードマークまたはサービスマークを使用したり、それらに言及することはできません。いかなる状況においても、いかなる者または団体も、事前にMSCIの書面による承認を得ることなくMSCIとの関係を主張することはできません。

- 2** 流動性を基準に投資対象銘柄群を設定し、インデックスとポートフォリオにおける個別銘柄の構成比率との差(アクティブウェイト)を一定以内に抑えた上で、計量モデルを用い、インデックスとの乖離を抑えます。日次・月次レベルでインデックスとの乖離を管理して、必要な場合には速やかに銘柄入替や組入比率の調整を行います。



- 3** 株式への実質投資割合は原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。

- 4** 実質組入外貨建資産については原則為替ヘッジは行いませんが、金利・為替状況によってはヘッジを実施する可能性があります。

■ 分配方針

年1回の決算時(毎年2月15日(休業日の場合は翌営業日。))に、経費控除後の利子、配当収入および売買益(評価益を含みます。)等の全額を対象として、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。

- 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- 分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

○商品分類表

単位型投信 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信	国内	株式	インデックス型
	海外	債券	
追加型投信		不動産投信	
	内外	その他資産 ()	特殊型
		資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

○商品分類定義

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
インデックス型	目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるものをいいます。

○属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル (日本を除く) 日本			日経225
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	北米 欧州 アジア オセアニア	ファミリー ファンド	あり ()	TOPIX
不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (株式))	日々 その他 ()	中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファンド・オ ブ・ファンズ	なし	その他 (MSCIコクサイ ・インデックス (円換算ベース、 配当込み、為替 ヘッジなし))
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型					

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

○属性区分定義

その他資産 (投資信託証券 (株式))	目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、主として株式へ実質的に投資する旨の記載があるものをいいます。 (注) 商品分類表の投資対象資産は株式に分類され、属性区分表の投資対象資産はその他資産(投資信託証券(株式))に分類されます。
年1回	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
グローバル(日本を除く)	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除く世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジなし	目論見書または投資信託約款において、対円での為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは対円での為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
その他	日経225またはTOPIXにあてはまらない全てのものをいいます。

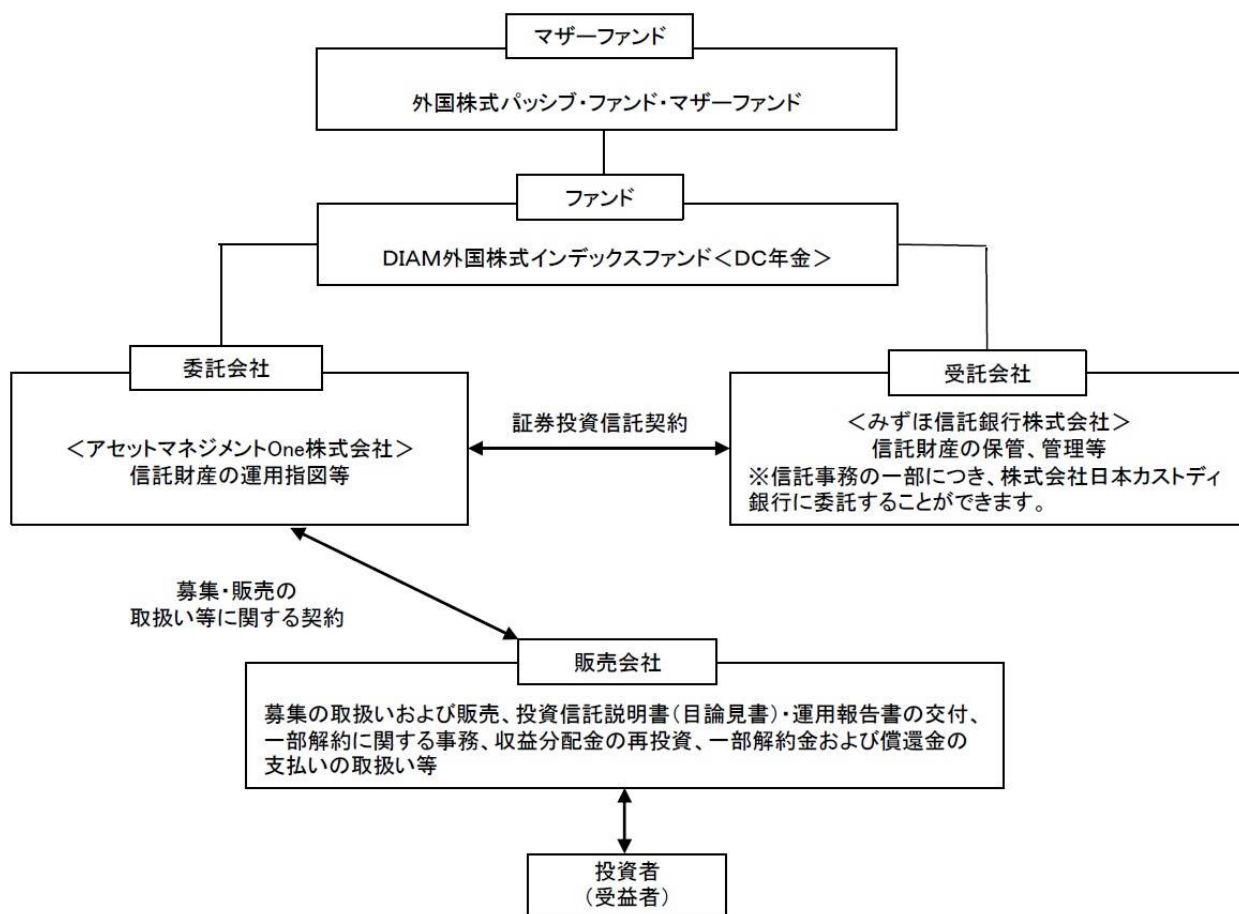
※上記の分類は、一般社団法人投資信託協会の商品分類に関する指針に基づき記載しております。

上記以外の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会ホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。

(2) 【ファンドの沿革】

2002年9月5日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】



- ・「証券投資信託契約」の概要

委託会社と受託会社との間においては、当ファンドの設定時に証券投資信託契約を締結しております。

当該契約の内容は、運用の基本方針、投資対象、投資制限、受益者の権利等を規定したものです。

- ・「募集・販売の取扱い等に関する契約」の概要

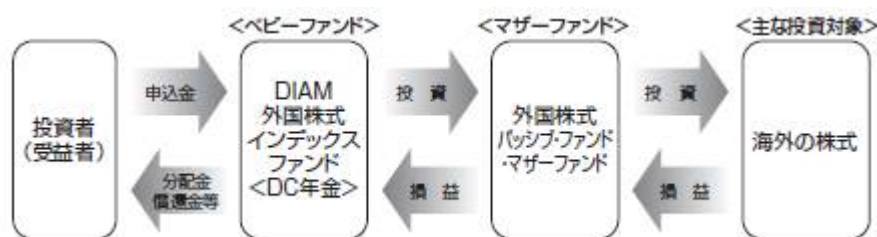
委託会社と販売会社との間においては、募集・販売の取扱い等に関する契約を締結しております。

当該契約の内容は、証券投資信託の募集・販売の取扱い、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資、一部解約金および償還金の受益者への支払い等に関する包括的な規則を定めたものです。

●ファミリーファンド方式とは●

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者からの資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金の全部または一部をマザーファンド受益証券に投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行います。



○委託会社の概況

名称：アセットマネジメントOne株式会社

本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

資本金の額

20億円（2024年8月30日現在）

委託会社の沿革

1985年7月1日	会社設立
1998年3月31日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
1998年12月1日	証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可
1999年10月1日	第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。
2008年1月1日	「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「D I A Mアセットマネジメント株式会社」に商号変更
2016年10月1日	D I A Mアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社、新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社（資産運用部門）が統合し、商号をアセットマネジメントOne株式会社に変更

大株主の状況

（2024年8月30日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	28,000株※1	70.0%※2
第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	12,000株	30.0%※2

※1：A種種類株式（15,510株）を含みます。

※2：普通株式のみの場合の所有比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループ51.0%、第一生命ホールディングス株式会社49.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

<基本方針>

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

<投資対象>

外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

<投資態度>

- 1) 主に外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド受益証券に投資を行い、MSCIコクサイ・インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）に連動する投資成果をめざして運用を行います。
- 2) 株式への実質投資割合は原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
- 3) 実質組入外貨建資産については原則為替ヘッジは行いませんが、金利・為替状況によってはヘッジを実施する可能性があります。

当ファンドが対象指数の変動をその基準価額の変動に適正に反映するための手法に関する事項については、上記 1ファンドの性格 (1)ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>をご参照ください。

(2)【投資対象】

1. 投資の対象とする資産の種類（約款第15条）

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- ①次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条および第23条に定めるものに限りします。)

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

- ②次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

2. 有価証券の指図範囲（約款第16条第1項）

委託会社は、信託金を、主としてアセットマネジメントOne株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1) 株券

2) 国債証券

4. 金融商品の指図範囲（約款第16条第3項）

上記2. の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、上記3. の1) から4) までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

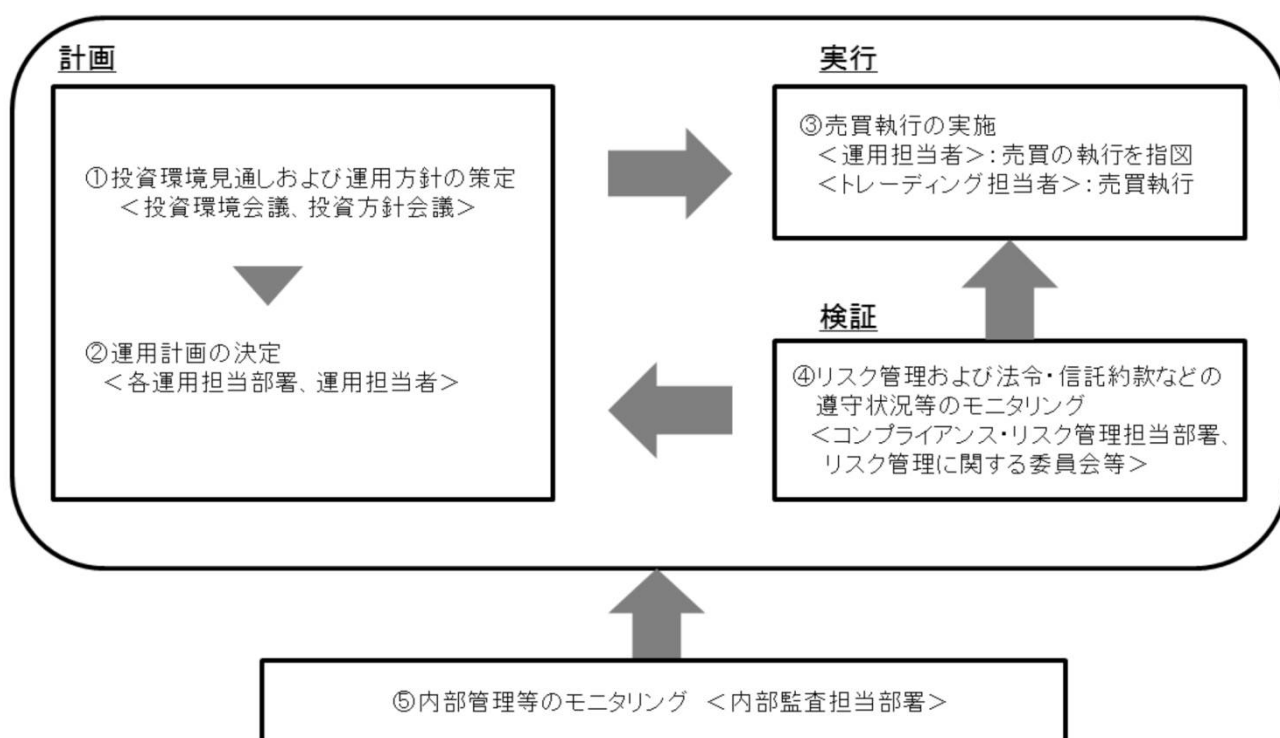
（参考）当ファンドが投資対象とするマザーファンドの概要

ファンド名	外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド
基本方針	この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。
主な投資対象	海外の株式を主要投資対象とします。
投資態度	①主に海外の株式に投資を行い、MSCI コクサイ・インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）に連動する投資成果をめざして運用を行います。 ②株式への投資は原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。 ③組入外貨建資産については原則為替ヘッジは行いませんが、金利・為替状況によってはヘッジを実施する可能性があります。
主な投資制限	①株式への投資割合には、制限を設けません。 ②新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において、原則として信託財産の純資産総額の20%以下とします。 ③同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、原則として信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ④外貨建資産への投資には、制限を設けません。 ⑤デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 ⑥外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。 ⑦一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

(3) 【運用体制】

a. ファンドの運用体制



① 投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

② 運用計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

③ 売買執行の実施

運用担当者は、売買計画に基づいて売買の執行を指図します。トレーディング担当者は、最良執行をめざして売買の執行を行います。

④ モニタリング

運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署（人数60～70人程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施し、必要に応じて対応を指示します。

定期的に行われるリスク管理に関する委員会等において運用リスク管理状況、運用実績、法令・信託約款などの遵守状況等について検証・報告を行います。

⑤ 内部管理等のモニタリング

内部監査担当部署（人数10～20人程度）が運用、管理等に関する業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施します。

b. ファンドの関係法人に関する管理

ファンドの関係法人である受託会社に対して、その業務に関する委託会社の管理担当部署は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認します。

c. 運用体制に関する社内規則

運用体制に関する社内規則として運用管理規程および職務責任権限規程等を設けており、運用担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図ります。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規を定めています。

※運用体制は2024年8月30日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

※上記体制は、マザーファンドを通じた実質的な運用体制を記載しております。

（４）【分配方針】

①収益分配方針

毎決算時（原則として毎年2月15日。休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

1) 分配対象額の範囲

経費控除後の利子、配当収入および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

2) 分配対象額についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないことがあります。

3) 留保益の運用方針

留保金の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

②収益の分配方式

a. 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理するものとします。

- 1) 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税および地方消費税（以下、「消費税等」といいます。）に相当する金額、監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額、監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金があるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

b. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

③収益分配金の再投資

収益分配金は、原則として自動的に再投資される性格を有します。

委託会社は受託会社から交付を受けた収益分配金を、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に販売会社に交付します。販売会社は、別に定める契約に基づき、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に対し、遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】

1) 株式への実質投資割合（約款「運用の基本方針」 2. 運用方法（３）投資制限）

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

2) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合（約款「運用の基本方針」 2. 運用方法（３）投資制限）

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において原則として信託財産の純資産総額の20%以下とします。

3) 同一銘柄の転換社債等への実質投資割合（約款「運用の基本方針」 2. 運用方法（３）投資制限）

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の10%以下とします。

4) 外貨建資産への実質投資割合（約款「運用の基本方針」 2. 運用方法（３）投資制限）

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

5) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。（約款「運用の基本方針」 2. 運用方法（３）投資制限）

6) 投資する株式等の範囲（約款第18条）

- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- b. 上記a. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

7) 信用取引の指図範囲（約款第20条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記a. の信用取引の指図は、次の1. ～6. に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の1. ～6. に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 - 2. 株式分割により取得する株券
 - 3. 有償増資により取得する株券
 - 4. 売り出しにより取得する株券
 - 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
 - 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（5. に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

8) 先物取引等の運用指図・目的・範囲（約款第21条）

- a. 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。
 - 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象有価証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
 - 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（信託財産の組入ヘッジ対象有価証券およびマザーファンドの組入ヘッジ対象有価証券のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマ

ザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入ヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金とマザーファンドが限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金の割合を乗じて得た額をいいます。)を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに上記(2)投資対象3.金融商品の指図範囲1)～4)に掲げる金融商品で運用している額とマザーファンドが限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに上記(2)投資対象3.金融商品の指図範囲1)～4)に掲げる金融商品で運用している額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに上記(2)投資対象3.金融商品の指図範囲1)～4)に掲げる金融商品で運用している額の割合を乗じて得た額をいいます。)の合計額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- b. 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに別に定める外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲内で行なうことの指図をすることができます。
 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。))との合計額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- c. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲内で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記（2）投資対象3. 金融商品の指図範囲1）～4）に掲げる金融商品で運用しているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象金利商品の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）の合計額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに上記（2）投資対象3. 金融商品の指図範囲1）～4）に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本項で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

9) スワップ取引の運用指図・目的・範囲（約款第22条）

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- d. 上記c. においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

- e. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等を基に算出した価額で評価するものとします。
 - f. 委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。
- 10) 金利先渡し取引および為替先渡し取引の運用指図・目的・範囲（約款第23条）
- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行なうことの指図をすることができます。
 - b. 金利先渡し取引および為替先渡し取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - c. 金利先渡し取引の指図にあたっては、当該信託期間にかかる金利先渡し取引の想定元本の総額が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡し取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する金利先渡し取引の一部の解約を指図するものとします。
 - d. 為替先渡し取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡し取引の想定元本の総額が、信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象外貨建資産の時価総額が減少して、為替先渡し取引の想定元本の総額がヘッジ対象外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する為替先渡し取引の一部の解約を指図するものとします。
 - e. 金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - f. 委託会社は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 11) デリバティブ取引等にかかる投資制限（約款第23条の2）
- デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 12) 有価証券の貸付けの指図および範囲（約款第24条）
- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の1)～2)の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
 - 1) 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2) 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 - b. 上記a. 1)～2)で定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入の指図を行うものとします。
- 13) 特別の場合の外貨建資産への投資制限（約款第25条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

14) 外貨為替予約の指図（約款第26条）

- a. 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- b. 上記a. の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、原則として信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- c. 上記b. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

15) 資金の借入れ（約款第33条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- c. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

16) 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律 第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図してはなりません。

3【投資リスク】

<基準価額の主な変動要因>

当ファンドは、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

○株価変動リスク

投資する企業の株価の下落は、基準価額の下落要因となります。

当ファンドでは実質的に株式に投資します。株式の価格は一般に大きく変動します。株式市場全体の価格変動あるいは個別銘柄の価格変動により当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。

○為替リスク

為替相場の円高は、基準価額の下落要因となります。

為替リスクとは、外国為替相場の変動により外貨建資産の価格が変動するリスクをいいます。一般に外国為替相場が対円で下落（円高）になった場合には、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。したがって、外貨建資産が現地通貨建てでは値上がりしている場合でも、当該通貨の為替相場の対円での下落（円高）度合いによっては、当該資産の円ベースの評価額が減価し、ファンドの基準価額の変動および分配金に影響を与える要因となります。また外貨建資産への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因による影響を受けて損失を被る可能性もあります。当ファンドでは、為替リスクに対して為替ヘッジを行わないことを原則としているため、円と外国通貨の為替レートの変化がファンドの資産価値に大きく影響します。

○信用リスク

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

当ファンドが実質的に投資する株式の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、株式の価格が下落したりその価値がなくなることがあり、基準価額が下がる要因となります。

○流動性リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。

当ファンドにおいて有価証券等を実質的に売却または取得する際に、市場規模、取引量、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることがあり、基準価額に影響をおよぼす可能性があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

<その他の留意点>

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。
- 収益分配金に関する留意点として、以下の事項にご留意ください。

収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことで、受益者毎に異なります。

分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
- 当ファンドはマザーファンドへの投資を通じてMSCIコクサイ・インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）に連動する投資成果をめざして運用を行いますが、当該インデックス採用全銘柄を組入れない場合があること、資金流出入から組入株式の売買執行までのタイミングにずれが生じること、売買時のコストや信託報酬等の費用を負担すること等により、基準価額とMSCIコクサイ・インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）が乖離する場合があります。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等があった場合、資金変動が起こり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- 当ファンドは、原則として確定拠出年金制度によるお申込みのみの取扱いとなります。
- 資金動向、市況動向等によっては、投資態度にしたがった運用ができない場合があります。
- 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付または解約の受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付または解約の受付を取り消すことができるものとします。
- 当ファンドは受益権口数が10億口を下回ることとなった場合、対象インデックスが改廃された場合、受益者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情がある場合は、当初定められていた信託期間の途中でも信託を終了（繰上償還）する場合があります。

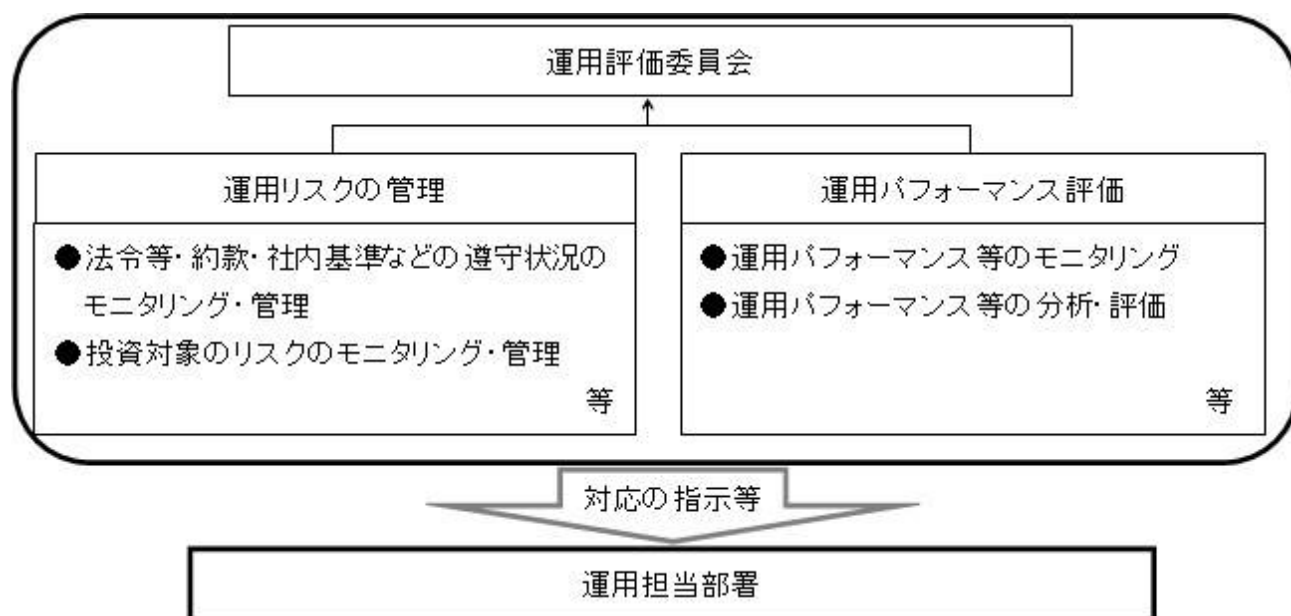
○注意事項

- イ. 当ファンドは、実質的に株式など値動きのある有価証券（外貨建資産には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。
- ロ. 投資信託は、預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
- ハ. 投資信託は、購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- ニ. 投資信託は、投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。

＜リスク管理体制＞

委託会社におけるファンドの投資リスクに対する管理体制については、以下のとおりです。

- ・運用リスクの管理：運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。
- ・運用パフォーマンス評価：運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。
- ・運用評価委員会：上記のとおり運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、運用評価委員会は総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。

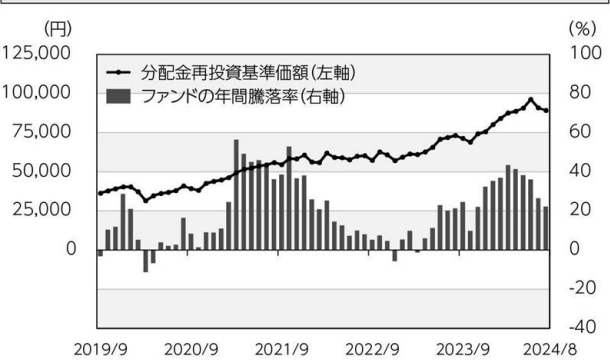


- ・流動性リスク管理：委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

※リスク管理体制は2024年8月30日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<参考情報>

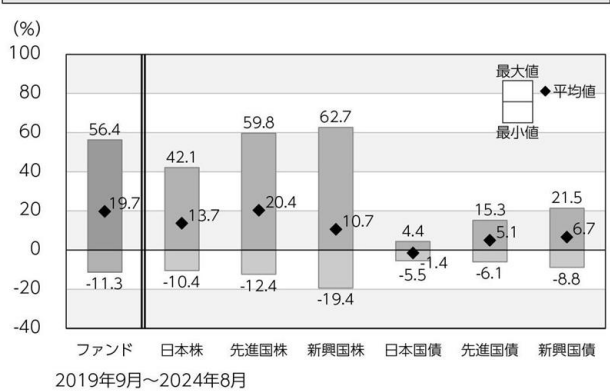
ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

*すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)	「東証株価指数 (TOPIX)」は、日本の株式市場を広範に網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社 (以下「JPX」という。) の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc. が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc. が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI国債	「NOMURA-BPI国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	「FTSE世界国債インデックス (除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド (円ベース)	「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド」は、J.P. モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P. モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

(注) 海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

ありません。

(2)【換金（解約）手数料】

ありません。

(3)【信託報酬等】

ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.275%（税抜0.25%）

支払先	内訳（税抜）	主な役務
委託会社	年率0.11%	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	年率0.11%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	年率0.03%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

※信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率

※信託報酬は、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎年8月15日（休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のときに信託報酬にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。

◆税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

(4)【その他の手数料等】

1. 信託財産留保額

ありません。

2. その他の費用

その他費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。

①信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託会社の立替えた立替金の利息および借入金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

②監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用は、受益者の負担とし、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎年8月15日（休業日の場合は翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき、当該監査に要する費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。

③有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引にかかる手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額および外貨建資産の保管等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

④マザーファンドで負担する有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引にかかる手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額および外貨建資産の保管等に要する費用は、間接的に当ファンドで負担することになります。

※上記の「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

（５）【課税上の取扱い】

◇当ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

○個人の受益者に対する課税

①収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率で源泉徴収による申告不要制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用なし）のいずれかを選択することもできます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②解約時および償還時

解約時および償還時の差益（譲渡益）※については、譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率での申告分離課税が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）を利用する場合、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。

※解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）を控除した利益。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③損益通算について

解約（換金）時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告を行うことにより上場株式等（上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）、公募株式投資信託および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）など。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得および利子所得の金額（配当所得については申告分離課税を選択したものに限り、）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行います（確定申告不要）。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

○法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。））の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収は行われません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税（復興特別所得税を含みます。）および地方税がかかりません。また、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

※上記は、2024年8月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

※課税上の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

◇個別元本方式について

受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

< 個別元本について >

- ①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
ただし、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。
- ③収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。
（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の< 収益分配金の課税について >を参照。）

< 収益分配金の課税について >

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配の際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

… (参考情報) ファンドの総経費率 …

総経費率 (①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
0.30%	0.28%	0.02%

(表示桁数未満を四捨五入)

※対象期間:2023年2月16日～2024年2月15日

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。

※総経費率には、ファンドにより購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税以外にも計算に含まれない費用が存在する場合があります。

※なお、当ファンドについては、入手し得る情報において計算に含まれていない費用はありません。

※費用の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

2024年8月30日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	527,772,190,695	100.00
内 日本	527,772,190,695	100.00
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	19,836,086	0.00
純資産総額	527,792,026,781	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

（参考）

外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド

2024年8月30日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	1,489,047,882,419	95.85
内 アメリカ	1,086,780,746,942	69.95
内 イギリス	58,267,660,788	3.75
内 カナダ	50,174,432,185	3.23
内 スイス	46,950,416,724	3.02
内 フランス	42,719,354,949	2.75
内 ドイツ	35,759,332,561	2.30
内 オランダ	28,341,584,789	1.82
内 オーストラリア	28,221,099,421	1.82
内 アイルランド	27,587,081,122	1.78
内 デンマーク	15,334,066,552	0.99
内 スウェーデン	13,186,406,430	0.85
内 スペイン	10,764,301,342	0.69
内 イタリア	8,598,007,410	0.55
内 香港	5,615,450,342	0.36
内 シンガポール	4,372,622,127	0.28
内 フィンランド	4,129,433,036	0.27
内 ジョージア	3,420,570,256	0.22
内 ベルギー	3,206,552,132	0.21
内 イスラエル	3,118,681,323	0.20
内 ノルウェー	2,387,477,143	0.15
内 ケイマン諸島	1,958,336,095	0.13
内 バミューダ	1,875,686,880	0.12
内 オランダ領キュラソー	1,502,231,121	0.10
内 ニューゼaland	1,062,290,341	0.07
内 リベリア	956,770,540	0.06
内 オーストリア	785,603,386	0.05
内 ルクセンブルグ	783,663,075	0.05
内 ポルトガル	668,452,053	0.04
内 パナマ	402,756,224	0.03
内 マン島	116,815,130	0.01
新株予約権証券	0	0.00
内 カナダ	0	0.00
投資信託受益証券	2,261,601,799	0.15

	内 オーストラリア	1,881,845,287	0.12
	内 シンガポール	379,756,512	0.02
投資証券		27,646,290,280	1.78
	内 アメリカ	26,053,480,278	1.68
	内 フランス	545,164,720	0.04
	内 イギリス	483,448,832	0.03
	内 香港	280,263,431	0.02
	内 カナダ	165,097,361	0.01
	内 ベルギー	118,835,658	0.01
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		34,619,594,240	2.23
純資産総額		1,553,575,368,738	100.00

その他資産の投資状況

2024年8月30日現在

資産の種類		時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引（買建）		35,713,306,318	2.30
	内 アメリカ	27,497,302,800	1.77
	内 ドイツ	4,900,880,460	0.32
	内 イギリス	1,457,971,105	0.09
	内 カナダ	1,167,296,738	0.08
	内 オーストラリア	689,855,215	0.04

- （注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
- （注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。
- （注3）先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

2024年8月30日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率 （％） 償還日	投資 比率 （％）
1	外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	58,292,248,721	8.3977 489,521,175,187	9.0539 527,772,190,695	— —	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2024年8月30日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.00
合計	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

（参考）

外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド

2024年8月30日現在

--	--	--	--	--	--	--	--

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類 業種	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	APPLE INC アメリカ	株式 コン ピュー タ・周辺 機器	2,385,957	26,992.81 64,403,692,122	33,273.59 79,389,359,747	— —	5.11
2	NVIDIA CORP アメリカ	株式 半導体・ 半導体製 造装置	4,066,555	11,271.34 45,835,536,568	17,027.03 69,241,362,114	— —	4.46
3	MICROSOFT CORP アメリカ	株式 ソフト ウェア	1,147,934	59,515.47 68,319,838,161	59,819.77 68,669,154,742	— —	4.42
4	AMAZON.COM INC アメリカ	株式 大規模小 売り	1,522,990	24,891.08 37,908,866,600	24,922.97 37,957,443,218	— —	2.44
5	META PLATFORMS INC アメリカ	株式 インタラ クティ ブ・メ ディアお よびサー ビス	356,566	68,948.61 24,584,732,115	75,038.25 26,756,090,788	— —	1.72
6	ALPHABET INC-CL A アメリカ	株式 インタラ クティ ブ・メ ディアお よびサー ビス	961,480	21,417.93 20,592,919,611	23,425.74 22,523,384,341	— —	1.45
7	ALPHABET INC-CL C アメリカ	株式 インタラ クティ ブ・メ ディアお よびサー ビス	828,146	21,550.15 17,846,672,036	23,660.31 19,594,199,366	— —	1.26
8	ELI LILLY & CO アメリカ	株式 医薬品	131,495	111,152.43 14,615,990,034	136,140.95 17,901,855,535	— —	1.15
9	BROADCOM INC アメリカ	株式 半導体・ 半導体製 造装置	716,762	18,644.67 13,363,797,995	22,723.46 16,287,315,503	— —	1.05
10	JPMORGAN CHASE & CO アメリカ	株式 銀行	466,960	25,814.90 12,054,527,335	32,176.00 15,024,908,695	— —	0.97
11	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B アメリカ	株式 金融サー ビス	212,800	58,009.67 12,344,459,590	67,819.97 14,432,090,892	— —	0.93
12	TESLA INC	株式	466,694	27,494.31	29,869.34	—	0.90

	アメリカ	自動車		12,831,430,896	13,939,843,628	—	
13	UNITEDHEALTH GROUP INC アメリカ	株式 ヘルスケア・プロバイダー／ヘルスケア・サービス	150,045	75,033.27 11,258,367,007	85,659.33 12,852,755,070	— —	0.83
14	EXXON MOBIL CORP アメリカ	株式 石油・ガス・消耗燃料	729,803	14,713.44 10,737,919,172	17,105.22 12,483,443,790	— —	0.80
15	NOVO NORDISK A/S-B デンマーク	株式 医薬品	531,207	18,363.23 9,754,677,410	19,836.52 10,537,299,342	— —	0.68
16	VISA INC アメリカ	株式 金融サービス	257,370	40,095.60 10,319,406,289	39,721.53 10,223,131,720	— —	0.66
17	MASTERCARD INC アメリカ	株式 金融サービス	135,459	67,272.06 9,112,606,884	69,619.83 9,430,633,906	— —	0.61
18	PROCTER & GAMBLE CO アメリカ	株式 家庭用品	382,974	22,671.98 8,682,781,877	24,620.34 9,428,951,623	— —	0.61
19	JOHNSON & JOHNSON アメリカ	株式 医薬品	392,305	22,518.28 8,834,035,649	23,780.50 9,329,210,621	— —	0.60
20	COSTCO WHOLESALE CORP アメリカ	株式 生活必需品流通・小売り	72,195	106,080.61 7,658,490,107	128,384.02 9,268,684,612	— —	0.60
21	ASML HOLDING NV オランダ	株式 半導体・半導体製造装置	65,122	137,192.85 8,934,273,274	132,042.11 8,598,846,938	— —	0.55
22	HOME DEPOT INC アメリカ	株式 専門小売り	161,438	51,765.86 8,356,977,740	53,150.28 8,580,476,194	— —	0.55
23	ABBVIE INC アメリカ	株式 バイオテクノロジー	288,444	25,288.80 7,294,405,352	28,262.06 8,152,022,788	— —	0.52
24	WALMART INC アメリカ	株式 生活必需品流通・小売り	721,139	8,278.24 5,969,765,799	11,065.61 7,979,847,256	— —	0.51
25	NETFLIX INC アメリカ	株式 娯楽	70,518	84,808.60 5,980,533,341	100,271.10 7,070,917,711	— —	0.46
26	MERCK & CO. INC. アメリカ	株式 医薬品	412,715	18,172.51 7,500,070,475	17,008.20 7,019,542,564	— —	0.45
27	COCA-COLA CO/THE アメリカ	株式 飲料	667,450	8,655.44 5,777,075,591	10,432.84 6,963,399,058	— —	0.45
28	NESTLE SA-REGISTERED スイス	株式 食品	435,406	16,469.42 7,170,888,017	15,563.52 6,776,451,730	— —	0.44

29	BANK OF AMERICA CORP アメリカ	株式 銀行	1,156,533	4,872.44 5,635,142,729	5,816.61 6,727,108,352	— —	0.43
30	ASTRAZENECA PLC イギリス	株式 医薬品	252,768	19,002.52 4,803,230,820	25,313.51 6,398,447,317	— —	0.41

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2024年8月30日現在

種類	投資比率 (%)
株式	95.85
新株予約権証券	0.00
投資信託受益証券	0.15
投資証券	1.78
合計	97.77

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

2024年8月30日現在

業種	国内／外国	投資比率 (%)
半導体・半導体製造装置	外国	8.73
ソフトウェア		8.20
銀行		5.55
コンピュータ・周辺機器		5.42
医薬品		5.15
インタラクティブ・メディアおよびサービス		4.55
石油・ガス・消耗燃料		4.05
資本市場		3.19
保険		3.08
金融サービス		3.03
大規模小売り		2.89
ヘルスケア機器・用品		2.13
航空宇宙・防衛		2.04
ヘルスケア・プロバイダー／ヘルスケア・サービス		1.94
バイオテクノロジー		1.82
ホテル・レストラン・レジャー		1.81
生活必需品流通・小売り		1.76
機械		1.75
化学		1.72
電力		1.61
専門小売り		1.57
自動車		1.43
飲料		1.38
金属・鉱業		1.25
情報技術サービス		1.20
食品		1.20
ライフサイエンス・ツール／サービス		1.15
電気設備		1.03
娯楽		1.02
家庭用品		1.00
陸上運輸		0.99

専門サービス	0.97
繊維・アパレル・贅沢品	0.96
各種電気通信サービス	0.90
総合公益事業	0.72
通信機器	0.66
建設関連製品	0.64
コングロマリット	0.62
商業サービス・用品	0.62
タバコ	0.58
パーソナルケア用品	0.57
メディア	0.54
電子装置・機器・部品	0.48
商社・流通業	0.45
消費者金融	0.41
航空貨物・物流サービス	0.41
家庭用耐久財	0.33
建設・土木	0.33
建設資材	0.31
不動産管理・開発	0.28
無線通信サービス	0.23
容器・包装	0.21
エネルギー設備・サービス	0.20
独立系発電事業者・エネルギー販売業者	0.14
自動車用部品	0.10
運送インフラ	0.09
水道	0.08
ガス	0.08
販売	0.08
紙製品・林産品	0.07
ヘルスケア・テクノロジー	0.06
海上運輸	0.04
旅客航空輸送	0.04
各種消費者サービス	0.01
レジャー用品	0.00
合計	95.85

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

(参考)

外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考)

外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド

2024年8月30日現在

種類	取引所	資産の名称	買建／ 売建	数量	簿価金額 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先 物取引	シカゴ商品 取引所	S&P500 EMINI FUT Sep24	買建	677	27,201,901,750	27,497,302,800	1.77
	E U R E X 取引所	DJ EURO STOXX 50 Sep24	買建	614	4,751,220,423	4,900,880,460	0.32
	I C E - E U	FTSE 100 INDEX FUTURE Sep24	買建	91	1,441,659,581	1,457,971,105	0.09
	モントリ オール取引 所	S&P/TSE 60 IX FUT Sep24	買建	39	1,151,204,325	1,167,296,738	0.08
	シドニー先 物取引所	SPI 200 FUTURES Sep24	買建	35	678,667,509	689,855,215	0.04

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

(3) 【運用実績】

①【純資産の推移】

直近日（2024年8月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (百万円)	純資産総額 (分配付) (百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (円)
第13計算期間末 (2015年2月16日)	98,769	98,769	2.9168	2.9168
第14計算期間末 (2016年2月15日)	82,214	82,214	2.4126	2.4126
第15計算期間末 (2017年2月15日)	107,765	107,765	3.0461	3.0461
第16計算期間末 (2018年2月15日)	123,694	123,694	3.3421	3.3421
第17計算期間末 (2019年2月15日)	139,504	139,504	3.4447	3.4447
第18計算期間末 (2020年2月17日)	177,764	177,764	4.1731	4.1731
第19計算期間末 (2021年2月15日)	219,795	219,795	4.6863	4.6863
第20計算期間末 (2022年2月15日)	290,585	290,585	5.6398	5.6398
第21計算期間末 (2023年2月15日)	345,133	345,133	6.1762	6.1762
第22計算期間末 (2024年2月15日)	477,084	477,084	8.2554	8.2554
2023年8月末日	414,119	—	7.3094	—
9月末日	405,675	—	7.1313	—
10月末日	393,754	—	6.8890	—
11月末日	425,511	—	7.4284	—
12月末日	434,083	—	7.5590	—
2024年1月末日	462,478	—	8.0191	—

2月末日	488,935	—	8.4041	—
3月末日	510,965	—	8.7524	—
4月末日	515,618	—	8.8665	—
5月末日	531,759	—	9.0737	—
6月末日	568,095	—	9.6243	—
7月末日	539,248	—	9.0873	—
8月末日	527,792	—	8.9238	—

②【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第13計算期間	0.0000
第14計算期間	0.0000
第15計算期間	0.0000
第16計算期間	0.0000
第17計算期間	0.0000
第18計算期間	0.0000
第19計算期間	0.0000
第20計算期間	0.0000
第21計算期間	0.0000
第22計算期間	0.0000
2024年2月16日～2024年8月15日	—

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第13計算期間	26.8
第14計算期間	△17.3
第15計算期間	26.3
第16計算期間	9.7
第17計算期間	3.1
第18計算期間	21.1
第19計算期間	12.3
第20計算期間	20.3
第21計算期間	9.5
第22計算期間	33.7
2024年2月16日～2024年8月15日	6.7

（注）収益率は期間騰落率です。

（４）【設定及び解約の実績】

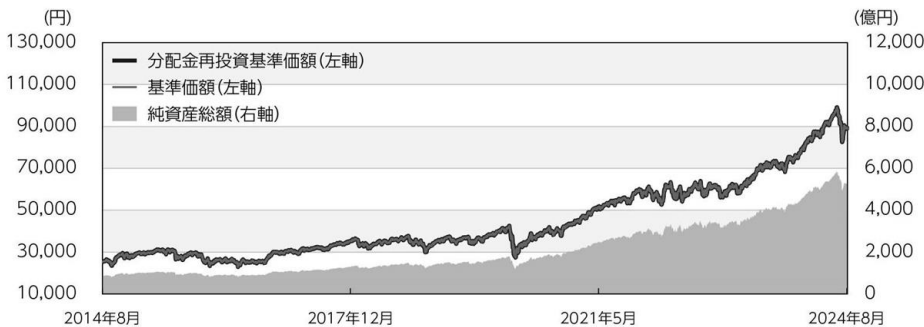
	設定口数	解約口数
第13計算期間	8,954,460,215	7,869,839,615
第14計算期間	7,855,082,565	7,640,340,280
第15計算期間	7,253,514,984	5,952,570,108
第16計算期間	8,373,163,615	6,739,828,907
第17計算期間	9,162,101,369	5,674,741,976
第18計算期間	10,301,449,476	8,202,787,502
第19計算期間	17,622,141,763	13,317,487,000
第20計算期間	16,069,850,899	11,447,537,038
第21計算期間	15,077,926,286	10,721,402,985
第22計算期間	12,165,067,694	10,255,064,863

2024年2月16日～ 2024年8月15日	6, 123, 896, 557	5, 215, 890, 060
---------------------------	------------------	------------------

(注) 本邦外における設定及び解約はありません。

データの基準日:2024年8月30日

基準価額・純資産の推移 《2014年8月29日～2024年8月30日》



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。
※分配金再投資基準価額は、グラフの起点における基準価額に合わせて指数化しています。
※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。
(設定日:2002年9月5日)

分配の推移 (税引前)

2020年 2月	0円
2021年 2月	0円
2022年 2月	0円
2023年 2月	0円
2024年 2月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たりです。

主要な資産の状況

■組入銘柄 ※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

順位	銘柄名	比率(%)
1	外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド	100.00

■外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。資産の種類の内書は、国/地域を表します。

資産の状況

資産の種類	比率(%)
株式	95.85
内 アメリカ	69.95
内 イギリス	3.75
内 カナダ	3.23
内 スイス	3.02
内 フランス	2.75
内 その他	13.15
新株予約権証券	0.00
内 カナダ	0.00
投資信託受益証券	0.15
内 オーストラリア	0.12
内 シンガポール	0.02
投資証券	1.78
内 アメリカ	1.68
内 フランス	0.04
内 イギリス	0.03
内 香港	0.02
内 カナダ	0.01
内 ベルギー	0.01
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	2.23
合計(純資産総額)	100.00

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	業種	比率(%)
1	APPLE INC	株式	アメリカ	コンピュータ・周辺機器	5.11
2	NVIDIA CORP	株式	アメリカ	半導体・半導体製造装置	4.46
3	MICROSOFT CORP	株式	アメリカ	ソフトウェア	4.42
4	AMAZON.COM INC	株式	アメリカ	大規模小売り	2.44
5	META PLATFORMS INC	株式	アメリカ	インタラクティブ・メディアおよびサービス	1.72
6	ALPHABET INC-CL A	株式	アメリカ	インタラクティブ・メディアおよびサービス	1.45
7	ALPHABET INC-CL C	株式	アメリカ	インタラクティブ・メディアおよびサービス	1.26
8	ELI LILLY & CO	株式	アメリカ	医薬品	1.15
9	BROADCOM INC	株式	アメリカ	半導体・半導体製造装置	1.05
10	JPMORGAN CHASE & CO	株式	アメリカ	銀行	0.97

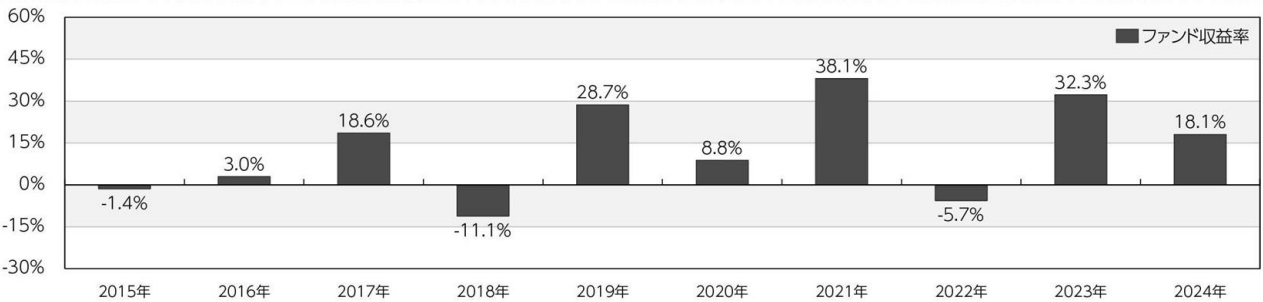
その他資産の投資状況

資産の種類	比率(%)
株価指数先物取引(買建)	2.30

株式組入上位5業種

順位	業種	比率(%)
1	半導体・半導体製造装置	8.73
2	ソフトウェア	8.20
3	銀行	5.55
4	コンピュータ・周辺機器	5.42
5	医薬品	5.15

年間収益率の推移 (暦年ベース)



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。
※2024年については年年初から基準日までの収益率を表示しています。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

お申込みの方法

- ・お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

当ファンドは、原則として確定拠出年金制度による取得のみの取扱いとなります。ただし、委託会社または販売会社が取得する場合はこの限りではありません。

- ・当ファンドは、収益の分配がなされた場合、収益分配金を無手数料で再投資する「累積投資（自動けいぞく）」専用ファンドです。このためお申込みの際、受益権の取得申込者は販売会社との間で、「累積投資約款」にしたがって分配金累積投資に関する契約を締結します。

なお、販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

- ・当ファンドのお申込みは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時30分までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

ただし、ニューヨーク証券取引所、またはロンドン証券取引所の休業日に該当する日（以下「海外休業日」という場合があります。）は、お申込みの受付を行いません。

- ・委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付を取り消すことができるものとします。

※受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

お申込価額（発行価格）

- ・お申込日の翌営業日の基準価額※とします。

※収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

※「基準価額」とは、純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。（ただし、便宜上1万口あたりに換算した基準価額で表示することがあります。）

- ・基準価額は、当ファンドの委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

※当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

お申込単位

1円以上1円単位（当初元本1口＝1円）

※収益分配金を再投資する場合は、1口単位となります。

お申込手数料

ありません。

払込期日

取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに買付代金を販売会社に支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払込まれます。

2【換金（解約）手続等】

解約のお申込方法

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1口単位をもって解約の請求をすることができます。

受益者が解約の請求をするときは、販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。委託会社は、解約の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

※解約の請求の受付は、原則として販売会社の毎営業日の午後3時30分までに行われ、かつ、解約の受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

※海外休業日には、解約の受付を行いません。

※解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

※委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた解約の請求の受付を取り消すことができます。解約の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約の請求を受付けたものとして、下記に準じて計算した価額とします。

解約価額

解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

※解約価額は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

※当ファンドの解約価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

解約代金の受渡日

解約代金は、原則として解約請求受付日より起算して6営業日目から販売会社の営業所等において支払います。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

基準価額とは、純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

<主な投資対象の時価評価方法の原則>

投資対象	評価方法
マザーファンド 受益証券	計算日の基準価額
株式	計算日※における金融商品取引所等の最終相場
外貨建資産の円換算	計算日の国内における対顧客電信売買相場の仲値
外国為替予約の円換算	計算日の国内における対顧客先物売買相場の仲値

※外国で取引されているものについては、計算時に知りうる直近の日

基準価額（1万口当たり）は、委託会社の毎営業日、委託会社にて計算されます。

※当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ・委託会社への照会

ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

信託期間は2002年9月5日から無期限です。ただし、下記(5)イ.の場合には、信託終了前に信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

- a. 計算期間は原則として毎年2月16日から翌年2月15日までとします。
- b. 上記a.の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

イ. 償還規定

- a. 委託会社は、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、信託期間中においてこの信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃の場合、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- c. 委託会社は、上記a.およびb.の事項についてあらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- d. 委託会社は上記c.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- e. 上記d.に定める一定期間内に異議を述べた受益者の受益権口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは信託契約の解約をしません。
- f. 委託会社は上記e.の規定により、信託契約を解約しないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの内容を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- g. 上記d.～f.の規定は信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記d.の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- h. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- i. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この

信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、下記「ロ. 信託約款の変更d.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

- j. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は下記「ロ. 信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- k. 上記 d. に規定する一定の期間内に、委託会社に対し異議を述べた受益者は、受託会社に対し自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。当該買取請求権の内容および手続きは、公告または書面に付記します。

ロ. 信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は上記a. のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c. 委託会社は上記b. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対し異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 上記c. に定める一定期間内に異議を述べた受益者の受益権口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは信託約款の変更をしません。
- e. 委託会社は信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの内容を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- f. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記a. ～e. の規定にしたがいます。
- g. 上記c. に規定する一定の期間内に、委託会社に対し異議を述べた受益者は、受託会社に対し自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。当該買取請求権の内容および手続きは、公告または書面に付記します。

ハ. 関係法人との契約の更改

証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約について、委託会社と販売会社との間の当該契約は、原則として期間満了の3ヵ月前までに、当事者間の別段の意思表示がない限り、1年毎に自動的に更新されます。当該契約は、当事者間の合意により変更することができます。

二. 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページに掲載します。

(URL <https://www.am-one.co.jp/>)

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載して行います。

ホ. 運用報告書

- ・委託会社は、毎年2月15日（休業日の場合は翌営業日とします。）および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者に対して交付します。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

(URL <https://www.am-one.co.jp/>)

4【受益者の権利等】

①収益分配金請求権

収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、販売会社に交付され、販売会社により自動的に再投資されます。

販売会社は、累積投資約款に基づき、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

②償還金請求権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

③一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

④帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第22期計算期間（2023年2月16日から2024年2月15日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年4月12日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 稲葉 宏和
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているD I A M外国株式インデックスファンド<DC年金>の2023年2月16日から2024年2月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、D I A M外国株式インデックスファンド<DC年金>の2024年2月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(注2) X B R Lデータは監査の対象には含まれておりません。

1【財務諸表】

【D I A M外国株式インデックスファンド＜D C年金＞】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第21期 2023年2月15日現在	第22期 2024年2月15日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,094,729,510	1,366,329,761
親投資信託受益証券	345,125,873,103	477,066,656,524
未収入金	204,964,000	231,065,000
流動資産合計	346,425,566,613	478,664,051,285
資産合計	346,425,566,613	478,664,051,285
負債の部		
流動負債		
未払解約金	830,458,694	991,270,974
未払受託者報酬	55,141,698	70,361,543
未払委託者報酬	404,372,755	515,984,879
その他未払費用	1,951,872	1,951,872
流動負債合計	1,291,925,019	1,579,569,268
負債合計	1,291,925,019	1,579,569,268
純資産の部		
元本等		
元本	55,880,870,044	57,790,872,875
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	289,252,771,550	419,293,609,142
（分配準備積立金）	104,198,919,021	197,822,016,691
元本等合計	345,133,641,594	477,084,482,017
純資産合計	345,133,641,594	477,084,482,017
負債純資産合計	346,425,566,613	478,664,051,285

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第21期 自 2022年2月16日 至 2023年2月15日	第22期 自 2023年2月16日 至 2024年2月15日
営業収益		
受取利息	7,678	9,038
有価証券売買等損益	29,940,986,908	119,405,684,421
営業収益合計	29,940,994,586	119,405,693,459
営業費用		
支払利息	363,013	413,327
受託者報酬	105,673,099	130,325,463
委託者報酬	774,936,641	955,720,538
その他費用	3,871,920	3,871,920
営業費用合計	884,844,673	1,090,331,248
営業利益又は営業損失（△）	29,056,149,913	118,315,362,211
経常利益又は経常損失（△）	29,056,149,913	118,315,362,211
当期純利益又は当期純損失（△）	29,056,149,913	118,315,362,211
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	2,598,331,061	7,408,304,529
期首剰余金又は期首欠損金（△）	239,061,254,551	289,252,771,550
剰余金増加額又は欠損金減少額	73,789,932,192	72,653,839,629
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	73,789,932,192	72,653,839,629
剰余金減少額又は欠損金増加額	50,056,234,045	53,520,059,719
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	50,056,234,045	53,520,059,719
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	289,252,771,550	419,293,609,142

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第22期
	自 2023年2月16日 至 2024年2月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第21期	第22期
	2023年2月15日現在	2024年2月15日現在
1. 期首元本額	51,524,346,743円	55,880,870,044円
期中追加設定元本額	15,077,926,286円	12,165,067,694円
期中一部解約元本額	10,721,402,985円	10,255,064,863円
2. 受益権の総数	55,880,870,044口	57,790,872,875口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第21期	第22期
	自 2022年2月16日 至 2023年2月15日	自 2023年2月16日 至 2024年2月15日
1. 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(26,458,003,567円)、信託約款に規定される収益調整金(185,054,185,212円)及び分配準備積立金(77,740,915,454円)より分配対象収益は289,253,104,233円(1万口当たり51,762.45円)であります。分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(110,907,148,358円)、信託約款に規定される収益調整金(221,471,960,627円)及び分配準備積立金(86,914,868,333円)より分配対象収益は419,293,977,318円(1万口当たり72,553.66円)であります。分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	第21期	第22期
	自 2022年2月16日 至 2023年2月15日	自 2023年2月16日 至 2024年2月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク(価格変動リスク、為替	同左

	変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第21期 2023年2月15日現在	第22期 2024年2月15日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第21期 2023年2月15日現在	第22期 2024年2月15日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）
親投資信託受益証券	29,430,432,338	117,724,399,341
合計	29,430,432,338	117,724,399,341

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第21期 2023年2月15日現在	第22期 2024年2月15日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	6,1762円 (61,762円)	8,2554円 (82,554円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

2024年2月15日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド	57,042,872,613	477,066,656,524	
親投資信託受益証券 合計		57,042,872,613	477,066,656,524	
合計			477,066,656,524	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

同親投資信託の状況は以下の通りであります。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド
貸借対照表

(単位：円)

2024年2月15日現在	
資産の部	
流動資産	
預金	12,304,505,708
コール・ローン	553,639,695
株式	1,311,536,937,030
投資信託受益証券	2,108,582,829
投資証券	23,477,725,872
派生商品評価勘定	456,372,619
未収入金	1,669,228
未収配当金	1,045,069,259
差入委託証拠金	9,984,642,011
流動資産合計	1,361,469,144,251
資産合計	1,361,469,144,251
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	17,335,163
未払金	195,732,195
未払解約金	297,555,000
流動負債合計	510,622,358
負債合計	510,622,358
純資産の部	
元本等	
元本	162,729,949,242
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	1,198,228,572,651
元本等合計	1,360,958,521,893
純資産合計	1,360,958,521,893
負債純資産合計	1,361,469,144,251

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2023年2月16日
	至 2024年2月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 新株予約権証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。 為替予約取引 原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	2024年2月15日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	137, 221, 085, 885円
同期中追加設定元本額	76, 071, 759, 274円
同期中一部解約元本額	50, 562, 895, 917円

元本の内訳	
ファンド名	
D I A M外国株式パッシブ・ファンド	3, 150, 221, 102円
M I T O ラップ型ファンド (安定型)	1, 531, 018円
M I T O ラップ型ファンド (中立型)	6, 233, 160円
M I T O ラップ型ファンド (積極型)	15, 643, 534円
グローバル8資産ラップファンド (安定型)	21, 027, 667円
グローバル8資産ラップファンド (中立型)	19, 283, 292円
グローバル8資産ラップファンド (積極型)	13, 461, 739円
たわらノーロード 先進国株式	57, 361, 664, 964円
たわらノーロード 先進国株式<ラップ向け>	57, 934, 709円
たわらノーロード 先進国株式<為替ヘッジあり>	2, 884, 066, 158円
たわらノーロード バランス (8資産均等型)	916, 899, 062円
たわらノーロード バランス (堅実型)	80, 325, 474円
たわらノーロード バランス (標準型)	756, 198, 335円
たわらノーロード バランス (積極型)	1, 019, 417, 623円
たわらノーロード スマートグローバルバランス (保守型)	1, 335円
たわらノーロード スマートグローバルバランス (安定型)	33, 236, 783円
たわらノーロード スマートグローバルバランス (安定成長型)	203, 020, 399円
たわらノーロード スマートグローバルバランス (成長型)	238, 815, 086円
たわらノーロード スマートグローバルバランス (積極型)	417, 682, 501円
たわらノーロード 最適化バランス (保守型)	1, 447円
たわらノーロード 最適化バランス (安定型)	123, 405円
たわらノーロード 最適化バランス (安定成長型)	13, 286, 479円
たわらノーロード 最適化バランス (成長型)	3, 251, 865円
たわらノーロード 最適化バランス (積極型)	10, 682, 039円
たわらノーロード 全世界株式	1, 964, 292, 693円
D I A M外国株式インデックスファンド<DC年金>	57, 042, 872, 613円
O n e DC 先進国株式インデックスファンド	3, 356, 391, 099円
O n e グローバルバランス	22, 754, 981円
D I A Mバランス・ファンド<DC年金> 1 安定型	135, 514, 309円
D I A Mバランス・ファンド<DC年金> 2 安定・成長型	746, 042, 424円
D I A Mバランス・ファンド<DC年金> 3 成長型	1, 008, 349, 921円
D I A M DC バランス30インデックスファンド	81, 254, 701円
D I A M DC バランス50インデックスファンド	228, 321, 872円
D I A M DC バランス70インデックスファンド	237, 223, 346円
マネックス資産設計ファンド<隔月分配型>	17, 324, 819円
マネックス資産設計ファンド<育成型>	656, 949, 333円
マネックス資産設計ファンド エボリューション	119, 023, 013円
D I A M DC 8資産バランスファンド (新興国10)	157, 468, 415円
D I A M DC 8資産バランスファンド (新興国20)	184, 448, 070円
D I A M DC 8資産バランスファンド (新興国30)	308, 125, 677円
投資のソムリエ	9, 174, 564, 014円
クルーズコントロール	104, 334, 373円
投資のソムリエ<DC年金>	900, 536, 286円
D I A M 8資産バランスファンドN<DC年金>	173, 236, 376円
4資産分散投資・ハイクラス<DC年金>	285, 154, 879円
投資のソムリエ<DC年金>リスク抑制型	1, 018, 133, 616円
リスク抑制世界8資産バランスファンド	3, 329, 950, 094円
ワールドアセットバランス (基本コース)	106, 137, 745円
ワールドアセットバランス (リスク抑制コース)	234, 745, 869円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2045)	57, 887, 085円

投資のソムリエ（ターゲット・イヤー２０５５）	29,635,686円
リスク抑制世界８資産バランスファンド（ＤＣ）	8,910,823円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー２０３５）	191,573,092円
４資産分散投資・スタンダード＜ＤＣ年金＞	138,504,634円
リスクコントロール世界資産分散ファンド	931,825,289円
９資産分散投資・スタンダード＜ＤＣ年金＞	126,111,412円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー２０４０）	62,279,509円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー２０５０）	31,482,383円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー２０６０）	19,331,816円
４資産分散投資・ミドルクラス＜ＤＣ年金＞	137,756,308円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー２０６５）	4,571,353円
Ｏｎｅグローバル最適化バランス（成長型）＜ラップ向け＞	26,922,113円
インカム重視マルチアセット運用ファンド２０１９－１２（適格機関投資家限定）	14,029,309円
インカム重視マルチアセット運用ファンド２０２０－０６（適格機関投資家限定）	14,048,261円
マルチアセット・インカム戦略ファンド２０－０８（適格機関投資家限定）	8,775,720円
インカム重視マルチアセット運用ファンド２０２０－０９（適格機関投資家限定）	8,434,278円
インカム重視マルチアセット運用ファンド２０２１－０３（適格機関投資家限定）	236,047円
インカム重視マルチアセット運用ファンドⅡ ２０２１－０４（適格機関投資家限定）	35,948,901円
インカム重視マルチアセット運用ファンド２０２１－０９（適格機関投資家限定）	12,462,424円
予兆モデル活用型戦略ファンド２０２４－０１（適格機関投資家限定）	23,066,359円
ＭＳＣＩコクサイ・インデックスファンド＜為替ヘッジあり＞（適格機関投資家限定）	340,464,020円
ＤＩＡＭ外国株式インデックスファンドＶＡ（適格機関投資家専用）	34,977,326円
ＤＩＡＭ外国株式パッシブ私募ファンド（適格機関投資家向け）	1,003,831,300円
ＤＩＡＭ先進国株式パッシブファンド（適格機関投資家限定）	197,607,732円
外国株式パッシブ・ファンド２（適格機関投資家限定）	1,138,795,896円
投資のソムリエ・私募（適格機関投資家限定）	293,977,211円
ＡＭＯｎｅマルチアセット・インカム戦略ファンド（シグナルヘッジ付き）（適格機関投資家限定）	897,249円
ＤＩＡＭワールドバランス２５ＶＡ（適格機関投資家限定）	5,291,360円
インカム重視マルチアセット運用ファンド（適格機関投資家限定）	23,104,484円
リスクコントロール世界８資産バランスファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家専用）	4,021,219円
ＤＩＡＭグローバル・バランスファンド２５ＶＡ（適格機関投資家限定）	19,013,111円
ＤＩＡＭグローバル・バランスファンド５０ＶＡ（適格機関投資家限定）	36,934,397円
ＤＩＡＭ国際分散バランスファンド３０ＶＡ（適格機関投資家限定）	1,418,942円
ＤＩＡＭ国際分散バランスファンド５０ＶＡ（適格機関投資家限定）	8,754,286円
ＤＩＡＭ国内重視バランスファンド３０ＶＡ（適格機関投資家限定）	927,720円
ＤＩＡＭ国内重視バランスファンド５０ＶＡ（適格機関投資家限定）	29,206円
ＤＩＡＭ世界バランスファンド４０ＶＡ（適格機関投資家限定）	284,746円
ＤＩＡＭ世界バランスファンド５０ＶＡ（適格機関投資家限定）	14,185,996円
ＤＩＡＭバランスファンド２５ＶＡ（適格機関投資家限定）	101,538,091円
ＤＩＡＭバランスファンド３７．５ＶＡ（適格機関投資家限定）	190,422,402円

D I A M バランスファンド 5 0 V A (適格機関投資家限定)	668, 030, 631円
D I A M グローバル・アセット・バランス V A (適格機関投資家限定)	28, 599, 230円
D I A M グローバル・アセット・バランス V A 2 (適格機関投資家限定)	24, 316, 972円
D I A M アクサ グローバル バランスファンド 3 0 V A (適格機関投資家限定)	162, 198, 269円
D I A M 世界アセットバランスファンド V A (適格機関投資家向け)	5, 202, 502円
D I A M 世界バランスファンド 5 5 V A (適格機関投資家限定)	131, 734円
D I A M 世界アセットバランスファンド 2 V A (適格機関投資家限定)	56, 771, 450円
D I A M 世界アセットバランスファンド 4 0 V A (適格機関投資家限定)	4, 446, 099円
D I A M 世界アセットバランスファンド 2 5 V A (適格機関投資家限定)	21, 030, 916円
D I A M 世界アセットバランスファンド 3 V A (適格機関投資家限定)	36, 765, 356円
D I A M 世界アセットバランスファンド 4 V A (適格機関投資家限定)	71, 611, 164円
動的パッケージファンド< D C 年金>	13, 568, 830円
コア資産形成ファンド	7, 035, 145円
たわらノーロード 先進国株式(為替ヘッジなし) <ラップ専用>	2, 827, 749, 610円
MHAM 外国株式インデックスファンド	131, 843, 275円
たわらノーロード 先進国株式(為替ヘッジあり) <ラップ専用>	1, 040, 748, 063円
MHAM 動的パッケージファンド [適格機関投資家限定]	1, 579, 711, 581円
MHAM 外国株式パッシブファンド [適格機関投資家限定]	1, 932, 759, 205円
計	162, 729, 949, 242円
2. 受益権の総数	162, 729, 949, 242口

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2023年2月16日 至 2024年2月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引及び為替予約取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産が運用対象とする資産の価格変動リスクの低減及び信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的とし行っており、株価及び為替相場の変動によるリスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。

2. 金融商品の時価等に関する事項

--	--

項目	2024年2月15日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (2) デリバティブ取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」にて記載しております。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2024年2月15日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）
株式	179,223,804,833
投資信託受益証券	186,189,903
投資証券	△657,112,771
合計	178,752,881,965

（デリバティブ取引等に関する注記）

通貨関連

種類	2024年2月15日現在			
	契約額等（円）	うち 1年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引 為替予約取引				
売建	21,790,350	—	21,802,689	△12,339
ユーロ	21,790,350	—	21,802,689	△12,339
買建	517,444,533	—	517,395,850	△48,683
アメリカ・ドル	393,304,760	—	393,255,168	△49,592
イギリス・ポンド	34,074,759	—	34,032,512	△42,247
オーストラリア・ドル	10,114,416	—	10,150,108	35,692
カナダ・ドル	24,098,586	—	24,104,355	5,769
ユーロ	55,852,012	—	55,853,707	1,695
合計	539,234,883	—	539,198,539	△61,022

（注）時価の算定方法

為替予約取引

1. 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。

・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

2. 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

3. 換算において円未満の端数は切捨てております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

株式関連

種類	2024年2月15日現在			
	契約額等（円）	うち 1年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引 先物取引 買建	23,560,156,692	—	23,999,255,170	439,098,478
合計	23,560,156,692	—	23,999,255,170	439,098,478

（注）時価の算定方法

株価指数先物取引

1. 原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	2024年2月15日現在
1口当たり純資産額	8.3633円
（1万口当たり純資産額）	（83,633円）

附属明細表

第1 有価証券明細表

（1）株式

2024年2月15日現在

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル	AMAZON.COM INC	1,415,369	170.980	241,999,791.620	
	ABBOTT LABORATORIES	265,014	112.060	29,697,468.840	
	AES CORP	109,122	16.140	1,761,229.080	
	INTL BUSINESS MACHINES CORP	139,028	183.570	25,521,369.960	
	ADVANCED MICRO DEVICES	246,644	178.700	44,075,282.800	
	ADOBE INC	69,437	604.660	41,985,776.420	
	CHUBB LTD	62,823	248.120	15,587,642.760	
	AIR PRODUCTS & CHEMICALS	34,261	217.010	7,434,979.610	

INC				
ALLSTATE CORP	39,652	161.390	6,399,436.280	
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	101,335	194.870	19,747,151.450	
AMGEN INC	81,506	290.070	23,642,445.420	
HESS CORP	41,496	142.730	5,922,724.080	
AMERICAN EXPRESS CO	95,449	210.900	20,130,194.100	
AMERICAN ELECTRIC POWER	77,342	78.800	6,094,549.600	
AFLAC INC	84,730	78.920	6,686,891.600	
AMERICAN INTL GROUP	108,150	69.170	7,480,735.500	
ANALOG DEVICES	76,233	186.320	14,203,732.560	
JOHNSON CONTROLS INTERNATIONAL PLC	102,432	57.070	5,845,794.240	
VALERO ENERGY CORP	54,042	141.040	7,622,083.680	
ANSYS INC	13,252	330.000	4,373,160.000	
APPLE INC	2,382,692	184.150	438,772,731.800	
APPLIED MATERIALS INC	128,053	186.190	23,842,188.070	
ALBEMARLE CORP	16,936	114.390	1,937,309.040	
ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO	81,504	53.270	4,341,718.080	
AMEREN CORP	40,644	68.610	2,788,584.840	
AUTODESK INC	32,074	262.170	8,408,840.580	
AUTOMATIC DATA PROCESSING	62,963	250.900	15,797,416.700	
AUTOZONE INC	2,716	2,726.870	7,406,178.920	
AVERY DENNISON CORP	11,542	206.390	2,382,153.380	
BALL CORP	46,288	62.000	2,869,856.000	
BERKSHIRE HATHAWAY INC- CL B	199,318	398.680	79,464,100.240	
BANK OF NEW YORK MELLON CORP	116,387	54.480	6,340,763.760	
BAXTER INTERNATIONAL INC	80,219	39.640	3,179,881.160	
BECTON DICKINSON & CO	43,938	238.610	10,484,046.180	
AMETEK INC	34,476	173.410	5,978,483.160	
VERIZON COMM INC	641,522	40.150	25,757,108.300	
WR BERKLEY CORP	31,607	81.920	2,589,245.440	
BEST BUY CO INC	30,568	74.600	2,280,372.800	
BIO-RAD LABORATORIES-CL A	3,021	327.910	990,616.110	
YUM! BRANDS INC	42,053	134.010	5,635,522.530	
FIRSTENERGY CORP	83,697	36.930	3,090,930.210	
BOEING CO	86,601	203.380	17,612,911.380	
ROBERT HALF INC	14,456	80.600	1,165,153.600	
BORGWARNER INC	37,010	31.140	1,152,491.400	
BOSTON SCIENTIFIC CORP	221,959	65.950	14,638,196.050	
C. H. ROBINSON WORLDWIDE INC	17,233	73.840	1,272,484.720	
TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWARE	26,064	155.720	4,058,686.080	
METTLER TOLEDO	3,411	1,181.180	4,029,004.980	

INTERNATIONAL INC				
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	319,771	48.890	15,633,604.190	
ONEOK INC	86,702	69.110	5,991,975.220	
AMERICAN FINANCIAL GROUP INC	9,709	122.990	1,194,109.910	
UNITED RENTALS INC	10,788	654.040	7,055,783.520	
SEMPRA	98,372	69.460	6,832,919.120	
FEDEX CORP	36,746	236.830	8,702,555.180	
VERISIGN INC	13,302	195.330	2,598,279.660	
AMPHENOL CORP	91,520	104.110	9,528,147.200	
BROWN-FORMAN CORP	48,308	57.350	2,770,463.800	
QUANTA SERVICES INC	23,271	212.640	4,948,345.440	
SIRIUS XM HOLDINGS INC	101,765	4.810	489,489.650	
CSX CORP	304,211	37.000	11,255,807.000	
COTERRA ENERGY INC	114,711	23.910	2,742,740.010	
CAMPBELL SOUP CO	26,978	40.920	1,103,939.760	
CONSTELLATION BRANDS INC	24,629	243.600	5,999,624.400	
CARDINAL HEALTH INC	38,298	103.550	3,965,757.900	
CARLISLE COS INC	7,520	347.420	2,612,598.400	
CARNIVAL CORP COMMON PAIRED	148,408	15.270	2,266,190.160	
CATERPILLAR INC	77,969	316.710	24,693,561.990	
CHECK POINT SOFTWARE TECHNOLOGIES	14,608	165.290	2,414,556.320	
JPMORGAN CHASE & CO	442,391	176.030	77,874,087.730	
CHURCH & DWIGHT CO INC	38,911	97.000	3,774,367.000	
CINCINNATI FINANCIAL CORP	22,876	110.940	2,537,863.440	
CINTAS CORP	14,169	612.670	8,680,921.230	
CISCO SYSTEMS INC	618,456	50.280	31,095,967.680	
CLEVELAND-CLIFFS INC	83,513	19.530	1,631,008.890	
CLOROX COMPANY	18,305	152.210	2,786,204.050	
COCA-COLA CO/THE	627,348	59.290	37,195,462.920	
COPART INC	128,373	49.220	6,318,519.060	
COLGATE-PALMOLIVE CO	121,309	83.710	10,154,776.390	
MARRIOTT INTERNATIONAL- CL A	38,376	235.390	9,033,326.640	
MOLINA HEALTHCARE INC	8,928	399.960	3,570,842.880	
NRG ENERGY, INC.	34,874	52.060	1,815,540.440	
COMCAST CORP-CL A	628,171	42.020	26,395,745.420	
CONAGRA BRANDS INC	73,639	26.730	1,968,370.470	
CONSOLIDATED EDISON INC	51,736	86.840	4,492,754.240	
CMS ENERGY CORP	44,128	56.420	2,489,701.760	
COOPER COS INC	7,971	372.490	2,969,117.790	
MOLSON COORS BEVERAGE CO	30,436	61.440	1,869,987.840	
CORNING INC	126,561	31.750	4,018,311.750	
HEICO CORP-CL A	11,614	154.860	1,798,544.040	
MANHATTAN ASSOCIATES INC	9,442	248.800	2,349,169.600	
CUMMINS INC	21,250	260.470	5,534,987.500	
DARLING INTERNATIONAL	23,806	41.820	995,566.920	

INC				
DR HORTON INC	45,784	145.500	6,661,572.000	
DANAHER CORP	107,045	247.990	26,546,089.550	
MOODY'S CORP	24,521	366.480	8,986,456.080	
COGNIZANT TECHNOLOGY SOLUTIONS	75,997	76.740	5,832,009.780	
TARGET CORP	71,189	145.030	10,324,540.670	
DEERE & CO	41,361	384.780	15,914,885.580	
MORGAN STANLEY	189,813	84.000	15,944,292.000	
REPUBLIC SERVICES INC	33,574	178.740	6,001,016.760	
COSTAR GROUP INC	61,975	82.320	5,101,782.000	
DECKERS OUTDOOR CORP	4,174	848.100	3,539,969.400	
THE WALT DISNEY CO	279,406	111.560	31,170,533.360	
DOLLAR TREE INC	31,756	139.880	4,442,029.280	
DOVER CORP	22,599	160.890	3,635,953.110	
OMNICOM GROUP	30,586	85.790	2,623,972.940	
DTE ENERGY CO	33,700	105.330	3,549,621.000	
DUKE ENERGY CORP	118,123	91.340	10,789,354.820	
DARDEN RESTAURANTS INC	17,701	161.150	2,852,516.150	
EBAY INC	84,227	42.180	3,552,694.860	
BANK OF AMERICA CORP	1,090,810	33.130	36,138,535.300	
CITIGROUP INC	294,170	53.980	15,879,296.600	
EASTMAN CHEMICAL CO	16,790	82.120	1,378,794.800	
EATON CORP PLC	61,113	275.620	16,843,965.060	
CADENCE DESIGN SYS INC	41,715	300.740	12,545,369.100	
ECOLAB INC	38,151	216.970	8,277,622.470	
REVVITY INC	17,972	103.560	1,861,180.320	
ELECTRONIC ARTS INC	38,801	143.080	5,551,647.080	
SALESFORCE INC	148,357	289.150	42,897,426.550	
ERIE INDEMNITY CO	3,372	351.820	1,186,337.040	
EMERSON ELECTRIC CO	87,960	106.240	9,344,870.400	
ATMOS ENERGY CORP	24,532	112.980	2,771,625.360	
ENTERGY CORP	30,736	98.080	3,014,586.880	
EOG RESOURCES INC	90,394	111.010	10,034,637.940	
EQUIFAX INC	18,730	250.340	4,688,868.200	
EQT CORP	59,729	32.960	1,968,667.840	
ESTEE LAUDER COS INC/THE	35,846	142.650	5,113,431.900	
EXPEDITORS INTERNATIONAL	22,415	125.740	2,818,462.100	
EXXON MOBIL CORP	611,607	100.840	61,674,449.880	
FMC CORP	17,711	51.130	905,563.430	
NEXTERA ENERGY INC	309,921	56.010	17,358,675.210	
FACTSET RESEARCH SYSTEMS INC	6,019	461.780	2,779,453.820	
FAIR ISAAC CORP	3,775	1,293.840	4,884,246.000	
ASSURANT INC	8,766	171.780	1,505,823.480	
FASTENAL CO	85,603	70.130	6,003,338.390	
FIFTH THIRD BANCORP	105,410	33.510	3,532,289.100	
M&T BANK CORP	24,958	136.160	3,398,281.280	
FISERV INC	91,718	144.980	13,297,275.640	
FORD MOTOR CO	585,908	12.560	7,359,004.480	

FRANKLIN RESOURCES INC	47,477	26.770	1,270,959.290	
FREEPORT-MCMORAN INC	214,628	37.200	7,984,161.600	
FIRST CITIZENS BCSHS -CL A	1,584	1,492.940	2,364,816.960	
ARTHUR J GALLAGHER & CO	33,344	238.680	7,958,545.920	
GENERAL DYNAMICS CORP	34,634	269.100	9,320,009.400	
GENERAL MILLS INC	88,517	62.370	5,520,805.290	
GENUINE PARTS CO	20,769	144.040	2,991,566.760	
GILEAD SCIENCES INC	190,011	73.040	13,878,403.440	
GARTNER INC	11,988	449.860	5,392,921.680	
MCKESSON CORP	20,854	501.200	10,452,024.800	
NVIDIA CORP	376,494	739.000	278,229,066.000	
GRACO INC	23,985	88.340	2,118,834.900	
GENERAL ELECTRIC CO	164,658	146.500	24,122,397.000	
WW GRAINGER INC	6,777	944.400	6,400,198.800	
HALLIBURTON CO	139,251	34.200	4,762,384.200	
MONSTER BEVERAGE CORP	117,637	55.870	6,572,379.190	
GOLDMAN SACHS GROUP INC	50,300	378.040	19,015,412.000	
L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	28,728	210.180	6,038,051.040	
HASBRO INC	16,359	52.690	861,955.710	
HENRY SCHEIN INC	17,431	73.680	1,284,316.080	
HEICO CORP	6,878	193.370	1,329,998.860	
HERSHEY FOODS CORP	22,500	191.250	4,303,125.000	
HP INC	134,136	28.580	3,833,606.880	
F5 INC	8,981	184.260	1,654,839.060	
CROWN HOLDINGS INC NPR	18,125	73.470	1,331,643.750	
UNITED THERAPEUTICS CORP	7,615	214.430	1,632,884.450	
JUNIPER NETWORKS INC	57,881	37.030	2,143,333.430	
HOLOGIC INC	38,399	73.150	2,808,886.850	
HOME DEPOT INC	152,731	358.230	54,712,826.130	
BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC	29,668	86.010	2,551,744.680	
HORMEL FOODS CORP	49,054	28.800	1,412,755.200	
CENTERPOINT ENERGY INC	97,776	27.350	2,674,173.600	
LENNOX INTERNATIONAL INC	4,917	446.940	2,197,603.980	
HUBBELL INC	7,820	359.690	2,812,775.800	
HUMANA INC	18,641	362.290	6,753,447.890	
JB HUNT TRANSPORT SERVICES INC	12,276	217.560	2,670,766.560	
HUNTINGTON BANCSHARES INC	215,385	12.720	2,739,697.200	
BIOGEN INC	21,910	220.740	4,836,413.400	
IDEX CORP	11,045	227.020	2,507,435.900	
ILLINOIS TOOL WORKS	46,463	254.120	11,807,177.560	
INTUIT INC	42,734	657.130	28,081,793.420	
IDEXX LABORATORIES INC	12,500	560.560	7,007,000.000	
TRANE TECHNOLOGIES PLC	35,154	272.810	9,590,362.740	
INTEL CORP	639,205	44.190	28,246,468.950	
INTL FLAVORS &	40,993	79.380	3,254,024.340	

FRAGRANCES				
INTERNATIONAL PAPER CO	53,419	34.530	1,844,558.070	
INTERPUBLIC GROUP OF COS INC	54,063	31.720	1,714,878.360	
JACK HENRY & ASSOCIATES INC	11,857	175.260	2,078,057.820	
JABIL CIRCUIT INC	19,586	141.320	2,767,893.520	
INCYTE CORP	31,654	57.890	1,832,450.060	
JOHNSON & JOHNSON	366,956	155.740	57,149,727.440	
HARTFORD FINANCIAL SVCS GRP	45,659	91.460	4,175,972.140	
KLA CORPORATION	20,432	653.840	13,359,258.880	
DEVON ENERGY CORP	96,985	41.840	4,057,852.400	
KELLANOVA	42,451	53.990	2,291,929.490	
KEYCORP	144,072	13.860	1,996,837.920	
KIMBERLY-CLARK CORP	52,932	118.400	6,267,148.800	
BLACKROCK INC/NEW YORK	22,727	785.400	17,849,785.800	
KROGER CO	103,385	45.690	4,723,660.650	
LAM RESEARCH CORP	20,026	915.700	18,337,808.200	
TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	7,446	427.530	3,183,388.380	
PACKAGING CORP OF AMERICA	13,451	165.400	2,224,795.400	
LATTICE SEMICONDUCTOR CORP	20,260	76.260	1,545,027.600	
AKAMAI TECHNOLOGIES	23,313	114.800	2,676,332.400	
LENNAR CORP	37,667	153.870	5,795,821.290	
ELI LILLY & CO	123,021	757.310	93,165,033.510	
BATH & BODY WORKS INC	34,638	43.880	1,519,915.440	
UNITED PARCEL SERVICE-CL B	110,884	144.220	15,991,690.480	
AGILENT TECHNOLOGIES INC	44,825	132.240	5,927,658.000	
LOCKHEED MARTIN CORP	33,842	418.190	14,152,385.980	
LOEWS CORP	30,289	73.520	2,226,847.280	
LOWE'S COS INC	88,486	226.930	20,080,127.980	
DOMINION ENERGY INC	126,501	44.860	5,674,834.860	
MGM RESORTS INTERNATIONAL	40,401	42.800	1,729,162.800	
MCCORMICK & CO INC	40,279	64.990	2,617,732.210	
MCDONALD'S CORPORATION	111,035	288.170	31,996,955.950	
S&P GLOBAL INC	49,571	421.210	20,879,800.910	
EVEREST GROUP LTD	6,670	371.040	2,474,836.800	
MARKEL GROUP INC	2,013	1,468.970	2,957,036.610	
EDWARDS LIFESCIENCES CORP NPR	91,510	86.040	7,873,520.400	
MARSH & MCLENNAN COS	75,606	197.720	14,948,818.320	
MASCO CORP	34,561	73.470	2,539,196.670	
MARTIN MARIETTA MATERIALS INC	9,365	539.460	5,052,042.900	
METLIFE INC	97,405	68.350	6,657,631.750	

MEDTRONIC PLC	202,117	83.680	16,913,150.560	
CVS HEALTH CORP	197,356	76.410	15,079,971.960	
MERCK & CO. INC.	386,448	125.820	48,622,887.360	
ON SEMICONDUCTOR CORPORATION	65,250	81.670	5,328,967.500	
LABORATORY CRP OF AMER HLDGS	12,876	228.110	2,937,144.360	
MICROSOFT CORP	1,075,609	409.490	440,451,129.410	
MICRON TECH INC	168,037	81.830	13,750,467.710	
MICROCHIP TECHNOLOGY INC	81,668	80.580	6,580,807.440	
3M CO	82,577	92.420	7,631,766.340	
ENTEGRIS INC	23,675	131.170	3,105,449.750	
CHARLES RIVER LABORATORIES INT	7,674	245.120	1,881,050.880	
MOTOROLA SOLUTIONS INC	24,847	319.390	7,935,883.330	
ILLUMINA INC	24,379	140.740	3,431,100.460	
XCEL ENERGY INC	82,777	58.680	4,857,354.360	
NEUROCRINE BIOSCIENCES INC	14,613	131.770	1,925,555.010	
NETAPP INC	32,785	87.760	2,877,211.600	
NEWMONT CORP	173,608	32.120	5,576,288.960	
NVR INC	483	7,501.730	3,623,335.590	
NIKE INC-CL B	187,720	106.330	19,960,267.600	
NORDSON CORP	7,548	263.720	1,990,558.560	
NORFOLK SOUTHERN CORP	34,140	252.260	8,612,156.400	
EVERSOURCE ENERGY	51,861	57.060	2,959,188.660	
NISOURCE INC	64,543	25.380	1,638,101.340	
NORTHERN TRUST CORP	32,868	79.040	2,597,886.720	
NORTHROP GRUMMAN CORP	22,098	446.370	9,863,884.260	
WELLS FARGO & CO	558,286	48.530	27,093,619.580	
NUCOR CORP	37,496	181.060	6,789,025.760	
CHENIERE ENERGY INC	36,422	155.590	5,666,898.980	
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	57,630	135.110	7,786,389.300	
OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	99,774	57.300	5,717,050.200	
OLD DOMINION FREIGHT LINE	14,854	431.130	6,404,005.020	
O' REILLY AUTOMOTIVE INC	9,084	1,049.300	9,531,841.200	
ORACLE CORP	250,707	114.260	28,645,781.820	
PACCAR INC	77,744	106.670	8,292,952.480	
PTC INC	18,085	180.750	3,268,863.750	
EXELON CORP	157,197	34.120	5,363,561.640	
PARKER HANNIFIN CORP	19,211	521.910	10,026,413.010	
PAYCHEX INC	49,152	122.220	6,007,357.440	
ALIGN TECHNOLOGY INC	11,452	302.750	3,467,093.000	
PPL CORPORATION	113,687	26.050	2,961,546.350	
PEPSICO INC	210,584	167.520	35,277,031.680	
PENTAIR PLC	25,545	74.980	1,915,364.100	
PFIZER INC	862,381	27.110	23,379,148.910	

ESSENTIAL UTILITIES INC	40,319	35.430	1,428,502.170	
CONOCOPHILLIPS	183,994	110.120	20,261,419.280	
PG&E CORP	306,139	16.350	5,005,372.650	
PIONEER NATURAL RESOURCES CO	36,219	225.350	8,161,951.650	
ALTRIA GROUP INC	271,033	40.400	10,949,733.200	
PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	59,805	147.870	8,843,365.350	
BROWN & BROWN INC	36,907	82.200	3,033,755.400	
GARMIN LTD	23,281	122.830	2,859,605.230	
PPG INDUSTRIES INC	35,748	140.100	5,008,294.800	
COSTCO WHOLESALE CORP	67,603	722.180	48,821,534.540	
T ROWE PRICE GROUP INC	34,293	106.360	3,647,403.480	
QUEST DIAGNOSTICS	16,574	127.720	2,116,831.280	
PROCTER & GAMBLE CO	359,441	155.630	55,939,802.830	
PROGRESSIVE CORP	89,808	187.950	16,879,413.600	
PUBLIC SERVICE ENTERPRISE GP	74,243	58.770	4,363,261.110	
PULTE GROUP INC	33,950	103.820	3,524,689.000	
GLOBAL PAYMENTS INC	40,068	138.980	5,568,650.640	
QUALCOMM INC	170,286	153.940	26,213,826.840	
RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	29,141	116.690	3,400,463.290	
EXACT SCIENCES CORP	26,045	62.090	1,617,134.050	
RELIANCE STEEL & ALUMINUM CO	8,747	294.650	2,577,303.550	
REGENERON PHARMACEUTICALS	16,052	947.820	15,214,406.640	
REPLIGEN CORP	8,576	206.040	1,766,999.040	
RESMED INC	22,899	180.550	4,134,414.450	
US BANCORP	229,227	40.500	9,283,693.500	
ARCH CAPITAL GROUP LTD	56,309	84.870	4,778,944.830	
ROSS STORES INC	50,878	144.490	7,351,362.220	
ROLLINS INC	45,708	44.250	2,022,579.000	
ROPER TECHNOLOGIES INC	16,344	541.710	8,853,708.240	
ROCKWELL AUTOMATION INC	17,327	279.930	4,850,347.110	
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	37,464	116.630	4,369,426.320	
RPM INTERNATIONAL INC	19,258	108.140	2,082,560.120	
ACCENTURE PLC-CL A	95,612	370.980	35,470,139.760	
MONDELEZ INTERNATIONAL INC	208,847	71.410	14,913,764.270	
WILLIS TOWERS WATSON PLC	16,217	275.160	4,462,269.720	
AXON ENTERPRISE INC	11,039	270.840	2,989,802.760	
THE TRAVELERS COMPANIES INC	34,835	216.620	7,545,957.700	
FIDELITY NATIONAL INFORMATION	89,354	62.640	5,597,134.560	
BOOKING HOLDINGS INC	5,452	3,738.310	20,381,266.120	
SCHLUMBERGER LTD	217,990	47.750	10,409,022.500	

SCHWAB (CHARLES) CORP	230,145	63.030	14,506,039.350	
POOL CORP	6,305	382.780	2,413,427.900	
ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	32,114	121.840	3,912,769.760	
SEI INVESTMENTS CO	14,477	65.860	953,455.220	
ELEVANCE HEALTH INC	36,139	506.110	18,290,309.290	
CENCORA INC	25,701	231.580	5,951,837.580	
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	35,591	78.690	2,800,655.790	
SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	37,500	311.030	11,663,625.000	
CENTENE CORP	82,487	77.490	6,391,917.630	
SMITH (A. O.) CORP	19,563	81.170	1,587,928.710	
SNAP-ON INC	8,204	263.140	2,158,800.560	
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	54,392	106.400	5,787,308.800	
EDISON INTERNATIONAL	57,612	65.030	3,746,508.360	
SOUTHERN CO	166,722	67.810	11,305,418.820	
TRUIST FINANCIAL CORP	198,729	35.410	7,036,993.890	
SOUTHWEST AIRLINES	19,700	33.750	664,875.000	
AT&T INC	1,094,228	16.910	18,503,395.480	
CHEVRON CORP	277,081	151.010	41,842,001.810	
STANLEY BLACK & DECKER INC	22,592	88.650	2,002,780.800	
STATE STREET CORP	50,416	71.500	3,604,744.000	
STARBUCKS CORP	175,161	94.070	16,477,395.270	
STEEL DYNAMICS INC	22,937	119.740	2,746,476.380	
STRYKER CORP	51,849	349.420	18,117,077.580	
NETFLIX INC	67,648	579.330	39,190,515.840	
GEN DIGITAL INC	92,583	21.320	1,973,869.560	
KNIGHT SWIFT TRANSPORTATION HOLDINGS INC	27,400	59.110	1,619,614.000	
SYNOPSYS INC	23,314	562.730	13,119,487.220	
SYSCO CORP	76,419	79.000	6,037,101.000	
INTUITIVE SURGICAL INC	53,463	381.760	20,410,034.880	
TELEFLEX INC	6,985	249.070	1,739,753.950	
TEVA PHARMACEUTICAL INDUSTRIES	169,250	13.170	2,229,022.500	
TERADYNE INC	22,066	101.570	2,241,243.620	
TEXAS INSTRUMENTS INC	138,908	157.870	21,929,405.960	
TEXTRON INC	29,841	86.320	2,575,875.120	
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	58,851	548.270	32,266,237.770	
GLOBE LIFE INC	14,973	125.350	1,876,865.550	
TORO CO	14,644	95.260	1,394,987.440	
DAVITA INC	6,813	123.410	840,792.330	
TRACTOR SUPPLY CO	16,808	235.490	3,958,115.920	
BIO-TECHNE CORP	25,934	70.120	1,818,492.080	
TRIMBLE INC	37,504	58.210	2,183,107.840	
TYLER TECHNOLOGIES INC	6,175	440.130	2,717,802.750	
TYSON FOODS INC	41,316	51.980	2,147,605.680	

MARATHON OIL CORP	92,952	22.390	2,081,195.280	
UNION PACIFIC CORP	93,133	250.110	23,293,494.630	
RTX CORP	223,486	91.390	20,424,385.540	
UNITEDHEALTH GROUP INC	141,390	516.940	73,090,146.600	
UNIVERSAL HEALTH SERVICES INC	9,903	161.710	1,601,414.130	
VF CORP	51,762	17.200	890,306.400	
PARAMOUNT GLOBAL	81,326	13.190	1,072,689.940	
VERTEX PHARMACEUTICALS INC	39,411	417.880	16,469,068.680	
VULCAN MATERIALS CO	20,095	241.100	4,844,904.500	
WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	107,124	21.540	2,307,450.960	
WALMART INC	226,180	168.600	38,133,948.000	
WASTE MANAGEMENT INC	62,122	199.160	12,372,217.520	
WATERS CORP	8,786	317.520	2,789,730.720	
WATSCO INC	4,889	387.760	1,895,758.640	
WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	11,464	408.190	4,679,490.160	
JM SMUCKER CO/THE-NEW	15,604	125.250	1,954,401.000	
VAIL RESORTS INC	6,523	224.200	1,462,456.600	
WESTERN DIGITAL CORP	49,451	56.080	2,773,212.080	
WABTEC CORP	28,400	135.090	3,836,556.000	
SKYWORKS SOLUTIONS INC	25,319	105.830	2,679,509.770	
WYNN RESORTS LTD	15,379	105.210	1,618,024.590	
NASDAQ INC	52,969	55.810	2,956,199.890	
CME GROUP INC	54,132	215.180	11,648,123.760	
WILLIAMS COS INC	180,781	33.050	5,974,812.050	
DICK'S SPORTING GOODS INC	8,551	166.930	1,427,418.430	
LKQ CORP	43,882	48.850	2,143,635.700	
ALLIANT ENERGY CORP	40,524	47.630	1,930,158.120	
WEC ENERGY GROUP INC	47,882	76.650	3,670,155.300	
CARMAX INC	22,414	72.760	1,630,842.640	
TJX COMPANIES INC	172,469	97.170	16,758,812.730	
ZEBRA TECHNOLOGIES CORP	7,785	252.960	1,969,293.600	
HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	156,049	3.190	497,796.310	
JARDINE MATHESON HOLDINGS LTD	23,528	42.040	989,117.120	
ALNYLAM PHARMACEUTICALS INC	19,271	164.150	3,163,334.650	
CBRE GROUP INC	48,577	86.890	4,220,855.530	
REGIONS FINANCIAL CORP	152,588	18.290	2,790,834.520	
DOMINO'S PIZZA INC	5,137	424.480	2,180,553.760	
MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	7,127	745.180	5,310,897.860	
WESTLAKE CORP	6,030	141.190	851,375.700	
T-MOBILE US INC	80,697	161.420	13,026,109.740	
LAS VEGAS SANDS CORP	59,474	54.480	3,240,143.520	

MOSAIC CO/THE	48,502	29.550	1,433,234.100	
MARKETAXESS HOLDINGS INC	6,126	216.210	1,324,502.460	
CELANESE CORP	16,273	148.150	2,410,844.950	
DEXCOM INC	58,553	116.750	6,836,062.750	
BUILDERS FIRSTSOURCE INC	19,554	186.730	3,651,318.420	
EXPEDIA GROUP INC	21,978	134.820	2,963,073.960	
CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	30,969	77.580	2,402,575.020	
AMERIPRISE FINANCIAL INC	15,536	391.360	6,080,168.960	
INTERCONTINENTAL EXCHANGE INC	87,385	136.660	11,942,034.100	
LIVE NATION	23,597	89.400	2,109,571.800	
CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	4,226	2,620.190	11,072,922.940	
TRANSDIGM GROUP INC	8,496	1,147.130	9,746,016.480	
MASTERCARD INC	128,261	465.190	59,665,734.590	
CELSIUS HOLDINGS INC	23,623	62.560	1,477,854.880	
OWENS CORNING	13,227	143.030	1,891,857.810	
LEIDOS HOLDINGS INC	20,679	121.500	2,512,498.500	
AERCAP HOLDINGS NV	30,064	77.060	2,316,731.840	
FIRST SOLAR INC	15,579	158.240	2,465,220.960	
BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIONS	18,398	196.470	3,614,655.060	
SUPER MICRO COMPUTER INC	7,263	880.550	6,395,434.650	
AECOM TECHNOLOGY CORP	21,094	89.840	1,895,084.960	
DELTA AIR LINES INC	21,592	40.840	881,817.280	
INSULET CORP	10,158	188.790	1,917,728.820	
DISCOVER FINANCIAL	39,188	109.110	4,275,802.680	
TE CONNECTIVITY LTD	47,054	142.800	6,719,311.200	
LULULEMON ATHLETICA INC	17,255	460.710	7,949,551.050	
MERCADOLIBRE INC	6,913	1,746.370	12,072,655.810	
ULTA BEAUTY INC	7,263	526.590	3,824,623.170	
MSCI INC	11,948	572.800	6,843,814.400	
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	236,746	89.220	21,122,478.120	
VISA INC	244,821	277.560	67,952,516.760	
KEURIG DR PEPPER INC	160,760	31.100	4,999,636.000	
AMERICAN WATER WORKS CO INC	31,751	120.480	3,825,360.480	
MARATHON PETROLEUM CORP	61,528	169.880	10,452,376.640	
FORTUNE BRANDS INNOVATIONS INC	21,430	79.540	1,704,542.200	
KINDER MORGAN INC/DELAWARE	298,312	16.570	4,943,029.840	
XYLEM INC	36,891	124.160	4,580,386.560	
LYONDELLBASELL INDUSTRIES NV	40,421	94.640	3,825,443.440	
HUNTINGTON INGALLS INDUSTRIES INC	6,481	280.310	1,816,689.110	
SPLUNK INC	24,788	154.500	3,829,746.000	

EPAM SYSTEMS INC	8,162	278.140	2,270,178.680	
HCA HEALTHCARE INC	30,702	305.430	9,377,311.860	
VERISK ANALYTICS INC	21,663	246.140	5,332,130.820	
JAZZ PHARMACEUTICALS PLC	10,706	122.240	1,308,701.440	
FLEETCOR TECHNOLOGIES INC	10,295	272.380	2,804,152.100	
NXP SEMICONDUCTOR NV	38,938	233.960	9,109,934.480	
BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDING CORP	19,242	145.130	2,792,591.460	
TARGA RESOURCES CORP	33,263	88.340	2,938,453.420	
LEAR CORP	9,398	134.890	1,267,696.220	
CBOE GLOBAL MARKETS INC	15,608	184.760	2,883,734.080	
SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS INC	34,295	63.070	2,162,985.650	
DOLLAR GENERAL CORP	33,444	132.000	4,414,608.000	
FORTINET INC	100,599	70.880	7,130,457.120	
HYATT HOTELS CORP	6,647	129.070	857,928.290	
TESLA INC	435,758	188.710	82,231,892.180	
ENPHASE ENERGY INC	21,539	131.620	2,834,963.180	
GENERAL MOTORS CO	208,056	38.370	7,983,108.720	
ALLY FINANCIAL INC	39,230	36.040	1,413,849.200	
LPL FINANCIAL HOLDINGS INC	11,895	255.000	3,033,225.000	
APTIV PLC	43,097	79.140	3,410,696.580	
PHILLIPS 66	68,358	145.210	9,926,265.180	
META PLATFORMS INC	338,766	473.280	160,331,172.480	
IQVIA HOLDINGS INC	27,848	243.470	6,780,152.560	
DIAMONDBACK ENERGY INC	24,850	169.860	4,221,021.000	
SERVICENOW INC	31,178	792.000	24,692,976.000	
PALO ALTO NETWORKS INC	46,854	368.330	17,257,733.820	
WORKDAY INC	31,060	302.240	9,387,574.400	
ABBVIE INC	268,895	174.420	46,900,665.900	
ZOETIS INC	70,224	184.080	12,926,833.920	
NEWS CORP/NEW-CL A	54,211	26.010	1,410,028.110	
CDW CORP	20,262	239.480	4,852,343.760	
HOWMET AEROSPACE INC	63,110	63.380	3,999,911.800	
TWILIO INC	25,710	72.270	1,858,061.700	
SNAP INC	152,250	11.400	1,735,650.000	
TRADE DESK INC A	66,855	74.310	4,967,995.050	
OKTA INC	21,831	87.600	1,912,395.600	
BAKER HUGHES CO	152,160	28.850	4,389,816.000	
LAMB WESTON HOLDINGS INC	21,785	102.850	2,240,587.250	
CNH INDUSTRIAL NV	161,962	12.550	2,032,623.100	
BROADCOM INC	67,679	1,262.220	85,425,787.380	
ARES MANAGEMENT CORP	23,161	136.710	3,166,340.310	
MONGODB INC	10,906	486.510	5,305,878.060	
BURLINGTON STORES INC	10,565	195.210	2,062,393.650	
VEEVA SYSTEMS INC	23,273	220.670	5,135,652.910	
EVERGY INC	33,192	49.190	1,632,714.480	
ALLEGION PLC	13,423	131.180	1,760,829.140	

DAYFORCE INC	22,002	72.300	1,590,744.600	
STERIS PLC	15,540	227.610	3,537,059.400	
DOCUSIGN INC	31,974	51.090	1,633,551.660	
WIX.COM LTD	8,997	129.600	1,166,011.200	
DROPBOX INC	41,801	32.410	1,354,770.410	
KKR & CO INC	90,373	95.950	8,671,289.350	
FUTU HOLDINGS LTD ADR	5,050	49.970	252,348.500	
ZOOM VIDEO COMMUNICATIONS INC	33,857	64.140	2,171,587.980	
MODERNA INC	50,006	85.950	4,298,015.700	
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS INC	40,232	192.700	7,752,706.400	
CIGNA GROUP	45,163	338.610	15,292,643.430	
DELL TECHNOLOGIES INC	38,669	86.040	3,327,080.760	
DOW INC	106,037	53.580	5,681,462.460	
OVINTIV INC	39,160	42.400	1,660,384.000	
AMCOR PLC	223,348	8.950	1,998,964.600	
PINTEREST INC	90,936	35.820	3,257,327.520	
FOX CORP-A	36,501	30.250	1,104,155.250	
FOX CORP-B	27,507	27.740	763,044.180	
CROWDSTRIKE HOLDINGS INC	33,813	334.550	11,312,139.150	
AVANTOR INC	97,157	24.400	2,370,630.800	
DYNATRACE INC	39,362	52.760	2,076,739.120	
CLOUDFLARE INC	43,284	104.370	4,517,551.080	
TRADEWEB MARKETS INC	16,918	102.550	1,734,940.900	
CARRIER GLOBAL CORP	124,379	55.000	6,840,845.000	
OTIS WORLDWIDE CORP	62,600	90.830	5,685,958.000	
UBER TECHNOLOGIES INC	281,119	79.150	22,250,568.850	
CORTEVA INC	108,001	54.080	5,840,694.080	
MATCH GROUP INC	44,764	36.350	1,627,171.400	
FERGUSON PLC	30,868	193.550	5,974,501.400	
BILL HOLDINGS INC	16,243	64.760	1,051,896.680	
BLACKSTONE INC	108,546	127.950	13,888,460.700	
PAYLOCITY HOLDING CORP	5,809	172.000	999,148.000	
CARLYLE GROUP INC	34,847	44.030	1,534,313.410	
DATADOG INC	38,635	136.150	5,260,155.250	
SEAGATE TECHNOLOGY HOLDINGS PLC	30,890	86.810	2,681,560.900	
VERTIV HOLDINGS CO	53,234	64.970	3,458,612.980	
INGERSOLL RAND INC	61,976	86.490	5,360,304.240	
GE HEALTHCARE TECHNOLOGIES INC	62,373	83.170	5,187,562.410	
PAYCOM SOFTWARE INC	8,941	189.250	1,692,084.250	
RIVIAN AUTOMOTIVE INC	93,426	15.540	1,451,840.040	
DRAFTKINGS INC	63,900	43.880	2,803,932.000	
UNITY SOFTWARE INC	40,967	34.910	1,430,157.970	
AON PLC	31,309	308.470	9,657,887.230	
WARNER BROS DISCOVERY INC	351,421	9.730	3,419,326.330	
TEXAS PACIFIC LAND CORP	906	1,436.680	1,301,632.080	

BENTLEY SYSTEMS INC	33,634	51.560	1,734,169.040	
COINBASE GLOBAL INC	26,305	160.380	4,218,795.900	
UIPATH INC	53,439	26.010	1,389,948.390	
AIRBNB INC	64,456	148.200	9,552,379.200	
CONSTELLATION ENERGY CORP	48,214	128.670	6,203,695.380	
MONDAY.COM LTD	4,308	219.950	947,544.600	
ROYALTY PHARMA PLC	62,173	29.300	1,821,668.900	
ROBLOX CORP	66,477	44.140	2,934,294.780	
VIATRIS INC	184,148	12.070	2,222,666.360	
CAESARS ENTERTAINMENT INC	34,604	42.730	1,478,628.920	
CHESAPEAKE ENERGY CORP	15,846	75.850	1,201,919.100	
HF SINCLAIR CORP	25,560	59.520	1,521,331.200	
SNOWFLAKE INC	42,608	236.000	10,055,488.000	
DOORDASH INC	39,376	120.010	4,725,513.760	
ARISTA NETWORKS INC	39,238	265.670	10,424,359.460	
APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC	59,548	112.570	6,703,318.360	
GLOBAL-E ONLINE LTD	15,893	40.930	650,500.490	
PALANTIR TECHNOLOGIES INC	273,108	25.190	6,879,590.520	
FNF GROUP	38,907	52.010	2,023,553.070	
JACOBS SOLUTIONS INC	18,723	144.290	2,701,541.670	
MARVELL TECHNOLOGY INC	129,101	68.960	8,902,804.960	
APA CORP	49,146	29.800	1,464,550.800	
CONFLUENT INC	27,524	33.890	932,788.360	
LINDE PLC	74,454	418.400	31,151,553.600	
ROBINHOOD MARKETS INC	73,566	13.380	984,313.080	
LUCID GROUP INC	143,927	3.450	496,548.150	
U-HAUL HOLDING CO	11,981	63.680	762,950.080	
ASPEN TECHNOLOGY INC	3,721	180.370	671,156.770	
TOAST INC	45,399	20.150	914,789.850	
GRAB HOLDINGS LTD	279,515	3.410	953,146.150	
CATALENT INC	27,357	56.940	1,557,707.580	
SYNCHRONY FINANCIAL	68,701	39.330	2,702,010.330	
VERALTO CORP	37,086	84.220	3,123,382.920	
LIBERTY MEDIA CORP- LIBERTY SIRIUSXM	19,871	30.000	596,130.000	
LIBERTY MEDIA CORP- LIBERTY FORMULA ONE	28,191	66.790	1,882,876.890	
BUNGE GLOBAL SA	21,715	89.520	1,943,926.800	
KENVUE INC	264,038	19.090	5,040,485.420	
CITIZENS FINANCIAL GROUP INC	73,013	31.310	2,286,037.030	
CYBERARK SOFTWARE LTD	6,799	263.710	1,792,964.290	
KEYSIGHT TECHNOLOGIES INC	27,713	154.890	4,292,466.570	
HUBSPOT INC	7,360	629.640	4,634,150.400	
QORVO INC	14,144	113.590	1,606,616.960	

	LIBERTY BROADBAND CORP-C W/I	18,444	59.620	1,099,631.280	
	LIBERTY GLOBAL LTD	36,034	19.640	707,707.760	
	GODADDY INC	19,713	111.570	2,199,379.410	
	ETSY INC	18,558	76.190	1,413,934.020	
	TRANSUNION	31,262	77.530	2,423,742.860	
	ALBERTSONS COS INC	54,086	21.210	1,147,164.060	
	BLOCK INC	84,306	67.410	5,683,067.460	
	DUPONT DE NEMOURS INC	68,235	67.650	4,616,097.750	
	COCA-COLA EUROPACIFIC PARTNERS PLC	31,012	66.170	2,052,064.040	
	WESTROCK CO	34,286	42.620	1,461,269.320	
	KRAFT HEINZ CO	129,447	34.160	4,421,909.520	
	FORTIVE CORP	55,370	83.580	4,627,824.600	
	WASTE CONNECTIONS INC	38,848	164.120	6,375,733.760	
	ALPHABET INC-CL A	907,230	145.940	132,401,146.200	
	HEWLETT PACKARD ENTERPRISE CO	186,711	15.230	2,843,608.530	
	PAYPAL HOLDINGS INC	158,507	58.870	9,331,307.090	
	SEA LTD ADR	58,070	42.690	2,479,008.300	
	EQUITABLE HOLDINGS INC	56,329	33.790	1,903,356.910	
	ZILLOW GROUP INC-C	22,374	58.060	1,299,034.440	
	ALPHABET INC-CL C	792,918	147.140	116,669,954.520	
	ZSCALER INC	14,051	253.270	3,558,696.770	
	ATLASSIAN CORP PLC	23,713	215.890	5,119,399.570	
	ROKU INC	19,331	91.240	1,763,760.440	
	CHARTER COMMUNICATIONS INC	15,049	287.280	4,323,276.720	
	VISTRA CORP	49,633	44.270	2,197,252.910	
アメリカ・ドル 小計		51,694,233		6,597,442,828.340 (992,849,171,237)	
イギリス・ポ ンド	ANTOFAGASTA PLC	61,295	16.765	1,027,610.670	
	ASHTAD GROUP	66,851	51.700	3,456,196.700	
	SEVERN TRENT PLC	45,548	24.970	1,137,333.560	
	BARCLAYS PLC	2,229,023	1.420	3,165,212.660	
	BARRATT DEVELOPMENTS PLC	124,196	4.736	588,192.250	
	BT GROUP PLC	904,198	1.048	947,599.500	
	BUNZL PLC	53,979	31.880	1,720,850.520	
	CRH PLC	108,593	58.820	6,387,440.260	
	AVIVA PLC	429,205	4.255	1,826,267.270	
	CRODA INTERNATIONAL	20,573	48.650	1,000,876.450	
	DIAGEO PLC	346,858	28.685	9,949,621.730	
	SCHRODERS PLC	110,366	3.985	439,808.510	
	DCC PLC	17,471	56.200	981,870.200	
	NATIONAL GRID PLC	547,462	10.020	5,485,569.240	
	KINGFISHER PLC	336,026	2.185	734,216.810	
	BAE SYSTEMS PLC	457,388	12.300	5,625,872.400	
	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	325,671	23.990	7,812,847.290	

HALMA PLC	62,208	21.900	1,362,355.200	
NEXT PLC	18,588	82.960	1,542,060.480	
IMPERIAL BRANDS PLC	126,179	18.920	2,387,306.680	
ANGLO AMERICAN PLC	193,117	17.472	3,374,140.220	
COMPASS GROUP PLC	259,074	21.860	5,663,357.640	
HSBC HOLDINGS PLC	2,973,100	6.207	18,454,031.700	
LEGAL & GENERAL GROUP PLC	856,399	2.352	2,014,250.440	
CENTRICA PLC	793,776	1.344	1,066,834.940	
UNILEVER PLC	382,437	39.860	15,243,938.820	
UNITED UTILITIES GROUP PLC	115,134	10.230	1,177,820.820	
ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	55,043	22.660	1,247,274.380	
PEARSON PLC	84,159	9.460	796,144.140	
PERSIMMON PLC	56,989	14.035	799,840.610	
PRUDENTIAL PLC	418,146	7.904	3,305,025.980	
RIO TINTO PLC	173,077	53.090	9,188,657.930	
VODAFONE GROUP PLC	3,582,903	0.653	2,339,635.650	
RECKITT BENCKISER GROUP PLC	107,096	56.920	6,095,904.320	
RELX PLC	289,143	33.360	9,645,810.480	
RENTOKIL INITIAL PLC	374,845	4.075	1,527,493.370	
ROLLS ROYCE HOLDINGS PLC	1,303,232	3.122	4,068,690.300	
NATWEST GROUP PLC	896,355	2.090	1,873,381.950	
ST JAMES' S PLACE PLC	89,082	6.222	554,268.200	
SSE PLC	168,922	15.700	2,652,075.400	
BP PLC	2,571,529	4.765	12,253,335.680	
SAGE GROUP PLC (THE)	152,196	11.670	1,776,127.320	
SMITHS GROUP PLC	51,695	15.990	826,603.050	
SPIRAX-SARCO ENGINEERING PLC	10,751	101.600	1,092,301.600	
STANDARD CHARTERED PLC	362,528	5.760	2,088,161.280	
LLOYDS BANKING GROUP PLC	9,868,076	0.414	4,085,383.460	
TAYLOR WIMPLEY PLC	569,863	1.438	819,462.990	
TESCO PLC	1,030,735	2.772	2,857,197.420	
3I GROUP PLC	149,486	23.880	3,569,725.680	
SMITH & NEPHEW PLC	125,930	10.975	1,382,081.750	
GSK PLC	626,067	16.680	10,442,797.560	
LONDON STOCK EXCHANGE PLC	63,356	88.620	5,614,608.720	
WPP PLC	176,061	7.654	1,347,570.890	
ASTRAZENECA PLC	236,572	97.240	23,004,261.280	
WHITBREAD PLC	31,475	34.450	1,084,313.750	
INTERTEK GROUP PLC	23,309	43.790	1,020,701.110	
BURBERRY GROUP PLC	52,229	12.965	677,148.980	
INTERCONTINENTAL HOTELS	26,874	76.400	2,053,173.600	
SAINSBURY (J) PLC	265,807	2.508	666,643.950	
ADMIRAL GROUP PLC	40,084	25.480	1,021,340.320	
THE BERKELEY GROUP	16,489	46.320	763,770.480	

	HOLDINGS				
	HIKMA PHARMACEUTICALS PLC	18,455	19.650	362,640.750	
	ABRDN PLC	285,831	1.611	460,473.740	
	EXPERIAN PLC	140,133	33.590	4,707,067.470	
	MONDI PLC	67,554	13.525	913,667.850	
	HARGREAVES LANSDOWN PLC	36,942	8.308	306,914.130	
	OCADO GROUP PLC	69,766	5.328	371,713.240	
	INFORMA PLC	223,961	7.986	1,788,552.540	
	GLENCORE PLC	1,570,188	3.914	6,145,715.830	
	ENTAIN PLC	96,924	9.334	904,688.610	
	COCA-COLA HBC AG	31,035	23.820	739,253.700	
	PHOENIX GROUP HOLDINGS PLC	135,828	4.954	672,891.910	
	M&G PLC	270,401	2.197	594,070.990	
	ENDEAVOUR MINING PLC	28,075	12.690	356,271.750	
	WISE PLC	96,207	8.324	800,827.060	
	JD SPORTS FASHION PLC	382,071	1.082	413,400.820	
	HALEON PLC	836,729	3.162	2,645,737.090	
	SHELL PLC	1,011,099	24.975	25,252,197.520	
	AUTO TRADER GROUP PLC	143,188	7.128	1,020,644.060	
	FLUTTER ENTERTAINMENT PLC	27,104	166.050	4,500,619.200	
	MELROSE INDUSTRIES PLC	216,124	6.024	1,301,930.970	
イギリス・ポンド 小計		41,702,434		281,373,675.770 (53,227,458,245)	
イスラエル・シュケル	BANK HAPOLIM BM	187,404	31.710	5,942,580.840	
	BANK LEUMI LE-ISRAEL BM	239,083	27.500	6,574,782.500	
	ELBIT SYSTEMS LTD	3,330	756.500	2,519,145.000	
	ISRAEL DISCOUNT BANK LTD	162,944	17.560	2,861,296.640	
	ICL GROUP LTD	103,067	17.170	1,769,660.390	
	NICE LTD	9,053	802.400	7,264,127.200	
	MIZRAHI TEFAHOT BANK LTD	29,444	134.300	3,954,329.200	
	AZRIELI GROUP	4,672	236.700	1,105,862.400	
イスラエル・シュケル 小計		738,997		31,991,784.170 (1,319,366,773)	
オーストラリア・ドル	RAMSAY HEALTH CARE LTD	28,306	51.440	1,456,060.640	
	WESTPAC BANKING CORPORATION	520,190	24.120	12,546,982.800	
	FORTESCUE LTD	253,090	27.690	7,008,062.100	
	TELSTRA GROUP LTD	599,853	3.990	2,393,413.470	
	ASX LTD	31,215	66.780	2,084,537.700	
	BHP GROUP LTD	775,707	45.950	35,643,736.650	
	AMPOL LTD	31,828	36.690	1,167,769.320	
	COMPUTERSHARE LT	91,624	26.290	2,408,794.960	
	CSL LIMITED	73,693	280.190	20,648,041.670	
	REA GROUP LTD	9,317	181.800	1,693,830.600	
	TRANSURBAN GROUP	476,258	12.760	6,077,052.080	

COCHLEAR LTD	10,446	329.070	3,437,465.220	
ORIGIN ENERGY LTD	257,692	8.570	2,208,420.440	
COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	255,604	114.070	29,156,748.280	
RIO TINTO LIMITED	56,991	128.260	7,309,665.660	
APA GROUP	222,829	8.050	1,793,773.450	
ARISTOCRAT LEISU	86,829	43.700	3,794,427.300	
INSURANCE AUSTRALIA GROUP LT	360,082	6.330	2,279,319.060	
JAMES HARDIE INDUSTRIES PLC	69,336	55.420	3,842,601.120	
IGO LTD	91,947	6.950	639,031.650	
ORICA LTD	63,862	16.240	1,037,118.880	
BLUESCOPE STEEL LTD	76,587	21.670	1,659,640.290	
MACQUARIE GROUP LTD	56,701	185.920	10,541,849.920	
SUNCORP GROUP LTD	199,628	14.440	2,882,628.320	
NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	465,095	32.510	15,120,238.450	
QANTAS AIRWAYS LIMITED	112,659	5.710	643,282.890	
QBE INSURANCE GROUP LIMITED	219,807	16.460	3,618,023.220	
NORTHERN STAR RESOURCES LTD	162,629	12.870	2,093,035.230	
REECE LTD	31,558	23.090	728,674.220	
SANTOS LTD	478,809	7.390	3,538,398.510	
SONIC HEALTHCARE	64,897	32.150	2,086,438.550	
WASHINGTON H SOUL PATTINSON & CO LTD	39,420	33.570	1,323,329.400	
WESFARMERS LTD	172,824	58.940	10,186,246.560	
WOODSIDE ENERGY GROUP LTD	282,153	31.180	8,797,530.540	
WOOLWORTHS GROUP LTD	183,840	35.480	6,522,643.200	
SEEK LTD	58,513	24.280	1,420,695.640	
MINERAL RESOURCES LTD	28,865	56.840	1,640,686.600	
BRAMBLES LTD	220,767	15.000	3,311,505.000	
PILBARA MINERALS LTD	404,496	3.500	1,415,736.000	
CAR GROUP LTD	58,310	33.370	1,945,804.700	
AURIZON HOLDINGS LTD	222,849	3.940	878,025.060	
TREASURY WINE ESTATES LTD	134,910	11.070	1,493,453.700	
XERO LTD	23,149	111.580	2,582,965.420	
IDP EDUCATION LTD	44,923	21.920	984,712.160	
LOTTERY CORP LTD	291,270	4.920	1,433,048.400	
ENDEAVOUR GROUP LTD/AUSTRALIA	233,640	5.390	1,259,319.600	
ANZ GROUP HOLDINGS LTD	443,450	27.810	12,332,344.500	
MEDIBANK PVT LTD	412,751	3.780	1,560,198.780	
SOUTH32 LTD(AUD)	682,738	3.080	2,102,833.040	
COLES GROUP LTD	197,589	16.000	3,161,424.000	
WISETECH GLOBAL LTD	27,325	74.990	2,049,101.750	

オーストラリア・ドル 小計		10,398,851		257,940,666.700 (25,177,588,477)	
カナダ・ドル	AGNICO EAGLE MINES LTD	75,291	61.340	4,618,349.940	
	BARRICK GOLD CORP	267,495	19.040	5,093,104.800	
	BANK OF MONTREAL	109,727	125.360	13,755,376.720	
	BANK OF NOVA SCOTIA	183,639	63.380	11,639,039.820	
	NATIONAL BANK OF CANADA	51,706	102.310	5,290,040.860	
	BCE INC	14,197	50.140	711,837.580	
	BROOKFIELD CORP	211,045	53.710	11,335,226.950	
	SAPUTO INC	34,582	27.810	961,725.420	
	ALGONQUIN POWER & UTILITIES CO	92,311	7.960	734,795.560	
	DESCARTES SYSTEMS GRP (THE)	11,508	118.830	1,367,495.640	
	CGI INC	31,091	153.800	4,781,795.800	
	CCL INDUSTRIES INC	21,058	57.560	1,212,098.480	
	CAE INC	40,808	25.600	1,044,684.800	
	CAMECO CORP	66,084	57.240	3,782,648.160	
	ROGERS COMM-CL B	53,375	61.000	3,255,875.000	
	CAN IMPERIAL BK OF COMMERCE	143,011	60.830	8,699,359.130	
	CANADIAN NATURAL RESOURCES	164,344	81.400	13,377,601.600	
	CANADIAN TIRE CORP-CL A	8,911	140.880	1,255,381.680	
	CANADIAN UTILITIES LTD	16,330	29.890	488,103.700	
	CANADIAN NATL RAILWAY CO	83,693	174.530	14,606,939.290	
	GILDAN ACTIVEWEAR INC	30,142	46.520	1,402,205.840	
	OPEN TEXT CORP	40,459	54.560	2,207,443.040	
	EMPIRE CO LTD	20,608	33.660	693,665.280	
	KINROSS GOLD CORP	192,737	6.760	1,302,902.120	
	RB GLOBAL INC	26,641	93.050	2,478,945.050	
	FORTIS INC	72,078	52.620	3,792,744.360	
	FIRST QUANTUM MINERALS LTD	85,421	11.710	1,000,279.910	
	TELUS CORP	31,890	23.400	746,226.000	
	GREAT WEST LIFECO INC	43,551	41.550	1,809,544.050	
	IMPERIAL OIL LTD	27,434	79.880	2,191,427.920	
	ENBRIDGE INC	326,190	45.140	14,724,216.600	
	IGM FINANCIAL INC	12,478	35.840	447,211.520	
	MANULIFE FINANCIAL CORP	271,363	30.670	8,322,703.210	
	LOBLAW CO LTD	24,803	135.940	3,371,719.820	
	ALIMENTATION COUCHE-TARD INC	116,251	84.290	9,798,796.790	
	MAGNA INTERNATIONAL INC	42,279	73.330	3,100,319.070	
	SUN LIFE FINANCIAL INC	90,324	71.230	6,433,778.520	
	FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	3,133	1,354.290	4,242,990.570	
	METRO INC	35,059	70.020	2,454,831.180	
	EMERA INC	44,643	46.820	2,090,185.260	
	ONEX CORP	10,157	102.980	1,045,967.860	

PAN AMERICAN SILVER CORP	55,373	16.780	929,158.940	
POWER CORP OF CANADA	89,864	37.980	3,413,034.720	
QUEBECOR INC-B	30,598	31.480	963,225.040	
ROYAL BANK OF CANADA	213,523	131.050	27,982,189.150	
CANADIAN PACIFIC KANSAS CITY LTD	144,017	114.760	16,527,390.920	
STANTEC INC	18,358	111.590	2,048,569.220	
SUNCOR ENERGY INC	198,439	42.700	8,473,345.300	
LUNDIN MINING CORP	119,660	10.990	1,315,063.400	
TECK RESOURCES LTD-CL B	65,896	51.020	3,362,013.920	
THOMSON REUTERS CORP	24,837	212.560	5,279,352.720	
TOROMONT INDUSTRIES LTD	13,097	123.700	1,620,098.900	
TORONTO DOMINION BANK (THE) C\$	279,545	79.470	22,215,441.150	
TC ENERGY CORP	157,154	50.840	7,989,709.360	
WEST FRASER TIMBER CO LTD	8,102	106.550	863,268.100	
WESTON (GEORGE) LTD	9,839	171.340	1,685,814.260	
INTACT FINANCIAL CORP	26,758	223.460	5,979,342.680	
WHEATON PRECIOUS METALS CORP	73,865	58.550	4,324,795.750	
CONSTELLATION SOFTWARE INC	3,041	3,719.400	11,310,695.400	
FRANCO-NEVADA CORP NPR	29,420	144.000	4,236,480.000	
TOURMALINE OIL CORP	49,085	53.990	2,650,099.150	
KEYERA CORP	39,997	31.890	1,275,504.330	
PARKLAND CORP	24,129	45.370	1,094,732.730	
ALTAGAS LTD	47,249	27.290	1,289,425.210	
PEMBINA PIPELINE CORP	82,164	45.340	3,725,315.760	
DOLLARAMA INC	41,508	102.830	4,268,267.640	
MEG ENERGY CORP	47,181	24.700	1,165,370.700	
CENOVUS ENERGY INC W/I	226,767	21.970	4,982,070.990	
ARC RESOURCES LTD	96,301	21.380	2,058,915.380	
NORTHLAND POWER INC	34,152	23.830	813,842.160	
ELEMENT FLEET MANAGEMENT CORP	51,243	22.530	1,154,504.790	
TMX GROUP LTD	46,884	34.610	1,622,655.240	
BRP INC	4,307	88.820	382,547.740	
IVANHOE MINES LTD	98,820	14.180	1,401,267.600	
NUTRIEN LTD	77,339	66.160	5,116,748.240	
TFI INTERNATIONAL INC	11,591	196.350	2,275,892.850	
WSP GLOBAL INC	20,394	203.370	4,147,527.780	
IA FINANCIAL CORP INC	16,448	92.160	1,515,847.680	
GFL ENVIRONMENTAL INC	35,667	48.670	1,735,912.890	
BROOKFIELD RENEWABLE CORP	16,103	34.110	549,273.330	
BROOKFIELD ASSET MANAGEMENT LTD	52,249	54.440	2,844,435.560	
AIR CANADA	41,858	18.980	794,464.840	
RESTAURANT BRANDS	45,113	103.670	4,676,864.710	

	INTERNATIONAL INC				
	SHOPIFY INC	184,248	109.270	20,132,778.960	
	FIRSTSERVICE CORP	5,237	223.970	1,172,930.890	
	HYDRO ONE LTD	46,225	40.160	1,856,396.000	
カナダ・ドル 小計		6,231,492		386,892,166.980 (42,999,195,438)	
シンガポール・ドル	SINGAPORE TECH ENG	171,800	3.830	657,994.000	
	SEMBCORP INDUSTRIES	162,200	5.560	901,832.000	
	DBS GROUP HOLDINGS LTD	268,710	32.570	8,751,884.700	
	CITY DEVELOPMENTS LTD	101,000	5.890	594,890.000	
	SEATRIUM LTD	7,235,222	0.086	622,229.090	
	JARDINE CYCLE & CARRIAGE LTD	15,500	26.770	414,935.000	
	SINGAPORE EXCHANGE LTD	139,900	9.150	1,280,085.000	
	GENTING SINGAPORE LTD	761,193	1.020	776,416.860	
	KEPPEL LTD	249,600	7.170	1,789,632.000	
	OVERSEA-CHINESE BANKING CORP	502,098	12.950	6,502,169.100	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	1,340,830	2.350	3,150,950.500	
	SINGAPORE AIRLINES LTD	244,000	7.140	1,742,160.000	
	UNITED OVERSEAS BANK LTD	191,566	28.320	5,425,149.120	
	UOL GROUP LIMITED	43,600	5.900	257,240.000	
	WILMAR INTERNATIONAL LTD	258,500	3.150	814,275.000	
	CAPITALAND INVESTMENT LTD SINGAPORE	405,290	2.830	1,146,970.700	
シンガポール・ドル 小計		12,091,009		34,828,813.070 (3,888,636,979)	
スイス・フラン	LOGITECH INTL-REG	23,734	76.540	1,816,600.360	
	NESTLE SA-REGISTERED	407,736	96.830	39,481,076.880	
	CIE FINANC RICHEMONT	80,541	134.250	10,812,629.250	
	ROCHE HOLDING AG-GENUSSSCHEIN	107,011	227.200	24,312,899.200	
	SCHINDLER HOLDING-PART CERT	5,311	226.800	1,204,534.800	
	SIKA INHABER	23,397	244.900	5,729,925.300	
	SGS SA-REG	22,978	83.120	1,909,931.360	
	NOVARTIS AG-REG SHS	312,075	87.800	27,400,185.000	
	BALOISE HOLDING AG -R	5,830	142.200	829,026.000	
	BARRY CALLEBAUT AG	460	1,298.000	597,080.000	
	CLARIANT AG-REG	22,909	10.950	250,853.550	
	SWISSCOM AG-REG	4,457	503.200	2,242,762.400	
	ABB LTD	247,495	38.920	9,632,505.400	
	ADECCO GROUP AG-REG	26,454	36.480	965,041.920	
	GEBERIT AG	5,105	504.800	2,577,004.000	
	LONZA GROUP AG-REG	11,536	462.600	5,336,553.600	
	LINDT & SPRUENGLI PART	161	11,320.000	1,822,520.000	
	LINDT & SPRUENGLI NAMEN	16	112,400.000	1,798,400.000	
	GIVAUDAN-REG	1,392	3,675.000	5,115,600.000	

	ZURICH INSURANCE GROUP AG	22,160	437.400	9,692,784.000	
	ROCHE HOLDING AG-BEARER	4,810	239.800	1,153,438.000	
	HOLCIM LTD	77,519	66.540	5,158,114.260	
	TEMENOS GROUP	10,930	88.480	967,086.400	
	BACHEM HOLDING AG	4,673	63.150	295,099.950	
	SONOVA HOLDING AG	8,100	284.900	2,307,690.000	
	KUEHNE & NAGEL INTL AG	7,890	285.300	2,251,017.000	
	STRAUMANN HOLDING AG	16,475	139.200	2,293,320.000	
	THE SWATCH GROUP AG-B	4,300	209.300	899,990.000	
	THE SWATCH GROUP AG-REG	9,259	40.400	374,063.600	
	HELVETIA HOLDING AG	4,906	122.200	599,513.200	
	SCHINDLER NAMEN	4,209	217.200	914,194.800	
	SWISS LIFE HOLDING AG	4,503	622.800	2,804,468.400	
	BANQUE CANTONALE VAUD	4,903	105.700	518,247.100	
	EMS-CHEMIE HOLDING	1,245	626.000	779,370.000	
	SWISS PRIME SITE AG	13,356	85.350	1,139,934.600	
	AVOLTA AG	12,933	35.160	454,724.280	
	PARTNERS GROUP HOLDING AG	3,433	1,213.500	4,165,945.500	
	JULIUS BAER GROUP LTD	32,114	47.350	1,520,597.900	
	SWISS RE LTD	45,502	102.500	4,663,955.000	
	BKW AG	3,194	131.800	420,969.200	
	SIG GROUP AG	50,969	17.960	915,403.240	
	ALCON INC	74,922	67.960	5,091,699.120	
	SANDOZ GROUP AG	57,347	28.450	1,631,522.150	
	UBS GROUP AG	503,306	24.250	12,205,170.500	
	VAT GROUP AG	4,131	424.300	1,752,783.300	
スイス・フラン	小計	2,295,687		208,806,230.520 (35,482,442,752)	
スウェーデン・ クローナ	ATLAS COPCO AB-A SHS	396,072	168.550	66,757,935.600	
	ATLAS COPCO AB-B SHS	241,869	146.400	35,409,621.600	
	ERICSSON LM-B SHS	418,000	55.250	23,094,500.000	
	GETINGE AB-B SHS	38,925	198.350	7,720,773.750	
	LUNDBERGS B	14,872	548.200	8,152,830.400	
	SKF AB-B SHS	46,594	212.600	9,905,884.400	
	SANDVIK AB	169,218	217.000	36,720,306.000	
	SKANDINAVISKA ENSKILDA BAN-A	250,203	148.800	37,230,206.400	
	SKANSKA AB-B SHS	43,937	186.800	8,207,431.600	
	SWEDBANK AB	132,581	213.900	28,359,075.900	
	SVENSKA CELLULOZA AB-B SHS	92,795	136.350	12,652,598.250	
	SVENSKA HANDELSBANKEN-A SHS	218,846	121.600	26,611,673.600	
	VOLVO AB-A SHS	24,198	272.400	6,591,535.200	
	VOLVO AB-B SHS	237,569	265.850	63,157,718.650	
	HOLMEN AB-B SHS	17,320	396.800	6,872,576.000	
	TELE2 AB-B SHS	67,654	83.360	5,639,637.440	

	INDUSTRIVARDEN A	15,292	333.300	5,096,823.600	
	INDUSTRIVARDEN C	21,325	333.300	7,107,622.500	
	SAAB AB-B	11,789	775.800	9,145,906.200	
	SECURITAS AB-B SHS	76,085	106.350	8,091,639.750	
	INVESTOR AB-B SHS	271,548	250.800	68,104,238.400	
	HENNES&MAURITZ AB-B SHS	104,669	141.100	14,768,795.900	
	ASSA ABLOY AB-B	153,368	283.800	43,525,838.400	
	TELIA CO AB	344,810	24.380	8,406,467.800	
	BOLIDEN AB	36,260	267.350	9,694,111.000	
	ALFA LAVAL AB	44,407	380.100	16,879,100.700	
	FASTIGHETS AB BALDER	72,942	63.820	4,655,158.440	
	INDUTRADE AB	39,178	273.300	10,707,347.400	
	HUSQVARNA AB-B SHS	47,769	76.720	3,664,837.680	
	NIBE INDUSTRIER AB	212,832	65.680	13,978,805.760	
	SWEDISH ORPHAN BIOVITRUM AB	36,381	250.400	9,109,802.400	
	HEXAGON AB-B SHS	307,116	115.050	35,333,695.800	
	SAGAX AB	28,022	251.000	7,033,522.000	
	EPIROC AB-A	103,115	186.900	19,272,193.500	
	EPIROC AB-B	61,487	164.400	10,108,462.800	
	ESSITY AB-B	86,900	238.000	20,682,200.000	
	EQT AB	55,194	274.100	15,128,675.400	
	VOLVO CAR AB	63,710	37.080	2,362,366.800	
	BEIJER REF AB	50,493	145.900	7,366,928.700	
	LIFCO AB	39,631	268.100	10,625,071.100	
	EVOLUTION AB	28,266	1,311.200	37,062,379.200	
	INVESTMENT AB LATOUR	27,638	260.000	7,185,880.000	
スウェーデン・クロナ 小計		4,750,880		788,182,176.020 (11,286,768,761)	
デンマーク・クローネ	CARLSBERG AS-B	15,167	930.000	14,105,310.000	
	A P MOLLER A/S	663	10,815.000	7,170,345.000	
	AP MOLLER MAERSK A	543	10,620.000	5,766,660.000	
	DANSKE BANK A/S	102,303	194.350	19,882,588.050	
	GENMAB A/S	9,783	1,877.500	18,367,582.500	
	NOVOZYMES-B SHS	54,795	366.100	20,060,449.500	
	ROCKWOOL AS	873	2,164.000	1,889,172.000	
	NOVO NORDISK A/S-B	498,024	846.900	421,776,525.600	
	VESTAS WIND SYSTEMS A/S	154,521	188.380	29,108,665.980	
	COLOPLAST-B	21,291	878.600	18,706,272.600	
	DSV A/S	28,190	1,137.000	32,052,030.000	
	DEMANT A/S	17,700	357.700	6,331,290.000	
	TRYG A/S	58,222	143.700	8,366,501.400	
	PANDORA A/S	12,473	1,104.000	13,770,192.000	
	ORSTED A/S	26,911	402.500	10,831,677.500	
デンマーク・クローネ 小計		1,001,459		628,185,262.130 (13,612,774,630)	
ニュージーランド・ドル	AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	229,726	8.150	1,872,266.900	
	EBOS GROUP LTD	25,631	36.910	946,040.210	

	FISHER & PAYKEL	78,460	23.800	1,867,348.000	
	SPARK NEW ZEALAND LTD	312,723	5.120	1,601,141.760	
	MIGHTY RIVER POWER LTD	62,834	6.770	425,386.180	
	MERIDIAN ENERGY LTD	239,308	5.660	1,354,483.280	
ニュージーランド・ドル 小計		948,682		8,066,666.330 (739,309,969)	
ノルウェー・ク ローネ	MOWI ASA	73,118	197.600	14,448,116.800	
	NORSK HYDRO ASA	221,182	56.280	12,448,122.960	
	TELENOR ASA	119,576	114.800	13,727,324.800	
	KONGSBERG GRUPPEN ASA	11,185	650.500	7,275,842.500	
	ORKLA ASA	116,068	75.840	8,802,597.120	
	EQUINOR ASA	129,895	264.000	34,292,280.000	
	YARA INTERNATIONAL ASA	29,414	360.300	10,597,864.200	
	AKER BP ASA	40,933	261.600	10,708,072.800	
	SALMAR ASA	12,897	590.200	7,611,809.400	
	GJENSIDIGE FORSIKRING ASA	25,721	171.300	4,406,007.300	
	ADEVINTA ASA	54,715	113.100	6,188,266.500	
	DNB BANK ASA	143,909	204.800	29,472,563.200	
ノルウェー・クローネ 小計		978,613		159,978,867.580 (2,276,499,286)	
ユーロ	KERRY GROUP PLC-A	25,025	81.980	2,051,549.500	
	KINGSPAN GROUP PLC	21,860	81.100	1,772,846.000	
	UMICORE	33,545	20.660	693,039.700	
	AIR LIQUIDE	79,831	169.860	13,560,093.660	
	AIRBUS SE	90,775	150.260	13,639,851.500	
	AXA SA	271,713	30.635	8,323,927.750	
	VEOLIA ENVIRONNEMENT	98,192	29.480	2,894,700.160	
	ADIDAS AG	24,550	174.860	4,292,813.000	
	ASSICURAZIONI GENERALI	144,613	20.540	2,970,351.020	
	DASSAULT AVIATION SA	3,120	177.000	552,240.000	
	DANONE	96,532	60.720	5,861,423.040	
	SAFRAN SA	51,062	175.920	8,982,827.040	
	INTESA SANPAOLO	2,330,103	2.815	6,559,239.940	
	BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	49,783	101.160	5,036,048.280	
	ACCOR SA	31,427	37.240	1,170,341.480	
	BOUYGUES	29,123	33.400	972,708.200	
	BNP PARIBAS	160,893	53.920	8,675,350.560	
	THALES SA	15,023	137.850	2,070,920.550	
	CAPGEMINI SA	25,063	220.000	5,513,860.000	
	LOTUS BAKERIES NV	77	8,990.000	692,230.000	
	UNICREDIT SPA	244,666	29.765	7,282,483.490	
	BE SEMICONDUCTOR INDUSTRIES NV	12,403	154.650	1,918,123.950	
	D' IETEREN TRDG	2,736	175.400	479,894.400	
	COMMERZBANK AG	158,792	10.480	1,664,140.160	
	EIFFAGE	12,706	96.060	1,220,538.360	
	FRESENIUS SE & CO KGAA	58,814	26.080	1,533,869.120	

PUBLICIS GROUPE	33,467	97.060	3,248,307.020	
IBERDROLA SA	939,014	10.785	10,127,265.990	
ENI SPA	353,207	14.502	5,122,207.910	
JERONIMO MARTINS	45,606	21.540	982,353.240	
KESKO OYJ-B	35,252	17.210	606,686.920	
KBC GROUPE	35,962	63.100	2,269,202.200	
HANNOVER RUECK SE	9,638	231.300	2,229,269.400	
WARTSILA OYJ	77,148	13.950	1,076,214.600	
L' OREAL	36,699	431.300	15,828,278.700	
LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SE	42,243	802.600	33,904,231.800	
GEA GROUP AG	25,513	37.470	955,972.110	
BOLLORE	114,808	6.240	716,401.920	
MEDIOBANCA SPA	86,792	11.485	996,806.120	
MICHELIN(CGDE) -B	98,359	33.510	3,296,010.090	
CONTINENTAL AG	17,635	76.140	1,342,728.900	
DEUTSCHE POST AG-REG	151,735	42.150	6,395,630.250	
OMV AG	23,354	40.050	935,327.700	
VERBUND AG	10,663	62.600	667,503.800	
PERNOD-RICARD	30,948	154.750	4,789,203.000	
PORSCHE AUTOMOBIL HLDG- PFD	23,311	45.980	1,071,839.780	
RENAULT SA	27,902	37.690	1,051,626.380	
REPSOL SA	195,049	13.880	2,707,280.120	
REMY COINTREAU	2,866	97.460	279,320.360	
MERCK KGAA	20,216	154.000	3,113,264.000	
COMPAGNIE DE SAINT- GOBAIN	69,501	67.950	4,722,592.950	
RWE AG	98,751	31.840	3,144,231.840	
SEB SA	2,596	110.900	287,896.400	
SOCIETE GENERALE-A	116,635	21.630	2,522,815.050	
VINCI S. A.	76,313	115.240	8,794,310.120	
SODEXO	12,910	77.620	1,002,074.200	
SOFINA	2,281	219.800	501,363.800	
SCHNEIDER ELECTRIC SE	83,164	195.400	16,250,245.600	
VIVENDI SE	98,944	10.355	1,024,565.120	
SAP SE	159,438	164.880	26,288,137.440	
TELEFONICA S. A	755,720	3.575	2,701,699.000	
TOTALENERGIES SE	349,395	60.420	21,110,445.900	
E. ON SE	339,366	11.770	3,994,337.820	
VOEST-ALPINE AG	18,032	25.180	454,045.760	
HENKEL AG & CO KGAA	17,886	62.980	1,126,460.280	
SIEMENS AG-REG	116,150	165.040	19,169,396.000	
UPM-KYMMENE OYJ	77,973	28.360	2,211,314.280	
ING GROEP NV-CVA	540,815	12.286	6,644,453.090	
PUMA AG	17,210	41.670	717,140.700	
BAYER AG	147,329	28.070	4,135,525.030	
STORA ENSO OYJ-R SHS	95,980	10.775	1,034,184.500	
HENKEL AG & CO KGAA VORZUG	24,191	70.200	1,698,208.200	

MERCEDES-BENZ GROUP AG	123,737	65.530	8,108,485.610	
BASF SE	135,442	45.570	6,172,091.940	
BEIERSDORF AG	15,743	137.250	2,160,726.750	
HEIDELBERG MATERIALS AG	21,586	82.360	1,777,822.960	
FRESENIUS MEDICAL CARE AG	33,632	39.390	1,324,764.480	
ASM INTERNATIONAL NV	7,273	558.600	4,062,697.800	
ORANGE	286,957	10.632	3,050,926.820	
SAMPO OYJ-A SHS	70,999	40.555	2,879,364.440	
RANDSTAD NV	15,584	52.940	825,016.960	
ALLIANZ SE	61,413	244.600	15,021,619.800	
ENERGIAS DE PORTUGAL SA	505,441	3.755	1,897,930.950	
KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE NV	146,667	26.640	3,907,208.880	
HERMES INTL	4,880	2,144.500	10,465,160.000	
ENDESA S. A.	50,946	16.905	861,242.130	
DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	108,647	7.399	803,879.150	
ERSTE GROUP BANK AG	56,574	39.440	2,231,278.560	
MUENCHENER RUECKVER AG-REG	20,996	409.900	8,606,260.400	
ARCELOR MITTAL (NL)	81,129	25.165	2,041,611.280	
DASSAULT SYSTEMES SA	101,597	42.855	4,353,939.430	
ACS ACTIVIDADES CONS Y SERV	34,836	36.510	1,271,862.360	
RHEINMETALL STAMM	6,662	364.400	2,427,632.800	
HEINEKEN NV	43,759	87.140	3,813,159.260	
AKZO NOBEL	26,032	67.460	1,756,118.720	
ASML HOLDING NV	61,491	853.400	52,476,419.400	
AEGON LTD	232,433	5.388	1,252,349.000	
VOLKSWAGEN AG	5,460	133.000	726,180.000	
VOLKSWAGEN AG PFD	30,425	117.780	3,583,456.500	
BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTA	914,652	9.186	8,401,993.270	
KERING	11,443	416.100	4,761,432.300	
ACCIONA S. A.	5,005	110.100	551,050.500	
FORTUM OYJ	73,699	10.900	803,319.100	
AGEAS	24,086	38.460	926,347.560	
UCB SA	20,020	94.060	1,883,081.200	
NEMETSCHEK SE	10,222	87.000	889,314.000	
CARREFOUR SA	90,642	14.970	1,356,910.740	
NATURGY ENERGY GROUP SA	17,677	23.260	411,167.020	
NOKIA OYJ	827,068	3.249	2,687,143.930	
KONINKLIJKE PHILIPS NV	121,772	18.614	2,266,664.000	
WOLTERS KLUWER-CVA	38,724	142.550	5,520,106.200	
SANOFI	174,457	85.730	14,956,198.610	
STMICROELECTRONICS NV	104,058	41.695	4,338,698.310	
ELISA OYJ	20,242	41.190	833,767.980	
BANCO SANTANDER SA	2,484,377	3.669	9,115,179.210	
RED ELECTRICA DE CORPORACION SA	65,589	14.470	949,072.830	

QIAGEN N. V.	34, 544	39. 800	1, 374, 851. 200	
DEUTSCHE BANK AG-REG	282, 637	11. 930	3, 371, 859. 410	
BMW VORZUG	7, 821	95. 450	746, 514. 450	
ENEL SPA	1, 202, 825	5. 914	7, 113, 507. 050	
DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	482, 293	22. 100	10, 658, 675. 300	
SARTORIUS AG	3, 651	329. 400	1, 202, 639. 400	
LEONARDO SPA	64, 915	18. 290	1, 187, 295. 350	
INFINEON TECHNOLOGIES AG	197, 936	32. 995	6, 530, 898. 320	
RATIONAL AG	542	748. 500	405, 687. 000	
CARL ZEISS MEDITEC AG	4, 866	110. 750	538, 909. 500	
BECHTLE AG	14, 521	49. 630	720, 677. 230	
KONINKLIJKE KPN NV	496, 095	3. 205	1, 589, 984. 470	
EUROFINS SCIENTIFIC	23, 038	55. 140	1, 270, 315. 320	
TELEPERFORMANCE	9, 581	134. 750	1, 291, 039. 750	
DEUTSCHE BOERSE AG	28, 751	187. 050	5, 377, 874. 550	
EURAZEO	5, 673	76. 950	436, 537. 350	
GROUPE BRUXELLES LAMBERT SA	12, 918	69. 800	901, 676. 400	
HEINEKEN HOLDING NV-A	17, 690	72. 100	1, 275, 449. 000	
INDITEX	162, 141	39. 210	6, 357, 548. 610	
ESSILORLUXOTTICA	45, 265	190. 720	8, 632, 940. 800	
SNAM SPA	317, 518	4. 348	1, 380, 568. 260	
CREDIT AGRICOLE SA	166, 921	12. 202	2, 036, 770. 040	
ENAGAS	38, 270	14. 335	548, 600. 450	
TENARIS SA	76, 002	14. 740	1, 120, 269. 480	
TELECOM ITALIA SPA	1, 970, 516	0. 275	541, 891. 900	
TERNA SPA	207, 655	7. 372	1, 530, 832. 660	
BIOMERIEUX	4, 870	101. 350	493, 574. 500	
GRIFOLS SA	31, 982	10. 615	339, 488. 930	
NESTE OYJ	66, 248	27. 420	1, 816, 520. 160	
RECORDATI SPA	18, 197	50. 480	918, 584. 560	
DAVIDE CAMPARI-MILANO NV	83, 940	9. 744	817, 911. 360	
MTU AERO ENGINES HOLDING AG	8, 692	220. 300	1, 914, 847. 600	
KONE OYJ	49, 300	45. 560	2, 246, 108. 000	
ELIA GROUP	4, 078	105. 000	428, 190. 000	
SARTORIUS STEDIM BIOTECH	3, 855	240. 900	928, 669. 500	
ENGIE	277, 054	14. 376	3, 982, 928. 300	
ALSTOM	47, 494	11. 380	540, 481. 720	
IPSEN SA	5, 964	103. 300	616, 081. 200	
ARKEMA SA	10, 489	96. 900	1, 016, 384. 100	
WACKER-CHEMIE GMBH	2, 991	96. 680	289, 169. 880	
LEGRAND SA	41, 105	90. 980	3, 739, 732. 900	
AMPLIFON SPA	20, 249	31. 140	630, 553. 860	
ADP	6, 104	118. 900	725, 765. 600	
ORION OYJ	13, 559	39. 620	537, 207. 580	
METSO CORPORATION	102, 831	9. 374	963, 937. 790	
GALP ENERGIA SGPS SA-B SHRS	79, 585	14. 130	1, 124, 536. 050	
SYMRISE AG	19, 547	97. 340	1, 902, 704. 980	

SMURFIT KAPPA GROUP PLC	39,869	37.200	1,483,126.800	
PRYSMIAN SPA	38,343	41.000	1,572,063.000	
DIASORIN ITALIA SPA	2,429	86.780	210,788.620	
CAIXABANK	630,095	3.991	2,514,709.140	
BUREAU VERITAS SA	39,729	24.840	986,868.360	
GETLINK	63,968	15.300	978,710.400	
EDP RENOVAVEIS SA	39,688	13.945	553,449.160	
AMADEUS IT GROUP SA	68,848	62.020	4,269,952.960	
BRENTAG SE	21,559	79.300	1,709,628.700	
EVONIK INDUSTRIES AG	42,836	17.100	732,495.600	
EDENRED	35,618	55.380	1,972,524.840	
TALANX AG	10,349	67.350	697,005.150	
LEG IMMOBILIEN SE	11,915	69.480	827,854.200	
VONOVIA SE	107,478	25.770	2,769,708.060	
BANK OF IRELAND GROUP PLC	164,156	8.264	1,356,585.180	
KNORR-BREMSE AG	10,342	56.440	583,702.480	
OCI NV	12,329	27.170	334,978.930	
SIEMENS HEALTHINEERS AG	44,962	53.720	2,415,358.640	
FERRARI NV	18,850	355.500	6,701,175.000	
ASR NEDERLAND NV	27,365	42.990	1,176,421.350	
AIB GROUP PLC	226,914	4.062	921,724.660	
NORDEA BANK ABP	492,403	10.740	5,288,408.220	
LA FRANCAISE DES JEUX SAEM	17,293	38.640	668,201.520	
MONCLER SPA	29,763	59.700	1,776,851.100	
NEXI SPA	83,576	7.358	614,952.200	
PROSUS NV	220,842	29.100	6,426,502.200	
DR ING HC F PORSCHE AG	18,371	79.720	1,464,536.120	
JDE PEET' S BV	14,385	22.440	322,799.400	
EXOR NV	14,142	96.180	1,360,177.560	
SIEMENS ENERGY AG	74,892	14.080	1,054,479.360	
EURONEXT NV	14,077	79.250	1,115,602.250	
IMCD NV	9,332	139.350	1,300,414.200	
WORLDLINE SA	36,232	12.000	434,784.000	
NN GROUP NV	43,478	37.460	1,628,685.880	
FINECOBANK SPA	96,393	12.925	1,245,879.520	
ARGENX SE	9,078	361.300	3,279,881.400	
UNIVERSAL MUSIC GROUP BV	125,611	27.250	3,422,899.750	
DAIMLER TRUCK HOLDING AG	83,468	34.580	2,886,323.440	
CORP ACCIONA ENERGIAS RENOVABLES SA	9,822	21.120	207,440.640	
DSM-FIRMENICH AG	28,846	93.100	2,685,562.600	
SYENSQO SA	11,217	82.610	926,636.370	
ZALANDO SE	31,321	19.555	612,482.150	
STELLANTIS NV	341,919	22.575	7,718,821.420	
FERROVIAL SE	73,817	35.360	2,610,169.120	
AENA SME SA	11,603	165.950	1,925,517.850	
CELLNEX TELECOM SAU	81,974	32.960	2,701,863.040	
BANCO BPM SPA	202,727	5.106	1,035,124.060	

	ABN AMRO BANK NV	75,982	14.325	1,088,442.150	
	SCOUT24 SE	10,048	65.000	653,120.000	
	COVESTRO AG	27,558	48.750	1,343,452.500	
	HELLOFRESH SE	17,856	12.375	220,968.000	
	ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	129,506	57.920	7,500,987.520	
	POSTE ITALIANE SPA	88,762	9.950	883,181.900	
	AMUNDI SA	11,288	59.950	676,715.600	
	INFRASTRUTTURE WIRELESS ITALIANE SPA	41,879	10.720	448,942.880	
	ADYEN NV	3,378	1,447.600	4,889,992.800	
	DELIVERY HERO SE	22,564	22.300	503,177.200	
ユーロ 小計		28,060,232		753,954,438.360 (121,778,720,884)	
香港・ドル	HANG LUNG PROPERTIES LTD	257,000	8.210	2,109,970.000	
	CLP HOLDINGS LTD	241,796	64.450	15,583,752.200	
	CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS LTD	93,314	44.850	4,185,132.900	
	HONG KONG EXCHANGES &CLEAR	183,491	243.600	44,698,407.600	
	MTR CORP	207,441	25.150	5,217,141.150	
	HANG SENG BANK LTD	122,096	81.000	9,889,776.000	
	HENDERSON LAND DEVELOPMENT	297,972	20.900	6,227,614.800	
	POWER ASSETS HOLDINGS LTD	212,820	45.500	9,683,310.000	
	(THE) WHARF HOLDINGS LTD	202,000	25.650	5,181,300.000	
	HONG KONG & CHINA GAS	1,536,406	5.690	8,742,150.140	
	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP LTD	336,904	44.350	14,941,692.400	
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	680,495	19.100	12,997,454.500	
	NEW WORLD DEVELOPMENT	173,066	9.380	1,623,359.080	
	SINO LAND CO	659,200	7.960	5,247,232.000	
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	204,565	71.400	14,605,941.000	
	SWIRE PACIFIC LTD A	53,020	61.000	3,234,220.000	
	TECHTRONIC INDUSTRIES CO	215,156	84.600	18,202,197.600	
	XINYI GLASS HOLDING CO LTD	178,000	6.620	1,178,360.000	
	AIA GROUP LTD	1,778,516	62.700	111,512,953.200	
	HKT TRUST / HKT LTD	797,136	9.300	7,413,364.800	
	SANDS CHINA LTD	335,800	23.200	7,790,560.000	
	SITC INTERNATIONAL CO LTD	140,000	13.340	1,867,600.000	
	SWIRE PROPERTIES LTD	201,600	14.900	3,003,840.000	
	WHARF REAL ESTATE INVESTMENT CO LTD	256,135	24.450	6,262,500.750	
	ESR GROUP LTD	465,200	9.410	4,377,532.000	
	BUDWEISER BREWING CO APAC LTD	265,000	12.900	3,418,500.000	

	WH GROUP LTD	1,001,000	4.590	4,594,590.000	
	CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	369,445	41.150	15,202,661.750	
	CK ASSET HOLDINGS LTD	266,195	35.300	9,396,683.500	
香港・ドル 小計		11,730,769		358,389,797.370 (6,899,003,599)	
合計		172,623,338		1,311,536,937,030 (1,311,536,937,030)	

(2) 株式以外の有価証券

2024年2月15日現在

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
新株予約権証券	カナダ・ドル	CONSTELLATION SOFTWARE INC WRT	2,968.000	0.000	
	カナダ・ドル 小計		2,968.000	0.000 (0)	
新株予約権証券 合計			2,968	0 (0)	
投資信託受益証券	オーストラリア・ドル	DEXUS	163,989.000	1,280,754.090	
		GOODMAN GROUP	255,895.000	6,806,807.000	
		GPT GROUP	349,447.000	1,551,544.680	
		MIRVAC GROUP	700,332.000	1,568,743.680	
		SCENTRE GROUP	825,454.000	2,542,398.320	
		STOCKLAND	369,843.000	1,667,991.930	
		VICINITY CENTRES	545,645.000	1,113,115.800	
	オーストラリア・ドル 小計		3,210,605.000	16,531,355.500 (1,613,625,610)	
	シンガポール・ドル	CAPITALAND INTEGRATED COMMERCIAL TRUST	787,231.000	1,503,611.210	
		CAPLAND ASCENDAS REIT	611,078.000	1,662,132.160	
		MAPLETREE LOGISTICS TRUST	474,100.000	715,891.000	
		MAPLETREE PAN ASIA COMMERCIAL	405,500.000	551,480.000	
	シンガポール・ドル 小計		2,277,909.000	4,433,114.370 (494,957,219)	
投資信託受益証券 合計			5,488,514	2,108,582,829 (2,108,582,829)	
投資証券	アメリカ・ドル	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	24,234.000	2,746,681.560	
		AMERICAN HOMES 4 RENT	50,995.000	1,735,359.850	
		AMERICAN TOWER CORP	71,260.000	13,431,797.400	
		ANNALY CAPITAL MANAGEMENT	80,213.000	1,472,710.680	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	21,518.000	3,727,132.780	
		BOSTON PROPERTIES INC	24,473.000	1,547,183.060	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	16,851.000	1,581,297.840	
		CROWN CASTLE INC	65,066.000	6,883,982.800	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	45,607.000	6,486,683.610	

	EQUINIX INC	14,299.000	11,908,350.190	
	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	27,290.000	1,806,052.200	
	EQUITY RESIDENTIAL	54,104.000	3,173,199.600	
	ESSEX PROPERTY TRUST INC	9,893.000	2,248,283.180	
	EXTRA SPACE STORAGE INC	34,180.000	4,771,528.000	
	GAMING AND LEISURE PROPERTIES INC	41,252.000	1,860,877.720	
	HEALTHPEAK PROPERTIES INC	90,133.000	1,519,642.380	
	HOST HOTELS & RESORTS INC	110,415.000	2,144,259.300	
	INVITATION HOMES INC	96,467.000	3,118,778.110	
	IRON MOUNTAIN INC	43,616.000	2,946,260.800	
	KIMCO REALTY	95,524.000	1,859,852.280	
	MID AMERICA	17,537.000	2,193,703.330	
	PROLOGIS INC	139,674.000	18,227,457.000	
	PUBLIC STORAGE	23,534.000	6,600,816.320	
	REALTY INCOME CORP	129,955.000	6,678,387.450	
	REGENCY CENTERS CORP	21,907.000	1,318,582.330	
	SBA COMMUNICATIONS CORP	16,539.000	3,457,808.730	
	SIMON PROPERTY GROUP INC	48,901.000	6,985,996.860	
	SUN COMMUNITIES INC	18,509.000	2,348,051.740	
	UDR INC	50,449.000	1,759,156.630	
	VENTAS INC	60,757.000	2,771,126.770	
	VICI PROPERTIES INC	152,711.000	4,459,161.200	
	WELLTOWER INC	77,707.000	7,255,502.590	
	WEYERHAEUSER CO	114,764.000	3,790,654.920	
	WP CAREY INC	32,996.000	1,842,166.680	
アメリカ・ドル 小計		1,923,330.000	146,658,485.890 (22,070,635,542)	
イギリス・ポンド	LAND SECURITIES GROUP PLC	121,345.000	770,540.750	
	SEGRO PLC	165,081.000	1,345,079.980	
イギリス・ポンド 小計		286,426.000	2,115,620.730 (400,211,973)	
カナダ・ドル	CANADIAN APT PPTYS REIT	8,722.000	429,820.160	
	RIOCAN REAL ESTATE INVEST TRUST	14,424.000	265,978.560	
カナダ・ドル 小計		23,146.000	695,798.720 (77,331,070)	
ユーロ	COVIVIO	5,066.000	209,124.480	
	GECINA SA	8,697.000	832,302.900	
	KLEPIERRE	36,407.000	826,074.830	
	UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	18,477.000	1,275,282.540	
	WAREHOUSES DE PAUW	31,043.000	786,629.620	
ユーロ 小計		99,690.000	3,929,414.370 (634,679,009)	
香港・ドル	LINK REIT	410,116.000	15,317,832.600	

	香港・ドル 小計	410,116.000	15,317,832.600 (294,868,278)	
投資証券	合計	2,742,708	23,477,725,872 (23,477,725,872)	
合計			25,586,308,701 (25,586,308,701)	

(注) 新株予約権証券、投資信託受益証券及び投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

(注)

1. 各種通貨毎の小計の欄における () 内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における () 内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率 (%)	組入新株 予約権証 券 時価比率 (%)	組入 投資信託受益証 券 時価比率 (%)	組入 投資証 券 時価比 率 (%)	有価証券の合計金額 に 対する比率 (%)
アメリカ・ドル	株式 588銘柄 投資証券 34銘柄	72.95 —	— —	— —	— 1.62	75.90
イギリス・ポンド	株式 81銘柄 投資証券 2銘柄	3.91 —	— —	— —	— 0.03	4.01
イスラエル・シェケル	株式 8銘柄	0.10	—	—	—	0.10
オーストラリア・ドル	株式 51銘柄 投資信託受益証 券 7銘柄	1.85 —	— —	— 0.12	— —	2.00
カナダ・ドル	株式 86銘柄 新株予約権証券 1銘柄 投資証券 2銘柄	3.16 — —	— 0.00 —	— — —	— — 0.01	3.22
シンガポール・ドル	株式 16銘柄 投資信託受益証 券 4銘柄	0.29 —	— —	— 0.04	— —	0.33
スイス・フラン	株式 45銘柄	2.61	—	—	—	2.65
スウェーデン・クローナ	株式 42銘柄	0.83	—	—	—	0.84
デンマーク・クローネ	株式 15銘柄	1.00	—	—	—	1.02
ニュージーランド・ドル	株式 6銘柄	0.05	—	—	—	0.06
ノルウェー・クローネ	株式 12銘柄	0.17	—	—	—	0.17
ユーロ	株式 220銘柄 投資証券 5銘柄	8.95 —	— —	— —	— 0.05	9.15
香港・ドル	株式 29銘柄 投資証券 1銘柄	0.51 —	— —	— —	— 0.02	0.54

(注) 「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「（デリバティブ取引等に関する注記）」にて記載しております。

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
- なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期中間計算期間(2024年2月16日から2024年8月15日まで)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

2024年10月18日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 稲葉 宏和
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているD I A M外国株式インデックスファンド＜DC年金＞の2024年2月16日から2024年8月15日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、D I A M外国株式インデックスファンド＜DC年金＞の2024年8月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年2月16日から2024年8月15日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

(注1) 上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(注2) X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

【中間財務諸表】

【D I A M外国株式インデックスファンド＜D C年金＞】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第22期 2024年2月15日現在	第23期中間計算期間末 2024年8月15日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,366,329,761	1,613,209,659
親投資信託受益証券	477,066,656,524	516,936,707,457
未収入金	231,065,000	—
流動資産合計	478,664,051,285	518,549,917,116
資産合計	478,664,051,285	518,549,917,116
負債の部		
流動負債		
未払解約金	991,270,974	876,448,894
未払受託者報酬	70,361,543	85,855,961
未払委託者報酬	515,984,879	629,610,641
その他未払費用	1,951,872	1,925,378
流動負債合計	1,579,569,268	1,593,840,874
負債合計	1,579,569,268	1,593,840,874
純資産の部		
元本等		
元本	57,790,872,875	58,698,879,372
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	419,293,609,142	458,257,196,870
（分配準備積立金）	197,822,016,691	180,957,230,514
元本等合計	477,084,482,017	516,956,076,242
純資産合計	477,084,482,017	516,956,076,242
負債純資産合計	478,664,051,285	518,549,917,116

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第22期中間計算期間 自 2023年2月16日 至 2023年8月15日	第23期中間計算期間 自 2024年2月16日 至 2024年8月15日
営業収益		
受取利息	5,433	606,582
有価証券売買等損益	60,465,706,312	31,806,932,933
営業収益合計	60,465,711,745	31,807,539,515
営業費用		
支払利息	278,015	6,516
受託者報酬	59,963,920	85,855,961
委託者報酬	439,735,659	629,610,641
その他費用	1,920,048	1,925,378
営業費用合計	501,897,642	717,398,496
営業利益又は営業損失（△）	59,963,814,103	31,090,141,019
経常利益又は経常損失（△）	59,963,814,103	31,090,141,019
中間純利益又は中間純損失（△）	59,963,814,103	31,090,141,019
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	1,898,619,020	2,859,013,666
期首剰余金又は期首欠損金（△）	289,252,771,550	419,293,609,142
剰余金増加額又は欠損金減少額	33,962,579,011	48,731,958,554
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	33,962,579,011	48,731,958,554
剰余金減少額又は欠損金増加額	28,754,150,516	37,999,498,179
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	28,754,150,516	37,999,498,179
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
分配金	—	—
中間剰余金又は中間欠損金（△）	352,526,395,128	458,257,196,870

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第23期中間計算期間
	自 2024年2月16日
	至 2024年8月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第22期	第23期中間計算期間末
	2024年2月15日現在	2024年8月15日現在
1. 期首元本額	55,880,870,044円	57,790,872,875円
期中追加設定元本額	12,165,067,694円	6,123,896,557円
期中一部解約元本額	10,255,064,863円	5,215,890,060円
2. 受益権の総数	57,790,872,875口	58,698,879,372口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	第22期	第23期中間計算期間末
	2024年2月15日現在	2024年8月15日現在
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第22期 2024年2月15日現在	第23期中間計算期間末 2024年8月15日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	8.2554円 (82,554円)	8.8069円 (88,069円)

(参考)

当ファンドは、「外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

同親投資信託の状況は以下の通りであります。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

2024年8月15日現在	
資産の部	
流動資産	
預金	30,466,785,156
コール・ローン	191,117,436
株式	1,448,372,524,086
投資信託受益証券	2,253,679,017
投資証券	27,113,083,243
派生商品評価勘定	378,499,564
未収入金	542,443
未収配当金	1,109,422,371
差入委託証拠金	11,555,663,515
流動資産合計	1,521,441,316,831
資産合計	1,521,441,316,831
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	17,389,297
未払金	28,304,343,854
未払解約金	74,063,970
流動負債合計	28,395,797,121
負債合計	28,395,797,121
純資産の部	
元本等	
元本	167,114,455,471
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	1,325,931,064,239
元本等合計	1,493,045,519,710
純資産合計	1,493,045,519,710
負債純資産合計	1,521,441,316,831

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2024年2月16日 至 2024年8月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 新株予約権証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。 為替予約取引 原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	2024年8月15日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	162,729,949,242円
同期中追加設定元本額	22,687,801,413円
同期中一部解約元本額	18,303,295,184円

元本の内訳	
ファンド名	
D I A M外国株式パッシブ・ファンド	3, 839, 030, 847円
M I T O ラップ型ファンド (安定型)	1, 326, 759円
M I T O ラップ型ファンド (中立型)	6, 348, 704円
M I T O ラップ型ファンド (積極型)	16, 058, 553円
グローバル8資産ラップファンド (安定型)	17, 590, 613円
グローバル8資産ラップファンド (中立型)	19, 677, 824円
グローバル8資産ラップファンド (積極型)	10, 114, 827円
たわらノーロード 先進国株式	66, 359, 165, 186円
たわらノーロード 先進国株式<為替ヘッジあり>	2, 900, 104, 581円
たわらノーロード バランス (8資産均等型)	969, 564, 318円
たわらノーロード バランス (堅実型)	74, 666, 514円
たわらノーロード バランス (標準型)	767, 088, 033円
たわらノーロード バランス (積極型)	1, 131, 854, 758円
たわらノーロード スマートグローバルバランス (保守型)	1, 335円
たわらノーロード スマートグローバルバランス (安定型)	41, 316, 451円
たわらノーロード スマートグローバルバランス (安定成長型)	241, 437, 816円
たわらノーロード スマートグローバルバランス (成長型)	263, 718, 688円
たわらノーロード スマートグローバルバランス (積極型)	480, 640, 428円
たわらノーロード 最適化バランス (保守型)	1, 447円
たわらノーロード 最適化バランス (安定型)	237, 118円
たわらノーロード 最適化バランス (安定成長型)	14, 224, 894円
たわらノーロード 最適化バランス (成長型)	4, 806, 435円
たわらノーロード 最適化バランス (積極型)	15, 303, 932円
たわらノーロード 全世界株式	5, 294, 344, 431円
マスターズ・マルチアセット・ファンド (安定型)	678円
マスターズ・マルチアセット・ファンド (バランス型)	3, 107円
マスターズ・マルチアセット・ファンド (積極型)	2, 512円
D I A M外国株式インデックスファンド<DC年金>	57, 859, 788, 395円
O n e DC 先進国株式インデックスファンド	3, 617, 433, 544円
O n e グローバルバランス	37, 192, 990円
D I A Mバランス・ファンド<DC年金> 1 安定型	115, 779, 355円
D I A Mバランス・ファンド<DC年金> 2 安定・成長型	651, 807, 940円
D I A Mバランス・ファンド<DC年金> 3 成長型	953, 681, 426円
D I A M DC バランス30インデックスファンド	61, 630, 055円
D I A M DC バランス50インデックスファンド	188, 107, 574円
D I A M DC バランス70インデックスファンド	209, 559, 846円
マネックス資産設計ファンド<隔月分配型>	16, 014, 340円
マネックス資産設計ファンド<育成型>	602, 328, 460円
マネックス資産設計ファンド エボリューション	111, 796, 003円
D I A M DC 8資産バランスファンド (新興国10)	131, 354, 918円
D I A M DC 8資産バランスファンド (新興国20)	168, 823, 148円
D I A M DC 8資産バランスファンド (新興国30)	296, 826, 743円
投資のソムリエ	4, 872, 266, 783円
クルーズコントロール	9, 109, 881円
投資のソムリエ<DC年金>	551, 477, 935円
D I A M 8資産バランスファンドN<DC年金>	191, 408, 608円
4資産分散投資・ハイクラス<DC年金>	333, 068, 701円
投資のソムリエ<DC年金>リスク抑制型	403, 440, 926円
リスク抑制世界8資産バランスファンド	1, 176, 611, 606円
ワールドアセットバランス (基本コース)	80, 909, 672円

ワールドアセットバランス（リスク抑制コース）	181,867,397円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー２０４５）	66,511,296円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー２０５５）	34,545,257円
リスク抑制世界８資産バランスファンド（ＤＣ）	3,862,053円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー２０３５）	159,263,665円
４資産分散投資・スタンダード＜ＤＣ年金＞	145,216,551円
リスクコントロール世界資産分散ファンド	360,819,681円
９資産分散投資・スタンダード＜ＤＣ年金＞	115,604,180円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー２０４０）	61,093,848円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー２０５０）	37,565,917円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー２０６０）	22,888,723円
４資産分散投資・ミドルクラス＜ＤＣ年金＞	171,573,757円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー２０６５）	5,863,469円
Ｏｎｅグローバル最適化バランス（成長型）＜ラップ向け＞	29,413,806円
インカム重視マルチアセット運用ファンド２０１９－１２（適格機関投資家限定）	541,189円
インカム重視マルチアセット運用ファンド２０２０－０６（適格機関投資家限定）	569,863円
マルチアセット・インカム戦略ファンド２０－０８（適格機関投資家限定）	31,176,073円
インカム重視マルチアセット運用ファンド２０２０－０９（適格機関投資家限定）	289,941円
インカム重視マルチアセット運用ファンド２０２１－０３（適格機関投資家限定）	236,047円
インカム重視マルチアセット運用ファンドⅡ ２０２１－０４（適格機関投資家限定）	1,432,411円
インカム重視マルチアセット運用ファンド２０２１－０９（適格機関投資家限定）	376,036円
予兆モデル活用型戦略ファンド２０２４－０１（適格機関投資家限定）	897,700円
MSCIコクサイ・インデックスファンド＜為替ヘッジあり＞（適格機関投資家限定）	459,617,757円
D I A M外国株式インデックスファンドV A（適格機関投資家専用）	33,994,016円
D I A M外国株式パッシブ私募ファンド（適格機関投資家向け）	971,091,727円
外国株式パッシブ・ファンド２（適格機関投資家限定）	1,040,662,808円
投資のソムリエ・私募（適格機関投資家限定）	82,747,755円
D I A Mワールドバランス２５V A（適格機関投資家限定）	4,623,348円
インカム重視マルチアセット運用ファンド（適格機関投資家限定）	894,815円
リスクコントロール世界８資産バランスファンド（F O F s 用）（適格機関投資家専用）	2,808,002円
D I A Mグローバル・バランスファンド２５V A（適格機関投資家限定）	16,907,422円
D I A Mグローバル・バランスファンド５０V A（適格機関投資家限定）	30,870,690円
D I A M国際分散バランスファンド３０V A（適格機関投資家限定）	1,289,257円
D I A M国際分散バランスファンド５０V A（適格機関投資家限定）	7,326,221円
D I A M国内重視バランスファンド３０V A（適格機関投資家限定）	759,334円
D I A M国内重視バランスファンド５０V A（適格機関投資家限定）	27,022円
D I A M世界バランスファンド４０V A（適格機関投資家限定）	272,595円
D I A M世界バランスファンド５０V A（適格機関投資家限定）	1,185,006円
D I A Mバランスファンド２５V A（適格機関投資家限定）	82,052,547円
D I A Mバランスファンド３７．５V A（適格機関投資家限定）	165,304,711円
D I A Mバランスファンド５０V A（適格機関投資家限定）	587,436,181円

D I A Mグローバル・アセット・バランスV A（適格機関投資家限定）	25,824,591円
D I A Mグローバル・アセット・バランスV A 2（適格機関投資家限定）	20,654,200円
D I A M アクサ グローバル バランスファンド3 0 V A（適格機関投資家限定）	127,782,745円
D I A M世界アセットバランスファンドV A（適格機関投資家向け）	4,194,029円
D I A M世界バランスファンド5 5 V A（適格機関投資家限定）	122,903円
D I A M世界アセットバランスファンド2 V A（適格機関投資家限定）	40,445,771円
D I A M世界アセットバランスファンド4 0 V A（適格機関投資家限定）	3,684,029円
D I A M世界アセットバランスファンド2 5 V A（適格機関投資家限定）	15,230,274円
D I A M世界アセットバランスファンド3 V A（適格機関投資家限定）	21,209,164円
D I A M世界アセットバランスファンド4 V A（適格機関投資家限定）	61,850,658円
動的パッケージファンド<D C年金>	13,765,983円
コア資産形成ファンド	6,433,707円
たわらノーロード 先進国株式（為替ヘッジなし）<ラップ専用>	2,061,493,436円
MHAM外国株式インデックスファンド	130,335,679円
たわらノーロード 先進国株式（為替ヘッジあり）<ラップ専用>	995,257,661円
MHAM動的パッケージファンド〔適格機関投資家限定〕	1,544,865,082円
MHAM外国株式パッシブファンド〔適格機関投資家限定〕	2,010,775,847円
計	167,114,455,471円
2. 受益権の総数	167,114,455,471口

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	2024年8月15日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	（1）有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 （2）デリバティブ取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」にて記載しております。 （3）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

（デリバティブ取引等に関する注記）

通貨関連

種類	2024年8月15日現在			
	契約額等（円）	うち 1年超	時価（円）	評価損益（円）

市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建	20,863,491,491	—	20,863,776,603	285,112
アメリカ・ドル	15,535,197,437	—	15,535,376,650	179,213
イギリス・ポンド	893,684,196	—	893,750,860	66,664
オーストラリア・ドル	429,434,001	—	429,474,655	40,654
カナダ・ドル	723,072,096	—	723,080,171	8,075
シンガポール・ドル	89,525,600	—	89,542,320	16,720
スイス・フラン	1,192,002,000	—	1,191,993,600	△8,400
スウェーデン・クローナ	281,406,000	—	281,376,000	△30,000
デンマーク・クローネ	260,943,600	—	260,974,800	31,200
ユーロ	1,325,848,161	—	1,325,852,247	4,086
香港・ドル	132,378,400	—	132,355,300	△23,100
合計	20,863,491,491	—	20,863,776,603	285,112

(注) 時価の算定方法

為替予約取引

1. 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。

・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

2. 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

3. 換算において円未満の端数は切捨てております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

株式関連

種類	2024年8月15日現在			
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引				
先物取引				
買建	36,056,490,476	—	36,417,315,631	360,825,155
合計	36,056,490,476	—	36,417,315,631	360,825,155

(注) 時価の算定方法

株価指数先物取引

1. 原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	2024年8月15日現在
1口当たり純資産額	8.9343円
(1万口当たり純資産額)	(89,343円)

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2024年8月30日現在

I 資産総額	528,707,750,333円
II 負債総額	915,723,552円
III 純資産総額（I－II）	527,792,026,781円
IV 発行済数量	59,144,331,562口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	8.9238円

（参考）

外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド

2024年8月30日現在

I 資産総額	1,553,620,964,811円
II 負債総額	45,596,073円
III 純資産総額（I－II）	1,553,575,368,738円
IV 発行済数量	171,592,262,537口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	9.0539円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等名簿

該当事項はありません。

(3) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（2024年8月30日現在）

資本金の額	20億円
発行する株式総数※	100,000株 (普通株式 上限100,000株、A種種類株式 上限30,000株)
発行済株式総数	40,000株 (普通株式24,490株、A種種類株式15,510株)
※種類株式の発行が可能	

直近5カ年の資本金の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の機構（2024年8月30日現在）

① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。

取締役は株主総会で選任されます。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了の時までとします。

また、監査等委員である取締役の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、決議によって代表取締役を選定します。代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を定めることができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長があたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

② 投資運用の意思決定機構

1. 投資環境見直しおよび運用方針の策定

経済環境見直し、資産別市場見直し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

2. 運用計画、売買計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書

を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

2024年8月30日現在、委託会社の運用する投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除く）

基本的性格	本数	純資産総額（単位：円）
追加型公社債投資信託	26	1,455,299,141,596
追加型株式投資信託	770	16,616,529,639,752
単位型公社債投資信託	21	30,883,481,518
単位型株式投資信託	194	1,065,722,864,899
合計	1,011	19,168,435,127,765

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
2. 財務諸表の金額は、百万円未満の端数を切り捨てて記載しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき第39期事業年度（自2023年4月1日至2024年3月31日）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年5月23日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森 重 俊 寛
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 長 谷 川 敬
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 稲 葉 宏 和
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

(注1) 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(注2) X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

(1) 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金	33,770	41,183
金銭の信託	29,184	28,143
未収委託者報酬	16,279	19,018
未収運用受託報酬	3,307	3,577
未収投資助言報酬	283	315
未収収益	15	6
前払費用	1,129	1,510
その他	2,377	2,088
流動資産計	86,346	95,843
固定資産		
有形固定資産	1,127	1,093
建物	※1 1,001	※1 918
器具備品	※1 118	※1 130
リース資産	※1 7	※1 5
建設仮勘定	-	39
無形固定資産	5,021	4,495
ソフトウェア	3,367	2,951
ソフトウェア仮勘定	1,651	1,543
電話加入権	2	0
投資その他の資産	9,768	8,935
投資有価証券	182	184
関係会社株式	5,810	4,447
長期差入保証金	775	768
繰延税金資産	2,895	3,406
その他	104	128
固定資産計	15,918	14,524
資産合計	102,265	110,368

(単位：百万円)

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	1,481	1,982
リース債務	1	1
未払金	7,246	8,970
未払収益分配金	0	1
未払償還金	-	0
未払手数料	7,005	8,246
その他未払金	240	721
未払費用	7,716	8,616
未払法人税等	1,958	3,676
未払消費税等	277	1,497
賞与引当金	1,730	1,927
役員賞与引当金	48	52
流動負債計	20,460	26,725
固定負債		
リース債務	6	4
退職給付引当金	2,654	2,719
時効後支払損引当金	108	73
固定負債計	2,769	2,796
負債合計	23,230	29,521
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000	2,000
資本剰余金	19,552	19,552
資本準備金	2,428	2,428
その他資本剰余金	17,124	17,124
利益剰余金	57,481	59,294
利益準備金	123	123
その他利益剰余金	57,358	59,170
別途積立金	31,680	31,680
繰越利益剰余金	25,678	27,490
株主資本計	79,034	80,846
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△0	△0
評価・換算差額等計	△0	△0
純資産合計	79,034	80,846
負債・純資産合計	102,265	110,368

(2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
営業収益				
委託者報酬	95,739		102,113	
運用受託報酬	16,150		17,155	
投資助言報酬	2,048		2,211	
その他営業収益	23		26	
営業収益計		113,962		121,507
営業費用				
支払手数料	41,073		44,366	
広告宣伝費	216		329	
公告費	0		0	
調査費	33,177		35,468	
調査費	12,294		13,277	
委託調査費	20,882		22,190	
委託計算費	548		558	
営業雑経費	733		823	
通信費	36		36	
印刷費	504		598	
協会費	69		65	
諸会費	29		44	
支払販売手数料	92		78	
営業費用計		75,749		81,545
一般管理費				
給料	10,484		10,763	
役員報酬	168		164	
給料・手当	9,199		9,425	
賞与	1,115		1,173	
交際費	17		34	
寄付金	11		15	
旅費交通費	128		162	
租税公課	330		489	
不動産賃借料	1,006		1,030	
退職給付費用	437		412	
固定資産減価償却費	1,388		1,567	
福利厚生費	47		46	
修繕費	1		1	
賞与引当金繰入額	1,730		1,927	
役員賞与引当金繰入額	48		52	
機器リース料	0		0	
事務委託費	4,074		3,379	
事務用消耗品費	37		46	
器具備品費	1		3	
諸経費	334		240	
一般管理費計		20,078		20,172
営業利益		18,135		19,788

(単位：百万円)

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
営業外収益				
受取利息	10		4	
受取配当金	※1 2,400		※1 899	
時効成立分配金・償還金	0		0	
雑収入	10		18	
時効後支払損引当金戻入額	24		35	
営業外収益計		2,446		959
営業外費用				
為替差損	3		19	
金銭の信託運用損	1,003		1,008	
早期割増退職金	24		6	
雑損失	47		0	
営業外費用計		1,079		1,034
経常利益		19,502		19,712
特別利益				
投資有価証券売却益	4		—	
特別利益計		4		—
特別損失				
固定資産除却損	12		6	
投資有価証券売却損	9		—	
関係会社株式評価損	584		1,362	
減損損失	—		※2 231	
特別損失計		606		1,601
税引前当期純利益		18,900		18,111
法人税、住民税及び事業税		4,881		5,769
法人税等調整額		197		△510
法人税等合計		5,078		5,258
当期純利益		13,821		12,852

(3) 【株主資本等変動計算書】

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余 金合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	24,216	56,020	77,573
当期変動額									
剰余金の配当							△12,360	△12,360	△12,360
当期純利益							13,821	13,821	13,821
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	1,461	1,461	1,461
当期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	25,678	57,481	79,034

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△0	△0	77,573
当期変動額			
剰余金の配当			△12,360
当期純利益			13,821
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	△0	△0	△0
当期変動額合計	△0	△0	1,461
当期末残高	△0	△0	79,034

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余 金合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	25,678	57,481	79,034
当期変動額									
剰余金の配当							△11,040	△11,040	△11,040
当期純利益							12,852	12,852	12,852
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	1,812	1,812	1,812
当期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	27,490	59,294	80,846

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△0	△0	79,034
当期変動額			
剰余金の配当			△11,040
当期純利益			12,852
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	△0	△0	△0
当期変動額合計	△0	△0	1,812
当期末残高	△0	△0	80,846

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 … 8～18年 器具備品 … 2～20年 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 ①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年または10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。
6. 収益及び費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬及び投資助言報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年1回又は2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年2回又は4回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(4) 成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

※1. 有形固定資産の減価償却累計額

(百万円)

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
建物	523	630
器具備品	934	769
リース資産	1	3

(損益計算書関係)

※1. 各科目に含まれている関係会社に対する営業外収益は、次のとおりであります。

(百万円)

	第38期 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)
受取配当金	2, 393	895

※2. 減損損失

当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しました。

(百万円)

場所	用途	種類	減損損失
本社	事業用資産	ソフトウェア仮勘定	231

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として事業別に資産をグルーピングしております。当社の資産運用業に係るソフトウェア開発計画の大幅な延期に伴い、当該計画に係るソフトウェア仮勘定について、回収可能額まで減額し、当該減少額231百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。なお、当該資産の回収可能額は使用価値により測定しており、使用価値については、将来キャッシュ・フローが見込まれないため、備忘価額の1円として評価しております。

(株主資本等変動計算書関係)

第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	24, 490	—	—	24, 490
A種種類株式	15, 510	—	—	15, 510
合計	40, 000	—	—	40, 000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月16日 定時株主総会	普通株式	12, 360	309, 000	2022年3月31日	2022年6月17日
	A種種類 株式				

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生（予定）日
2023年6月16日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	11,040	276,000	2023年3月31日	2023年6月19日
	A種種類株式					

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	24,490	—	—	24,490
A種種類株式	15,510	—	—	15,510
合計	40,000	—	—	40,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月16日 定時株主総会	普通株式	11,040	276,000	2023年3月31日	2023年6月19日
	A種種類株式				

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024年6月17日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生（予定）日
2024年6月17日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	10,280	257,000	2024年3月31日	2024年6月18日
	A種種類株式					

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するため、当該投資信託を特定金外信託を通じて、または直接保有しております。なお、特定金外信託を通じて行っているデリバティブ取引は後述するリスクを低減する目的で行っております。当該デリバティブ取引は、実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（為替予約取引、株価指数先物取引及び債券先物取引）を利用して一部リスクを低減しております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主にその他有価証券（投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金の預入先については、余資運用規程に従い、格付けの高い預入先に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を把握する体制としております。

投資有価証券の発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及びリスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰りを確認するとともに、十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第38期（2023年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 金銭の信託	29,184	29,184	—
(2) 投資有価証券 其他有価証券	1	1	—
資産計	29,186	29,186	—

第39期（2024年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 金銭の信託	28,143	28,143	—
(2) 投資有価証券 其他有価証券	1	1	—
資産計	28,145	28,145	—

（注1）現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払手数料は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

（注2）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第38期（2023年3月31日現在）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金・預金	33,770	—	—	—
(2) 金銭の信託	29,184	—	—	—
(3) 未収委託者報酬	16,279	—	—	—
(4) 未収運用受託報酬	3,307	—	—	—
(5) 投資有価証券 其他有価証券(投資信託)	—	1	—	—
合計	82,540	1	—	—

第39期（2024年3月31日現在）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金・預金	41,183	—	—	—
(2) 金銭の信託	28,143	—	—	—
(3) 未収委託者報酬	19,018	—	—	—
(4) 未収運用受託報酬	3,577	—	—	—
(5) 投資有価証券 其他有価証券(投資信託)	—	1	—	—
合計	91,923	1	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

第38期（2023年3月31日現在）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 金銭の信託	—	29,184	—	29,184
(2) 投資有価証券 其他有価証券	—	1	—	1
資産計	—	29,186	—	29,186

第39期（2024年3月31日現在）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 金銭の信託	—	28,143	—	28,143
(2) 投資有価証券 其他有価証券	—	1	—	1
資産計	—	28,145	—	28,145

（注1）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（預金・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

投資有価証券

投資有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

（注2）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次の通りであります。

これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に従い、2. 金融商品の時価等に関する事項及び3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

（百万円）

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
投資有価証券（其他有価証券）		
非上場株式	180	182
関係会社株式		
非上場株式	5,810	4,447

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（第38期の貸借対照表計上額5,810百万円、第39期の貸借対照表計上額4,447百万円）については市場価格がないことから、貸借対照表日における時価及び貸借対照表計上額と当該時価との差額の記載は省略しております。

2. その他有価証券

第38期（2023年3月31日現在）

(百万円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	—	—	—
小計	—	—	—
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	1	2	△0
小計	1	2	△0
合計	1	2	△0

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額180百万円）については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

第39期（2024年3月31日現在）

(百万円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	—	—	—
小計	—	—	—
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	1	2	△0
小計	1	2	△0
合計	1	2	△0

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額182百万円）については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

3. 事業年度中に売却したその他有価証券

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	54	4	9

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当はありません。

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について584百万円（関係会社株式584百万円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について1,362百万円（関係会社株式1,362百万円）減損処理を行っております。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度（非積立型制度であります）を採用しております。確定拠出型の制度としては確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

（1）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,576	2,698
勤務費用	279	296
利息費用	2	2
数理計算上の差異の発生額	31	9
退職給付の支払額	△191	△246
退職給付債務の期末残高	2,698	2,760

（2）退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
非積立型制度の退職給付債務	2,698	2,760
未積立退職給付債務	2,698	2,760
未認識数理計算上の差異	△44	△40
未認識過去勤務費用	0	0
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,654	2,719
退職給付引当金	2,654	2,719
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,654	2,719

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(百万円)

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
勤務費用	279	296
利息費用	2	2
数理計算上の差異の費用処理額	22	13
過去勤務費用の費用処理額	34	△0
その他	△4	△4
確定給付制度に係る退職給付費用	334	307

(注) 上記退職給付費用以外に早期割増退職金として、前事業年度において24百万円、当事業年度において6百万円を営業外費用に計上しております。

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
割引率	0.09%	0.09%
予想昇給率	1.00%～3.56%	1.00%～3.56%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度103百万円、当事業年度104百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
	(百万円)	(百万円)
繰延税金資産		
未払事業税	121	195
未払事業所税	9	9
賞与引当金	529	590
未払法定福利費	94	98
運用受託報酬	390	351
資産除去債務	15	17
減価償却超過額（一括償却資産）	21	12
減価償却超過額	198	91
繰延資産償却超過額（税法上）	297	331
退職給付引当金	812	832
時効後支払損引当金	33	22
ゴルフ会員権評価損	7	6
関係会社株式評価損	345	761
投資有価証券評価損	4	4
減損損失	—	70
その他	13	8
その他有価証券評価差額金	0	0
繰延税金資産合計	2,895	3,406
繰延税金負債	—	—
繰延税金負債合計	—	—
繰延税金資産の純額	2,895	3,406

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
法定実効税率	30.62 %	30.62 %
（調整）		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.69 %	△1.44 %
その他	△0.06 %	△0.14 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.87 %	29.04 %

(企業結合等関係)

当社（以下「AMOne」という）は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社（以下「DIAM」という）、みずほ投信投資顧問株式会社（以下「MHAM」という）、みずほ信託銀行株式会社（以下「TB」という）及び新光投信株式会社（以下「新光投信」という）（以下総称して「統合4社」という）間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	TB	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投資助言・代理業務	投資運用業務、投資助言・代理業務	信託業務、銀行業務、投資運用業務	投資運用業務、投資助言・代理業務

2. 企業結合日

2016年10月1日

3. 企業結合の方法

①MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、②TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、③DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

6. 合併比率

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM (存続会社)	MHAM (消滅会社)
合併比率(*)	1	0.0154

(*) 普通株式と種類株式を合算して算定しております。

7. 交付した株式数

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないA種種類株式15,510株を交付しました。

8. 経済的持分比率（議決権比率）

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率 50.00%

MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率 20.00%

MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率 70.00%

なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」（企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分）に基づき、「3. 企業結合の方法」①の吸収合併及び②の吸収分割については共通支配下の取引として処理し、③の吸収合併については逆取得として処理しております。

11. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

(1) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	MHAMの普通株式	144,212百万円
取得原価		144,212百万円

(2) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a. 発生したのれん	76,224百万円
b. 発生原因	被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。
c. のれんの償却方法及び償却期間	20年間の均等償却

(3) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a. 資産の額	資産合計	40,451百万円
	うち現金・預金	11,605百万円
	うち金銭の信託	11,792百万円
b. 負債の額	負債合計	9,256百万円
	うち未払手数料及び未払費用	4,539百万円

(注) 顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

(4) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a. 無形固定資産に配分された金額	53,030百万円
b. 主要な種類別の内訳	
顧客関連資産	53,030百万円
c. 全体及び主要な種類別の加重平均償却期間	
顧客関連資産	16.9年

12. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

(1) 貸借対照表項目

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
流動資産	－百万円	－百万円
固定資産	68,921百万円	60,761百万円
資産合計	68,921百万円	60,761百万円
流動負債	－百万円	－百万円
固定負債	3,643百万円	1,957百万円
負債合計	3,643百万円	1,957百万円
純資産	65,278百万円	58,804百万円

(注) 固定資産及び資産合計には、のれん及び顧客関連資産の金額が含まれております。

のれん	51,451百万円	47,640百万円
顧客関連資産	20,947百万円	17,109百万円

(2) 損益計算書項目

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業収益	一百万円	一百万円
営業利益	△8,039百万円	△7,649百万円
経常利益	△8,039百万円	△7,649百万円
税引前当期純利益	△8,039百万円	△7,649百万円
当期純利益	△6,744百万円	△6,474百万円
1株当たり当期純利益	△168,617円97銭	△161,850円28銭
(注) 営業利益には、のれん及び顧客関連資産の償却額が含まれております。		
のれんの償却額	3,811百万円	3,811百万円
顧客関連資産の償却額	4,228百万円	3,837百万円

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(収益認識関係)

1. 収益の分解情報

収益の構成は次の通りです。

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
委託者報酬	95,739百万円	102,113百万円
運用受託報酬	14,651百万円	15,156百万円
投資助言報酬	2,048百万円	2,211百万円
成功報酬（注）	1,499百万円	1,999百万円
その他営業収益	23百万円	26百万円
合計	113,962百万円	121,507百万円

（注）成功報酬は、前事業年度においては損益計算書の運用受託報酬、当事業年度においては損益計算書の委託者報酬及び運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 6. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）及び第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(1) サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(持分法損益等)

当社はPayPayアセットマネジメント株式会社の株式を取得し持分法適用関連会社としておりますが、重要性が乏しいため、関連会社に対する投資の金額等の記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

第38期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当はありません。

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当はありません。

(2) 子会社及び関連会社等

第38期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当はありません。

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当はありません。

(3) 兄弟会社等

第38期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

属性	会社等の 名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権 等の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 の兼任等	事業上 の関係				
親 会 社 の 子 会 社	株式会社 みずほ銀行	東京都 千代田 区	14,040 億円	銀行業	—	—	当社設定 投資信託 の販売	投資信託 の販売代 行手数料	7,474	未払 手数料	1,579
	みずほ証券株式 会社	東京都 千代田 区	1,251 億円	証券業	—	—	当社設定 投資信託 の販売	投資信託 の販売代 行手数料	13,932	未払 手数料	2,404

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

属性	会社等の 名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権 等の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 の兼任等	事業上 の関係				
親 会 社 の 子 会 社	株式会社 みずほ銀行	東京都 千代田 区	14,040 億円	銀行業	—	—	当社設定 投資信託 の販売	投資信託 の販売代 行手数料	8,140	未払 手数料	1,870
	みずほ証券株式 会社	東京都 千代田 区	1,251 億円	証券業	—	—	当社設定 投資信託 の販売	投資信託 の販売代 行手数料	16,655	未払 手数料	3,137

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ

(東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません

(1株当たり情報)

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり純資産額	1,975,862円96銭	2,021,173円74銭
1株当たり当期純利益金額	345,535円19銭	321,310円79銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
当期純利益金額	13,821百万円	12,852百万円
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額	—	—
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る当期純利益金額	13,821百万円	12,852百万円
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数	40,000株	40,000株
(うち普通株式)	(24,490株)	(24,490株)
(うちA種種類株式)	(15,510株)	(15,510株)

(注1) A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

該当事項はありません。

- (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

約 款

追加型証券投資信託
D I AM外国株式インデックスファンド
＜DC年金＞
約款

運用の基本方針

約款第17条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- 1) 主に外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド受益証券に投資を行い、MSCIコクサイ・インデックス（円換算ベース、配当込み）に連動する投資成果を目指して運用を行います。
- 2) 株式への実質投資割合は原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
- 3) 実質組入外貨建資産については原則為替ヘッジは行いませんが、金利・為替状況によってはヘッジを実施する可能性があります。
- 4) 有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- 5) 信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- 6) 信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

(3) 投資制限

- 1) 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 2) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において、原則として信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- 3) 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 4) 外貨建資産への投資には、制限を設けません。
- 5) 有価証券先物取引等は約款第21条の範囲で行います。
- 6) スワップ取引は約款第22条の範囲で行います。
- 7) 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第23条の範囲で行います。
- 8) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポー

ジャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（４）収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

１）分配対象額の範囲

経費控除後の利子、配当収入および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

２）分配対象額についての分配方針

委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないことがあります。

３）留保益の運用方針

留保金の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
D I AM外国株式インデックスファンド＜DC年金＞

約款

＜信託の種類、委託者および受託者＞

第1条 この信託は、証券投資信託であり、アセットマネジメントOne株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。

②この投資信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

＜信託事務の委託＞

第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

＜信託の目的、金額および限度額＞

第3条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

②委託者は、受託者と合意の上、金1兆円を限度として信託金を追加することができるものとし、追加信託を行った時は、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。

③委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

＜信託期間＞

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第45条第7項、第47条第1項、第48条第1項、第49条第1項および第51条第2項の規定による信託終了の日とします。

＜受益権の分割および再分割＞

第5条 委託者は、第3条第1項によって生じた受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

＜受益権の取得申込の勧誘の種類＞

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第2条第8項で定める公募により行われます。

＜当初の受益者＞

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第5条第1項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

＜追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法＞

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

②この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、

預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ③第26条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

<信託日時の異なる受益権の内容>

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

<受益権の帰属と受益証券の不発行>

第10条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ②委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③委託者は、第5条第1項の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。
- ④委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

<受益権の設定に係る受託者の通知>

第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

<受益権の申込み単位、価額および手数料>

第12条 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第5条第1項の規定により分割される受益権を、「累積投資約款」に基づいて結んだ契約（以下、「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対して1口単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。ただし、取得申込

日が、ニューヨーク証券取引所の休業日、英国証券取引所の休業日のいずれかと同日の場合（以下、「海外休業日」といいます。）には、受益権の取得申込に応じません。

- ②前項の取得申込者は委託者の指定する証券会社または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③第1項の受益権の取得価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、第4項に規定する手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る当該価額は、1口につき1円に、第4項に規定する手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④前項に規定する手数料の額は委託者の指定する証券会社および登録金融機関がそれぞれ別に定める手数料率を取得申込日の翌営業日の基準価額（信託契約締結前の取得申込については1口につき1円とします。）に乗じて得た額とします。
- ⑤前各項の規定にかかわらず、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者が第42条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口単位をもって受益権の売付けを行います。この場合の受益権の取得価額は、第36条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥前各項の規定にかかわらず、委託者は証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付けを取消することができるものとします。

<受益権の譲渡に係る記載または記録>

- 第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ②前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
 - ③委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

<受益権の譲渡の対抗要件>

- 第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

<投資の対象とする資産の種類>

- 第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ. 有価証券
- ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条および第23条に定めるものに限りします。)
- ハ. 金銭債権
- ニ. 約束手形
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

<運用の指図範囲等>

第16条 委託者は、信託金を、主としてアセットマネジメントOne株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。.)に投資することを指図します。

1. 株券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
6. 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9. 特定目的会社に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
14. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りします。)
15. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
16. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
17. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。)
18. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
19. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
20. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号、第12号ならびに第15号の証券または証書のうち第1号の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第15号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

②委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。.)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、原則として信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

<運用の基本方針>

第17条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

<投資する株式等の範囲>

- 第18条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- ②前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

<同一銘柄の転換社債等への投資制限>

- 第19条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、原則として、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ②前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

<信用リスク集中回避のための投資制限>

第19条の2 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

<信用取引の指図範囲>

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

②前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株予約権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

<先物取引等の運用指図・目的・範囲>

第21条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象有価証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（信託財産の組入ヘッジ対象有価証券およびマザーファンドの組入ヘッジ対象有価証券のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入ヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金とマザーファンドが限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金の割合を乗じて得た額をいいます。）を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額とマザーファンドが限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の割合を乗じて得た額をいいます。）の合計額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション

取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

②委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

③委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引をの範囲内で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用しているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象金利商品の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）の合計額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

<スワップ取引の運用指図・目的・範囲>

第22条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

②スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこ

の限りではありません。

- ③スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④前項においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等を基に算出した価額で評価するものとします。
- ⑥委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

<金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲>

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ②金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託期間に係る金利先渡取引の想定元本の総額が、信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額が、信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象外貨建資産の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の総額がヘッジ対象外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ⑤金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑥委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

<デリバティブ取引等にかかる投資制限>

第23条の2 デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

<有価証券の貸付けの指図および範囲>

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

- ②前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

＜特別の場合の外貨建資産への投資制限＞

第25条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

＜外貨為替予約の指図＞

第26条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

- ②前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、原則として信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ③前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

＜保管業務の委任＞

第27条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

＜有価証券の保管＞

第28条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

＜混蔵寄託＞

第29条 金融機関または証券会社(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を終結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

＜信託財産の登記等および記載等の留保等＞

第30条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

＜一部解約の請求および有価証券売却等の指図＞

第31条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

<再投資の指図>

第32条 委託者は、前条の規定による一部解約代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

<資金の借入れ>

第33条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

②一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

③収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④借入金の利息は信託財産中より支弁します。

<損益の帰属>

第34条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

<受託者による資金の立替え>

第35条 信託財産に属する有価証券について、借替え、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

<信託の計算期間>

第36条 この信託の計算期間は、原則として毎年2月16日から翌年2月15日までとします。ただし、第1計算期間は平成14年9月5日から平成15年2月15日までとし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

②前項にかかわらず、前項の原則により計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

<信託財産に関する報告>

第37条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

<信託事務の諸費用>

第38条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②信託財産の財務諸表監査に要する費用は、第36条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて計算し、毎年8月15日（休業日のときは翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに信託財産中より支弁します。

<信託報酬等の総額および支弁の方法>

第39条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第36条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に次の各号に掲げる率を乗じて得た額とします。

1. 信託契約締結日から平成14年12月15日までの信託報酬の率は、年10,000分の78の率とします。

2. 平成14年12月16日以降の信託報酬の率は、年10,000分の25の率とします。

②前項の信託報酬は、毎年8月15日（休業日のときは翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者および受託者間の配分は別に定めるものとします。

③第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

<収益の分配方式>

第40条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額、監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」と言います。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額、監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のある時は、その金額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

<収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責>

第41条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第43条第1項に規定する支払開始日まで、一部解約金については第43条第2項に規定する支払日まで、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

<収益分配金の再投資等>

第42条 受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付されます。

②委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、別に定める契約に基づき、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名义で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。

す。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③収益分配金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- ④第3項および第43条第4項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

<償還金および一部解約金の支払い>

- 第43条 償還金は、信託終了後1ヶ月以内の委託者の指定する日から信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。
- ②一部解約金は、第45条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。
 - ③前各項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとします。
 - ④償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

<償還金の時効>

- 第44条 受益者が、信託終了による償還金については第43条第1項に規定する支払い開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

<信託契約の一部解約>

- 第45条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、一部解約の実行の請求日が海外休業日に該当する場合は、委託者は一部解約の実行の請求に応じません。
- ②平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。
 - ③委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
 - ④前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
 - ⑤委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情がある

ときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。

⑥前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第4項の規定に準じて算出した価額とします。

⑦委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、第47条の規定を準用するものとします。

<質権口記載又は記録の受益権の取り扱い>

第46条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

<信託契約の解約>

第47条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃の場合、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑤委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑥第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

<信託契約に関する監督官庁の命令>

第48条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第52条の規定にしたがいます。

<委託者の登録取消等に伴う取扱い>

第49条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第52条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

<委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い>

第50条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

<受託者の辞任および解任に伴う取扱い>

第51条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第54条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

②委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

<信託約款の変更>

第52条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

②委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

<反対者の買取請求権>

第53条 第47条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第47条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、投資信託及び投資法人に関する法律第30条の2の規定に基づき、受益権の買取を請求することができます。

<公告>

第54条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am-one.co.jp/>

②前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

<運用報告書に記載すべき事項の提供>

第55条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

②前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

<信託約款に関する疑義の取扱い>

第56条 この信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者の協議により定めます。

(附則)

- 第1条 この約款において「累積投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する証券会社および登録金融機関が締結する「累積投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「累積投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。
- 第2条 平成18年12月29日現在の信託約款第10条、第11条、第13条から第15条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。
- 第3条 第23条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- 第4条 第23条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成14年9月5日（信託契約締結日）

委託者	興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社
受託者	みずほ信託銀行株式会社

親投資信託
外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド

約款

運用の基本方針

約款第16条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

海外の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- 1) 主に海外の株式に投資を行い、MSCIコクサイ・インデックス（円換算ベース、配当込み）に連動する投資成果を目指して運用を行います。
- 2) 株式への投資は原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
- 3) 組入外貨建資産については原則為替ヘッジは行いませんが、金利・為替状況によってはヘッジを実施する可能性があります。
- 4) 有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る先物オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- 5) 信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- 6) 信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うことができます。

(3) 投資制限

- 1) 株式への投資割合には、制限を設けません。
- 2) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において、原則として信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- 3) 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、原則として信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 4) 外貨建資産への投資には、制限を設けません。
- 5) 有価証券先物取引等は約款第20条の範囲で行います。
- 6) スワップ取引は約款第21条の範囲で行います。
- 7) 金利先渡し取引および為替先渡し取引は、約款第22条の範囲で行います。
- 8) デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為

替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

9) 外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。

10) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。